弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域

発掘調査概報 III

弘福寺領山田郡田図関係遺跡発掘調査事業に伴う調査概要

1990. 3

高松市歴史民俗協会

はじめに

弘福寺領讃岐国山田郡田図は、奈良時代の村落の状況を克明に伝えている絵図として全国的にも重要視されています。その田図が高松市林町の一部にあたることは古くから先学の指摘するところでありました。その重要な比定地にも開発の波が押し寄せてきたのは、つい最近のことであります。

そのような状況のもと、文化庁の指導を得て本格的な調査に着手したのが、昭和62年度のことであります。各分野の先生方に弘福寺領讃岐国山田郡田図調査委員会へ参加していただき、我が国最古の田図にアプローチすることになったわけでございます。先生方を始め関係機関、関係者各位の献身的な御協力をいただき、調査成果を着々と積みあげつつあります。本調査概報は、その３年次目の成果としてまとめたものです。

本調査も、あと２箇年間の予定であります。今後とも、本調査委員会をはじめとした関係者各位、文化庁および香川県教育委員会等の関係機関に、なお一層の御協力をいただきながら全力をつくす所存でございます。

最後になりましたが、本調査にあたり格別の御尽力を賜りました関係者各位に厚くお礼申し上げます。

平成２年３月

高松市教育委員会

教育長　三木　義夫

凡　　例

1．本書は、高松市教育委員会が国庫補助及び県費補助を得て、平成元年度に実施した弘福寺領山田郡田図関係遺跡発掘調査事業の概報である。

2．事業の対象区域は、高松市林町の弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地である。

3．文化庁記念物課　増渕　徹　文部技官のご指導をいただいた。

4．事業の実施にあたって、弘福寺領讃岐国山田郡田図調査委員会を組織した。その構成は下記のとおりである。

	氏　名	職　名
委員長	木原溥幸	香川大学教育学部教授
副委員長	三木義夫	高松市教育委員会教育長
委員	石上英一	東京大学史料編さん所助教授
委員	金田章裕	京都大学文学部助教授
委員	工楽善通	奈良国立文化財研究所 埋蔵文化財センター集落研究室長
委員	権藤典明	高松工業高等専門学校助教授
委員	丹羽佑一	香川大学教育学部助教授
委員	香川行雄	高松市都市開発部長
調査員	内田忠賢	京都大学教養部助手
調査員	高橋　学	立命館大学非常勤講師
調査員	外山秀一	山梨文化財研究所第7研究室長
調査員	山本英之	高松市教育委員会文化振興課主事

5．現地調査にあたっては、調査地を提供していただいた土地所有者をはじめ、関係者の方々のご理解とご協力をいただいた。

6．事業担当課は、高松市教育委員会文化振興課で、上記委員会に所属する者以外の関係者は次のとおりである。

多田　孜	教育部長
増出昌三	教育部次長
三木丸夫	文化振興課長
亀井　俊	文化振興課長補佐
藤井雄三	文化振興課係長
川畑　聡	文化振興課事務員
中西克也	文化振興課非常勤嘱託

7．調査全期間にわたって、末光甲正氏、山元敏裕氏の協力を得た。

8．本書の執筆は、調査関係者による。総論では、文責を明らかにするために、文末に執筆者名を記した。

9．本書の編集は、藤井の指導のもとに山本、中西が行った。

10．本書の遺構・遺物挿図の指示は以下の通りである。
(1)遺構実測図の方位は磁北である。
(2)遺構実測図の高度値は標準海抜高度である。

11．土層の色調は、「新版　標準土色帖」（農林省農林水産技術会議事務局　監修　1967年）を基準とする。

12．本書に用いている遺構記号は次の通りである。
ＳＤ　溝　　ＳＫ　土坑　　ＳＸ　性格不明の遺構

本　文　目　次

第Ⅰ章　総　論……1

第1節　調査に至る経緯……1

第2節　遺跡の地理的位置と歴史的環境……2

第3節　調査概要……5

第4節　調査の成果……24

第Ⅱ章　各　論……25

第1節　弘福寺領讃岐国山田郡田図の分析（3）……25

第2節　弘福寺領讃岐国山田郡田図の微地形表現……60
—東大寺開田地図との比較を通して—

第3節　ムラの祭祠的空間構成……77
—多肥地区の場合—

挿　図　目　次

第1図　周辺主要埋蔵文化財分布地図……3
第2図　調査区位置図……6
第3図　トレンチ設定図……7
第4図　土層図（1）……8～9
第5図　土層図（2）……10～11
第6図　土層図（3）……12～13
第7図　第2～3層遺構配置図……15
第8図　SK01・02実測図……15
第9図　SK03実測図……15
第10図　第18層遺構配置図……16
第11図　SD01実測図……16
第12図　SD02実測図……16
第13図　SD03・04実測図……16
第14図　SX01実測図……18
第15図　第19層不定形小区画水田実測図……19
第16図　第20層定形小区画水田実測図……20
第17図　出土遺物実測図（1）……22
第18図　出土遺物実測図（2）……23
第19図　東岡寺山周辺の旧地割り……30
第20図　上林地区の条里プラン……31
第21図　讃岐国名勝図絵に描かれた岩田神社と吉国寺……33
第22図　山田郡田図南地区の順道図絵による18世紀の地割り……35
第23図　順道図絵の地割りと山田郡条里プラン……42
第24図　池台池の水利体系……42
第25図　順道図絵による地割り（作図・末光）……58～59
第26図A　1989年度発掘地点における8～13世紀頃の地表面に対応するとみられる溝状遺構……61
B　山田郡田図の発掘調査地点に対応する区画……61
C　第26図Bの記載面積に従った修正案……61
第27図　山田郡田図に描かれた直線の地目境界線……63

第28図　越前国坂井郡高串村東大寺大修羅供分田地図……67
第29図　東大寺領越前国足羽郡道守村開田地図の表現法……68
第30図　道守村開田地図比定地付近の旧版地形図……70
第31図　道守村開田地図東南部における山・岡の表現の概要……72
第32図　現字名と旧免名……79
32-1　多肥上町……79
32-2　多肥下町……80
32-3　出作町……80
第33図　神社と地神塔……81
33-1　多肥上町……81
33-2　多肥下町……82
33-3　出作町……82
第34図　小石祠……84
34-1　多肥上町……84
34-2　出作町……85
第35図　寺院と地蔵……86
35-1　多肥上町……86
35-2　多肥下町……87
35-3　出作町……87
第36図　その他……88
36-1　多肥上町……88
36-2　多肥下町……89
36-3　出作町……89

表　目　次

表　1　順道図絵の宮西地区の地籍……36～37
表　2　『東讃郡村免名録』による免名・小地名……78

図　版　目　次

図版１－１）　発掘調査前（西側より）
　　－２）　発掘調査前（北側より）
図版２－１）　第１トレンチ東壁土層
　　－２）　第１トレンチ東壁土層
図版３－１）　第３トレンチ西壁土層
　　－２）　第３トレンチ西壁土層
図版４－１）　ＳＤ01完掘状況
　　－２）　ＳＤ01土層
図版５－１）　ＳＤ02完掘状況
　　－２）　ＳＤ02土層
図版６－１）　ＳＤ03・04完掘状況
　　－２）　ＳＤ03・04土層
図版７－１）　ＳＤ01完掘状況（第４トレンチ）
　　－２）　ＳＤ05完掘状況
図版８－１）　ＳＸ01上面検出状況
　　－２）　ＳＸ01完掘状況（西側より）
図版９－１）　ＳＸ01完掘状況（北側より）
　　－２）　ＳＸ01完掘状況（西側より）
図版10－１）　第19ａ層上面不定形小区画水田上面検出状況
　　－２）　第19ａ層上面不定形小区画水田完掘状況
図版11－１）　第20ａ層上面定形小区画水田完掘状況（第４トレンチ）
　　－２）　第20ａ層上面定形小区画水田完掘状況（第１トレンチ）
図版12－１）　第20ａ層上面定形小区画水田完掘状況
　　－２）　同上
図版13－１）　第20ａ層上面定形小区画水田完掘状況
　　－２）　第20ａ層上面定形小区画水田畦畔
図版14－１）　調査終了状況
　　－２）　出土遺物（１）
図版15－１）　出土遺物（２）
　　－２）　出土遺物（３）

第 I 章　総　　論

第1節　調査に至る経緯

昭和62年度より、5箇年の計画で始められた弘福寺領山田郡田図関係遺跡発掘調査事業も、はや折り返し点の3年次目を迎えることとなった。

過去2回の発掘調査では、田図比定地及びその周辺の旧地形の分析、土地利用の変遷等に関するデータが徐々に集積され、高松平野の歴史地理的状況が次第に明らかになりつつある。これには、弘福寺領田図の調査のみならず、香川県埋蔵文化財調査センターの高松東道路関係調査、高松市が今年度より始めた太田第二土地区画整理及び高松東道路関連の発掘調査等にも拠るところが大きい。このうち、弘福寺関連のものについては、昨年度の調査概報で、金田委員が事業の中間整理という形で簡潔にまとめて下さっている[1]。

今年度の調査は、平成元年11月4日の調査委員会によって本格的に動き始めた。委員会の開催にあたっては、文化庁より増渕文部技官、県教育委員会より大山文化財調査係長の出席を頂いた。そして討議の結果、田図北地区においては昨年度の調査地の西南にあたる林町1937番地の水田に本調査区を設定、南地区では桜木神社の東側に何箇所かの坪掘りによる試掘を入れることが決まった。

現地調査については、昨年度の失敗に鑑み委員会終了後できる限り速やかに開始するよう努力したが、発掘作業員の募集という思わぬところで頓挫し、結局12月4日までずれ込むこととなった。このため、当初予定の南地区の試掘調査については断念せざるを得なかったが、埋め戻し等に重機を導入して調査能率の向上をはかった結果、2月中旬には現地調査の大部分を終了し、3月上旬中には現地の埋め戻しまでの全ての調査を完了した。

調査成果の検討会は、1月31日に実施した。以上が、今年度の調査日程の概略である。

なお、末尾ながら、快く調査地を提供して下さった土地所有者の方々、寒風吹きすさぶ中、連日にわたって発掘調査に従事していただいた作業員の方々、その他調査委員および調査員の先生方、文化庁、香川県教育委員会の方々等々に厚くお礼申し上げる次第である。　（山本）

註

1）　金田章裕「弘福寺領讃岐国山田郡田図と条里プラン」、『弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域発掘調査概報』II

第2節　遺跡の地理的位置と歴史的環境

弘福寺領田図周辺の地理的環境、遺跡の分布状況等は本事業関連の過年度の概報に詳しいため[1]、ここでは重複を避けて、最近の調査で得られた知見のみを記すことにする。

従来、高松平野の遺跡については空白の部分が多かったが、ここ2、3年の香川県埋蔵文化財調査センターの国道関連調査、高松市教育委員会の太田第二土地区画整理事業区域における一連の調査等で、それらの状況がかなり明確になってきた。いずれも現在継続中の事業で正式な調査報告書の刊行を見ていないが、年報、調査概報等で一部が公表されている[2]。

高松平野に最初に人類の足跡が認められるのは、今から約3万年前の旧石器時代にまで遡る。三谷南山遺跡でナイフ型石器1点、木太新池（通称大池）で有舌尖頭器2点の出土が知られている。縄文時代では、晩期の遺物が林坊城遺跡、さこ・長池遺跡の2箇所で見られる。いずれも旧河道底からの出土で土器片とともに農耕具と見られる木製品が出土している。弥生前期では、従前より遺物の散布が知られていた天満遺跡（天満・宮西遺跡）で、都市計画道路予定地の緊急調査によって溝、土坑等を確認されているほか、大池池底にも遺物の散布が知られている。

弥生時代中期以降になると、現在平野部で調査が進められている殆んどの調査地で何らかの遺跡が検出されているが、個々の遺跡での状況は必ずしも明確ではない。それらの中で特筆されるべきは、弥生時代後期前半のおびただしい量の遺物を持った集落跡である上天神遺跡、弥生中期前半の櫛描文を中心とした川揚がりの一括遺物と、弥生前期から中世にかけての水田跡を確認したさこ・長池遺跡、弥生後期後半から末にかけての集落跡である前述、天満・宮西遺跡等で、これらも含めて、今後の正式な調査報告が待たれるところである。　　（山本）

註

1）『高松市太田地区周辺遺跡詳細分布調査概報』　高松市教育委員会　1987年

2）『香川県埋蔵文化財調査年報　昭和59年度～昭和62年度』　香川県教育委員会 1988年、
『香川県埋蔵文化財調査年報　昭和63年度』　香川県教育委員会　1989年、『国道バイパス及び四国横断自動車道建設予定地内　埋蔵文化財詳細分布・試掘調査概報』　香川県教育委員会　1989年
『一般国道11号線高松東バイパス建設予定地内 埋蔵文化財試掘調査報告』 香川県教育委員会 1988年

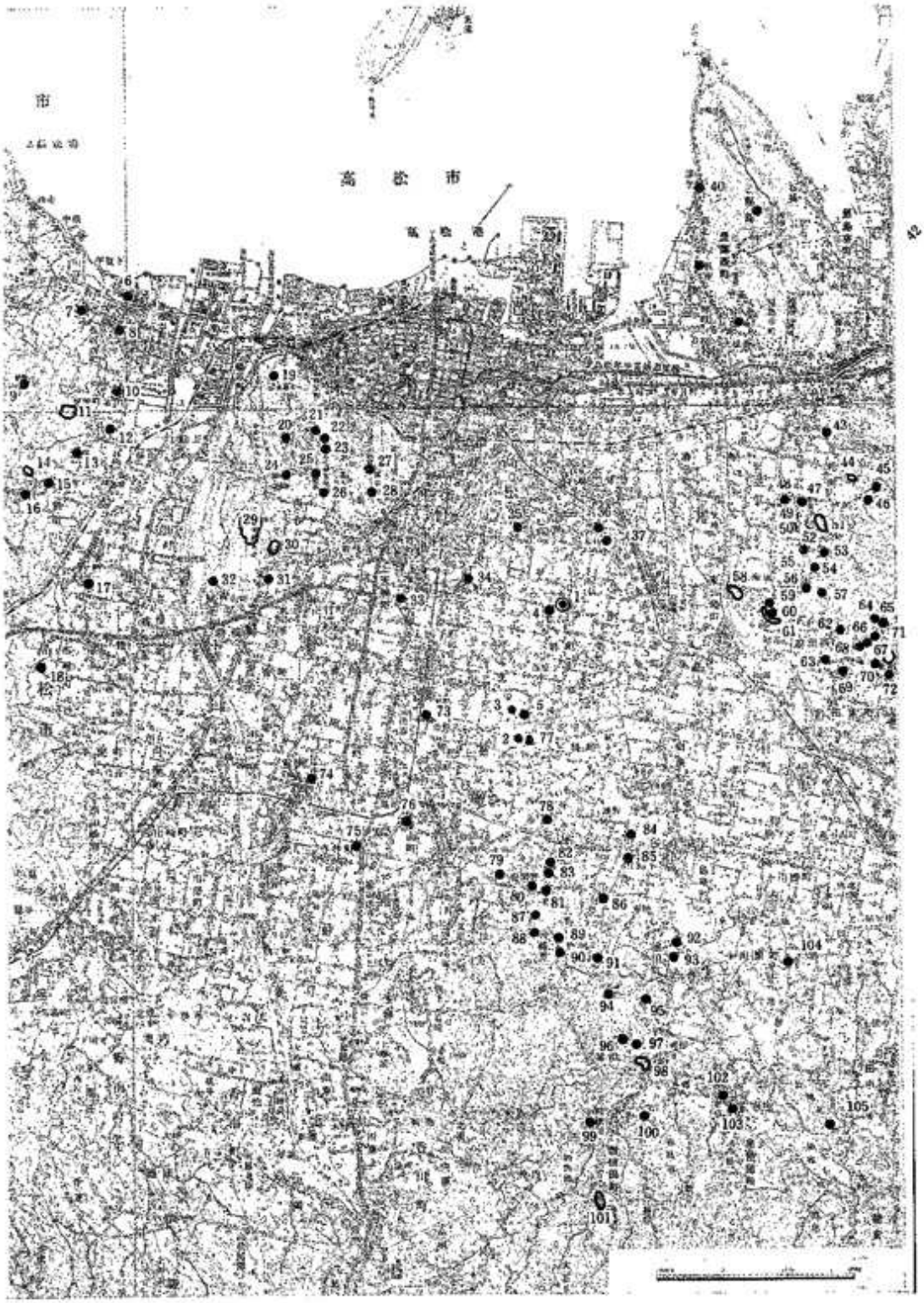

第１図　周辺主要埋蔵文化財所在図

第1図　分布地図地名表

1　平成元年度調査区
2　昭和63年度第II調査区
3　昭和63年度第III・IV調査区
4　昭和62年度第I地点
5　昭和62年度第II～IV地点
6　芝山城跡
7　勝賀廃寺
8　藤尾城跡
9　勝賀城跡
10　是竹薬師遺跡
11　かしが谷古墳群
12　佐料遺跡・城跡
13　今岡古墳
14　平木古墳群
15　大塚古墳
16　古宮権現神社古墳
17　御廐大塚古墳
18　御廐天神社古墳
19　下ノ山遺跡
20　摺鉢谷古墳群
21　北大塚古墳
22　鏡塚古墳
23　石船塚古墳
24　猫塚古墳
25　姫塚古墳
26　鶴尾神社4号墳
27　稲荷山姫塚古墳
28　室山城跡
29　浄願寺山古墳群
30　南山浦古墳群・遺跡
31　坂田廃寺
32　ガメ塚古墳
33　上天神遺跡
34　佐藤城跡
35　天満遺跡
36　白山神社古墳
37　神内向井城跡
38　屋島中央古墳群
39　浜北古墳群
40　浦生遺跡
41　長崎鼻古墳
42　屋島城跡
43　喜岡城跡
44　長尾古墳群
45　南谷古墳
46　南谷遺跡
47　小山古墳
48　石塚古墳
49　山下古墳
50　山下廃寺
51　岡山古墳群
52　丸山古墳
53　大谷山古墳
54　久本山東峯古墳
55　久本古墳
56　北山古墳
57　滝本古墳
58　久米山古墳群
59　久米池南・茶臼山遺跡
60　高松市茶臼山古墳
61　茶臼山古墳群
62　田楽古墳
63　前田城跡
64　金石山1号墳
65　金石山2号墳
66　平尾1号墳
67　平尾2号墳
68　平尾3号墳
69　宝寿寺廃寺
70　平尾4号墳
71　平尾小古墳群
72　潮満塚古墳
73　多肥廃寺
74　田村神社遺跡
75　百相廃寺
76　百相城跡
77　拝師廃寺
78　加摩羅神社古墳
79　雨山南遺跡・古墳
80　小日山1号墳
81　小日山2号墳
82　平石上1号墳
83　平石上2号墳
84　高野丸山古墳
85　高野南古墳群
86　三谷石船古墳
87　矢野面古墳
88　三谷三郎池遺跡（縄文）
89　三谷三郎池西岸窯跡
90　三谷三郎池遺跡（弥生）
91　三谷通谷遺跡
92　光専寺山遺跡
93　池田城跡
94　大麻山城跡
95　中山田遺跡・古墳群
96　尾越2号墳
97　尾越1号墳
98　大亀古墳群
99　大糸古墳群
100　切谷遺跡
101　東神内古墳群
102　下司廃寺
103　下司遺跡
104　十河城跡
105　公渕池窯跡群

第３節　調査概要

1．調査の概要（第２～３図）

本年度の調査区は、大池東南隅の水田に設定し、昭和63年度第１調査区に南隣する（第２図斜線スクリーントーン部）。昭和62年度調査の第１地点より約300ｍ東側に位置する。調査区の北西側は、大池上手の堤防があり、その最南端部に大池への水の取入口がある。調査区の南側は水田が広がっており、調査区に南隣する３枚の水田は、東側の水田の標高が高く、西側になるにしたがい約５cmずつ低くなっている。その西側の水田より調査区の水田は若干低くなっており、全体として南東方向から北西方向に傾斜している。調査区のある水田と堤防の間には水路があり、水は南から北方向に流れており、調査区の北側には石組みの井戸がある。

調査トレンチは、現水田のコンクリート畦畔を基にして北に向いた「Ｅ」形に設定し、南北方向の長さは30m、東西方向53m、幅３ｍとする。調査面積は400㎡である。「Ｅ」形のトレンチは、南北方向のトレンチを東から第１トレンチ・第２トレンチ・第３トレンチとし、最も長い東西方向を第４トレンチとする。第２トレンチと第４トレンチの交差するＰ．１．より東側約２ｍに調査区のある水田を二分するコンクリート畦畔があるため、畦畔を中心に両側２ｍ間は掘り下げない事とし、約12㎡だけ調査面積が少なくなった。

調査は、現耕作土を除去した後にトレンチに沿って幅60cmの側溝を掘削し、土層観察と排水を兼ねる事とした。その土層観察結果に基づいて、土層ごとに掘り下げ、その度に遺構確認し、遺物を取り上げた。土坑、溝、溝状落ち込み等の調査終了後に、調査区東側の水田の第１トレンチと第４トレンチは、さらに掘り下げて調査を行い、２時期の小区画水田を検出し、調査を終了した。

2．基本層序（第４～６図）

すべてのトレンチに幅60cmの側溝を掘削し、土層観察を行った。第１・２トレンチは東壁、第３トレンチは西壁、第４トレンチは南壁の土層図を作成した。

今回の発掘調査では現水田下約２ｍの間に27層の土層が確認された。27層のうち、土坑、溝や溝状落ち込みに埋積した土層が９層含まれており、調査区全体の基本層序は16層である。その16層は、表面に植物が繁茂したり、人間によって耕作されるなどして表土層が形成されたａ層と土壌化が及ばず当初の堆積構造がそのまま残されているｂ層に分けられ、さらに一部であるが堆積構造は洪水時の状態を維持しているがｂ層とは層相を異にするｃ層、ａ層とｂ層の両方の性格を持つａ'層[1]に分けられる。その詳細は第４～６図を参照されたい。

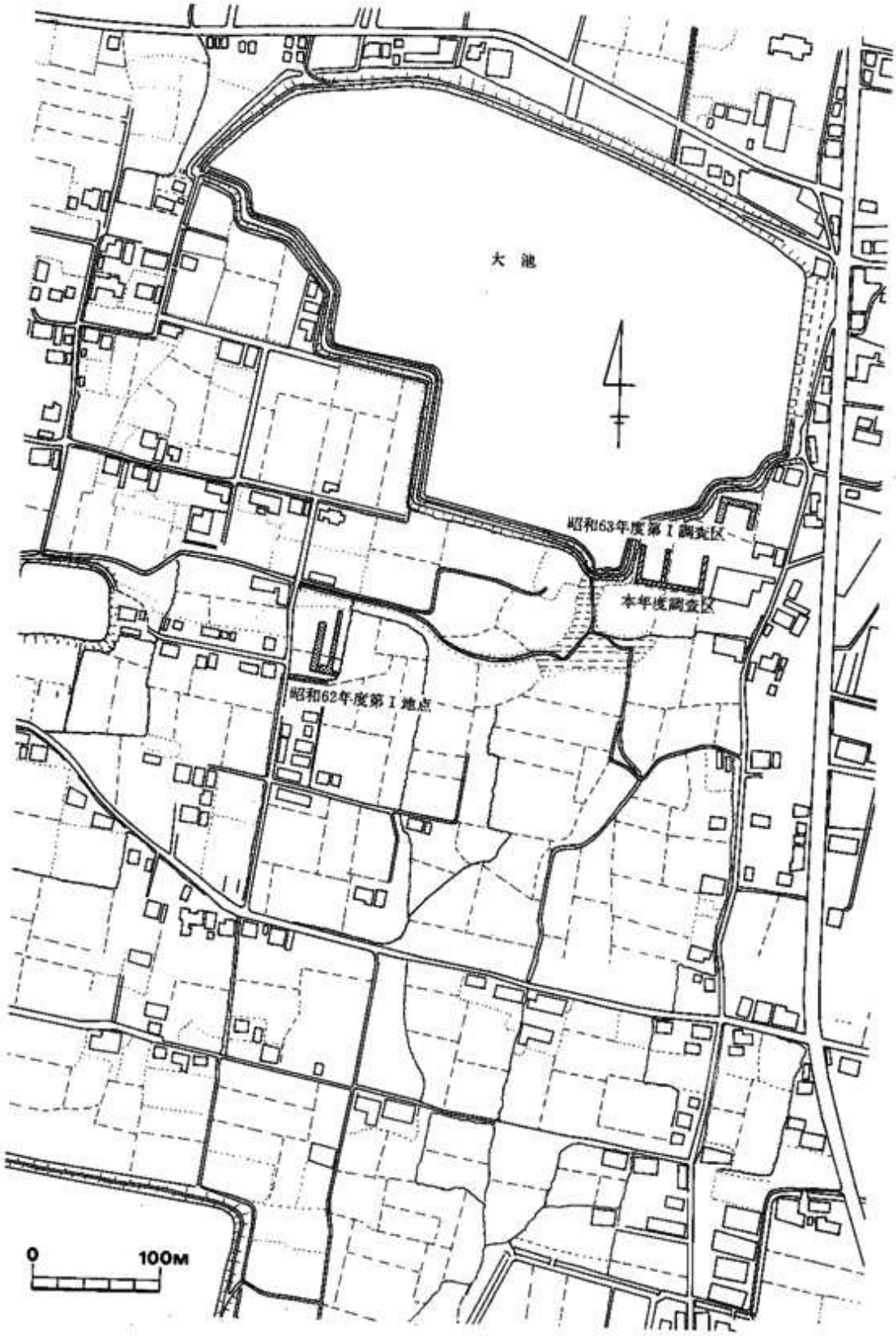

第2図　調査区位置図

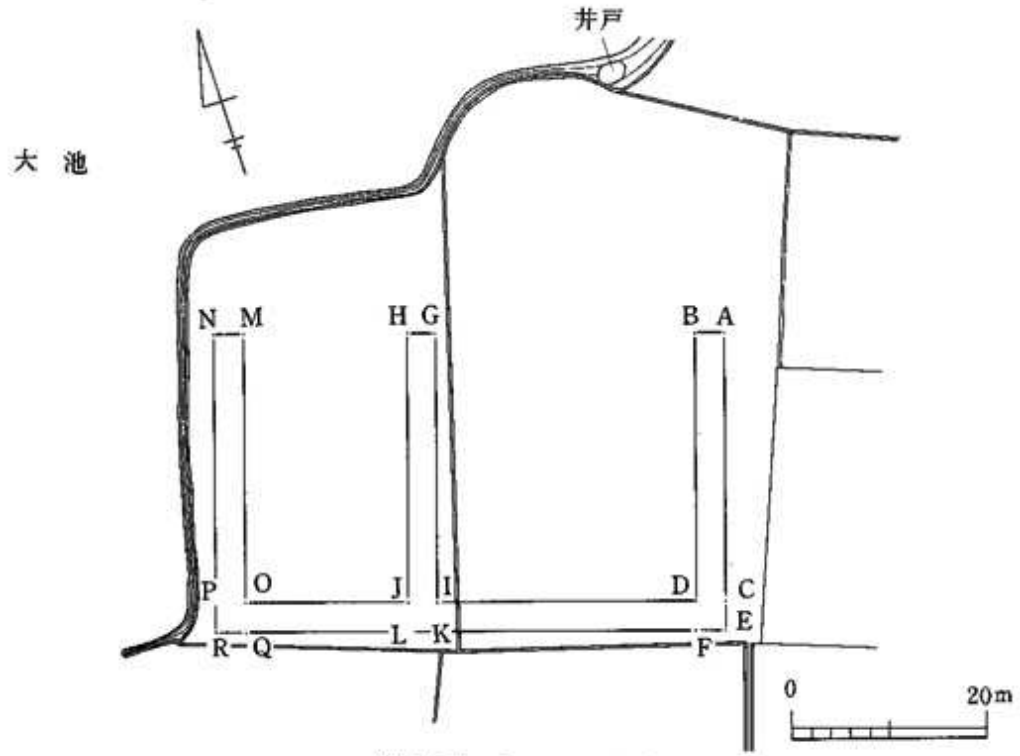

第3図　トレンチ設定図

16層の土層は、大別すると6区分する事ができる。まず、現水田とその床土の第1層、褐灰色シルト質極細砂のａ層と明黄褐色シルト質極細砂のｂ層が交互に重なっている第2～6層、灰黄色シルト層極細砂のａ層と灰白色シルト質極細砂のｂ層が交互に堆積する第7～12層、長期間地表面であり畠地、水田に利用され、溝や溝状落ち込みが検出された黒褐色シルト質極細砂の第18層、小区画水田面である第19・20層、最後に灰色シルトの第21～22層である。第1～12層までは条里型水田であり、ｂ層に酸化鉄が集中しており、灌漑施設が整備された乾田として利用されていたと思われる。第18層は調査区全域で検出できるが、第1トレンチにおいてａ層とｂ層の区別が明瞭でなく、畠地であった可能性を持つ。第19層は不定形小区画水田であり、第20層は定形小区画水田である。

3．遺構（第7～16図）

現水田から上層ごとに掘り下げて調査を行い、現表土面から最深約2ｍまでの間に27層の土層を確認し、調査において検出された遺構を層別にその詳細を表わす。

(1)第2ａ・3ａ層上面（第7～9図）

第4トレンチにおいて、土坑、犂痕を検出する。犂痕は第2ａ層上面より確認される。犂痕

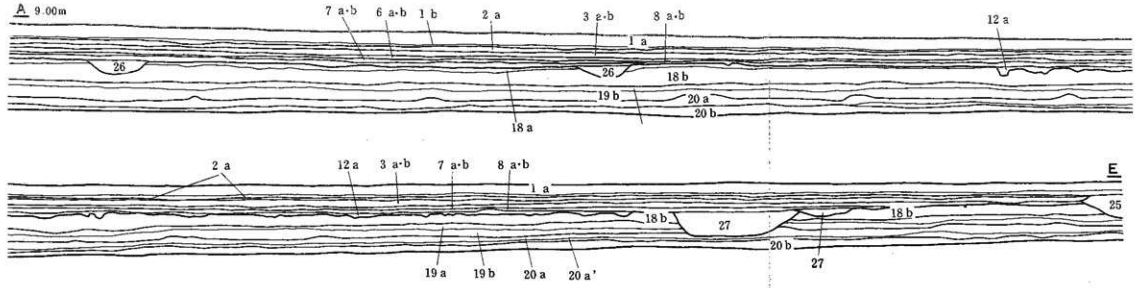

第1トレンチ　東壁土層図

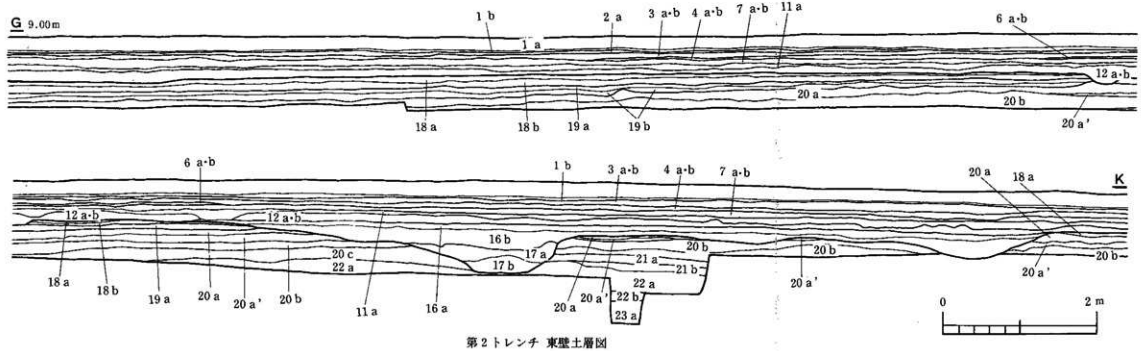

第2トレンチ　東壁土層図

第4図　土層図(1)

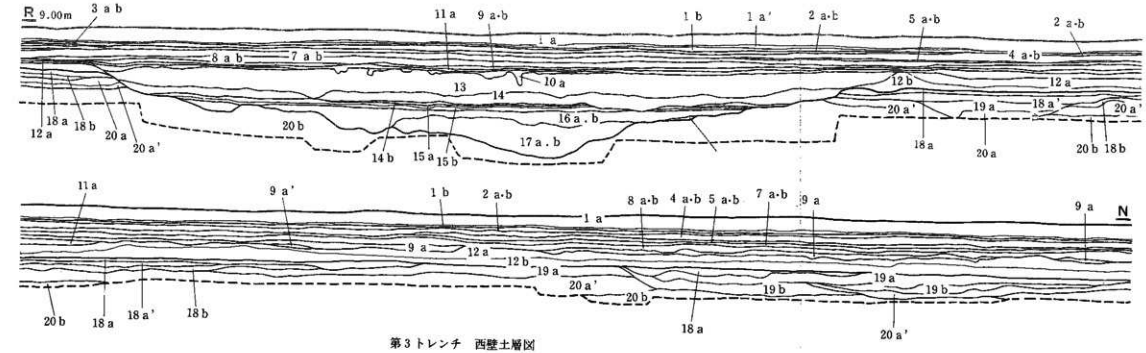

第3トレンチ　西壁土層図

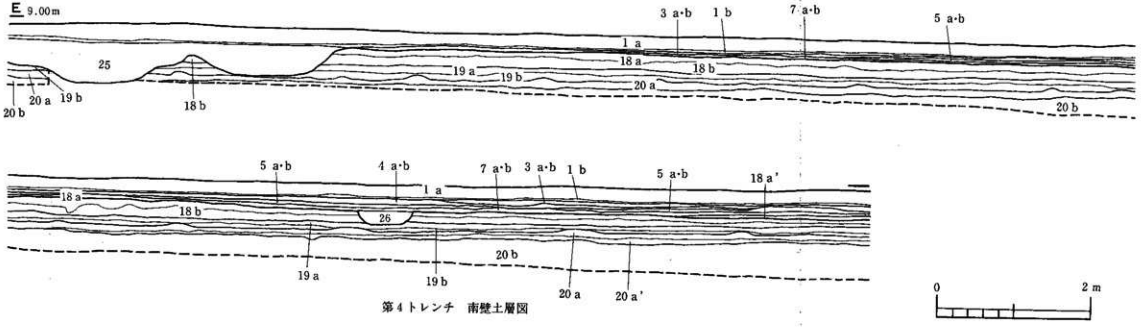

第4トレンチ　南壁土層図

第5図　土　層　図　(2)

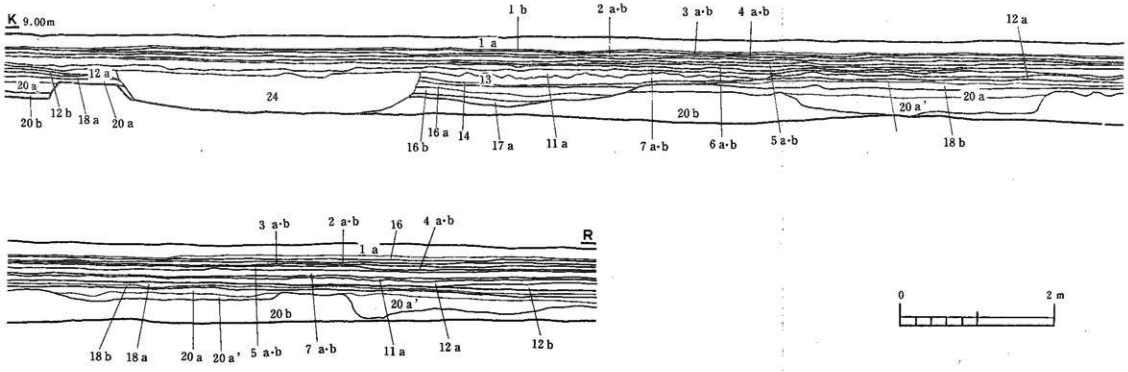

第4トレンチ　南壁土層図

第6図　土層図(3)

1a	灰色シルト質極細砂	5Y5/1	soil
1a'	灰色シルト質極細砂	5Y6/1	soil
1b	浅黄橙色シルト質極細砂	7.5Y R8/6	酸化鉄
2a	灰白色シルト質極細砂	7.5Y7/1	soil
2b	明黄褐色シルト質極細砂	10Y R8/6	酸化鉄
3a	灰色シルト質極細砂	7.5Y6/1	soil
3b	にぶい黄橙色シルト質極細砂	10Y R7/4	酸化鉄
4a	灰白色シルト質極細砂	7.5Y7/1	soil
4b	明黄褐色シルト質極細砂	10Y R6/8	酸化鉄
5a	褐灰色シルト質極細砂	10Y R6/1	soil
5b	褐色シルト質極細砂	7.5Y R4/6	酸化鉄
6a	褐灰色シルト質極細砂	10Y R6/1	soil
6b	明黄褐色シルト質極細砂	10Y R6/8	酸化鉄
7a	浅黄色シルト質極細砂	2.5Y7/3	soil
7b	明黄褐色シルト質極細砂	2.5Y7/6	
8a	浅黄色シルト質極細砂	2.5Y7/3	soil
8b	明黄褐色シルト質極細砂	2.5Y7/6	
9a	浅黄色シルト質極細砂	2.5Y7/3	soil
9a'	浅黄色シルト質極細砂	2.5Y7/4	soil状
9b	明黄褐色シルト質極細砂	2.5Y7/6	
10a	黒色シルト質極細砂	10Y R2/1	soil
11b	黒色＋灰白色シルト質極細砂	10Y R2/1＋10Y R7/1	soil
11b	灰白色シルト質極細砂	10Y R7/1	
12a	黄灰色シルト質極細砂	2.5Y6/1	soil
12b	灰白色シルト質極細砂	2.5Y7/1	
13	灰白色シルト質極細砂	7.5Y8/1	
14a	淡黄色シルト質極細砂	7.5Y8/3	
14b	灰黄色シルト質極細砂	2.5Y7/2	
15a	灰色シルト質極細砂	5Y4/1	soil
15b	灰黄色シルト質極細砂	2.5Y7/2	
16a	灰白色シルト質極細砂	2.5Y7/1	soil
16b	灰黄色シルト質極細砂	2.5Y7/2	
17a	灰色極細砂シルト	N6/0	soil
17b	灰白色＋オリーブ黒色シルト質極細砂	7.5Y7/1＋7.5Y3/1	
18a	黒褐色シルト質極細砂	7.5Y R3/1	soil
18a'	褐灰色シルト質極細砂	7.5Y R4/1	soil
18b	灰白色細砂	2.5Y8/1	滲流泥濃
19a	褐灰色シルト質極細砂	10Y R6/1	soil
19b	灰白色シルト質細砂	2.5Y7/1	滲流泥濃
20a	黒褐色シルト質極細砂	7.5Y R3/1	soil
20a'	褐灰色シルト質極細砂	10Y R6/1	
20b	黄灰色シルト質極細砂	2.5Y6/1	
20c	黄橙色極細砂シルト	10Y R7/8	
21a	灰色極細砂シルト	5Y5/1	soil
21b	灰白色極細砂シルト	2.5Y7/2	
22a	灰白色極細質シルト	10Y7/1	グライ化
22b	黄灰色極細質シルト	2.5Y6/1	
23a	灰色シルト	7.5Y6/1	
24	黒色粗砂＋灰白色シルト	N2/0＋N8/0	粘土採集充填
25	灰白色シルト質細砂	N8/0	土坑充填
26	灰褐色シルト質細砂	7.5Y5/2	溝充填
27	灰黄色シルト質細砂	2.5Y R7/2	溝充填

は若干湾曲しながら東西方向に平行して走る犂と70cm間隔で南北方向に延びる犂があるが、後者は非常に掘り込みが浅く、不明瞭である。東西方向の犂痕の幅は10～30cmであり、間隔は20～70cmである。

ＳＫ01（第８図）　第４トレンチの東端に位置し、ＳＰ02と接して検出される。平面形は隅丸長方形を呈し、検出された長軸は2.5m、深さは40cmを測る。掘り込みは段を有する。底面近くに約10cmの石２個が検出される。出土遺物は非常にわずかであり、染付碗を出土する。

ＳＫ02（第８図）　ＳＫ01の西側に位置し、大部分がトレンチ外にかかっているため、詳細は不明であるが、検出された平面形は楕円形を呈し、1.78mの規模と25cmの深さを有する。掘り込みは、若干の段を持つ。出土遺物は無い。

ＳＫ03（第９図）　第４トレンチ中央やや西寄りに位置し、半分のみ検出される。平面形は円形を呈し、直径1.20m、深さ25cmを測る。出土遺物は無い。

(2)第12ａ層上面（第７図）

第２トレンチにおいて、粘土採集跡を２ケ所検出する。平面形はトレンチに沿った長方形を呈し、細長く南北方向に延びている。深さは確認面より60cm以上であり、第23層まで達している。粘土採集跡の上面の土層堆積状態は周囲と全く同一であり土壌層と非土壌層が規則正しく堆積している事と埋土内より染付碗・皿等が出土している事より、江戸時代に行われた粘土採りであると考えられる。

(3)第18ａ層上面（第10～14図）

昨年度の調査では格子状の溝、犂痕、牛の足跡が検出された第８ａ層と同一層である。今回の調査においても昨年同様に溝、畝痕、犂痕、溝状落ち込みが検出される。

ＳＤ01（第11図）　第１トレンチ北側と第４トレンチほぼ中央において検出される。溝は北東から南西方向に延びており、検出された長さは7.2mであり、幅60cm、深さ20cmを測る。断面はＵ字形を呈し、底面はほぼ平坦であり、水流の方向は不明である。出土遺物は無い。

ＳＤ02（第12図）　第１トレンチ中央やや北寄りの位置で、ＳＤ01とほぼ平行している。検出された長さは2.9m、幅65cm、深さ10～15cmを測る。北側の掘り込みはゆるやかであり、断面は変形Ｕ字形を呈する。底面は西から東にやや低くなっているが、水流の方向は不明である。出土遺物はない。

ＳＤ03（第13図）　第１トレンチ南端より４m北側において、トレンチと直交して東西に延びる。検出された長さは2.4m、幅60cm、深さ８cmを測り、非常に浅い溝である。底面はほぼ平坦であり、数個の小石が見つかる。水の流れた方向は東から西方向である。土層断面によりＳＤ04より新しい溝である事が確認される。出土遺物はない。

ＳＤ04（第13図）　ＳＤ03と接するように検出され、トレンチと直交して東西に延びる。検

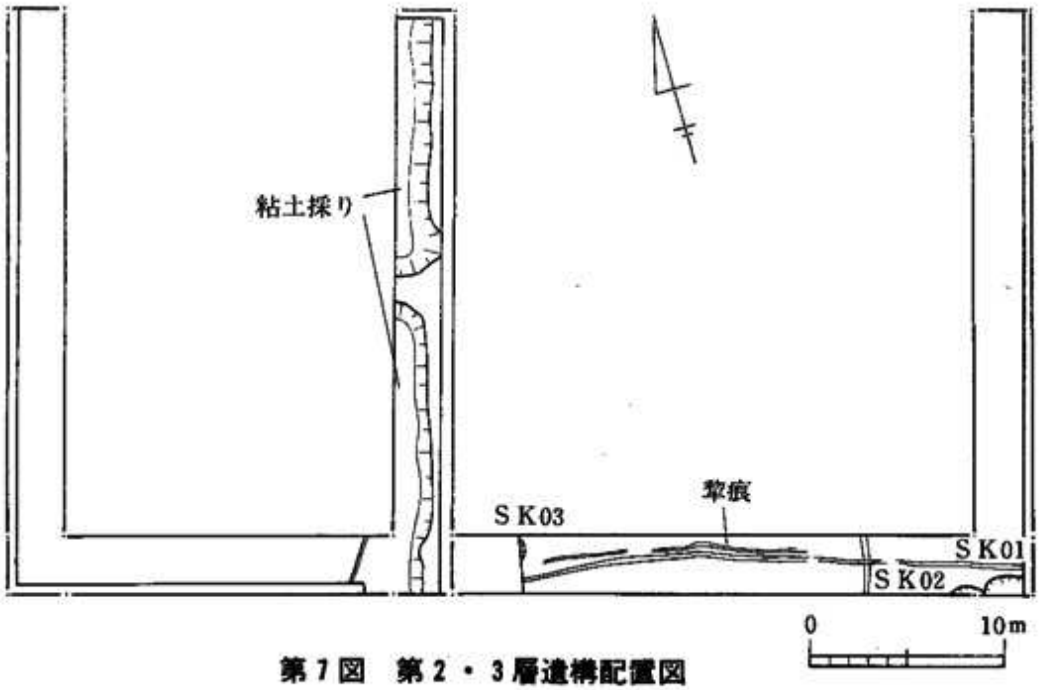

第7図　第2・3層遺構配置図

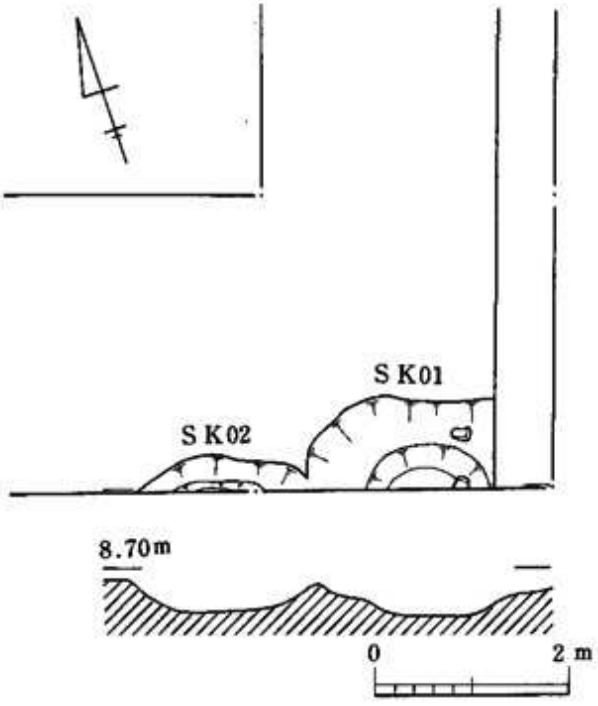

第8図　SK01 02実測図

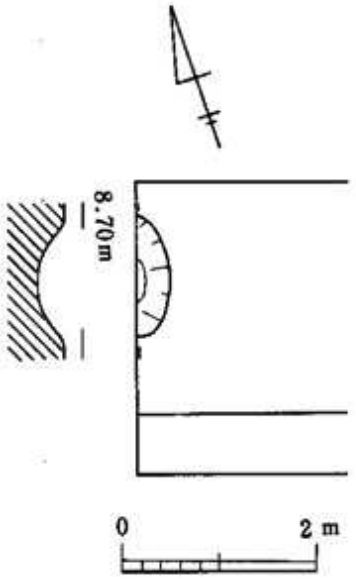

第9図　SK03実測図

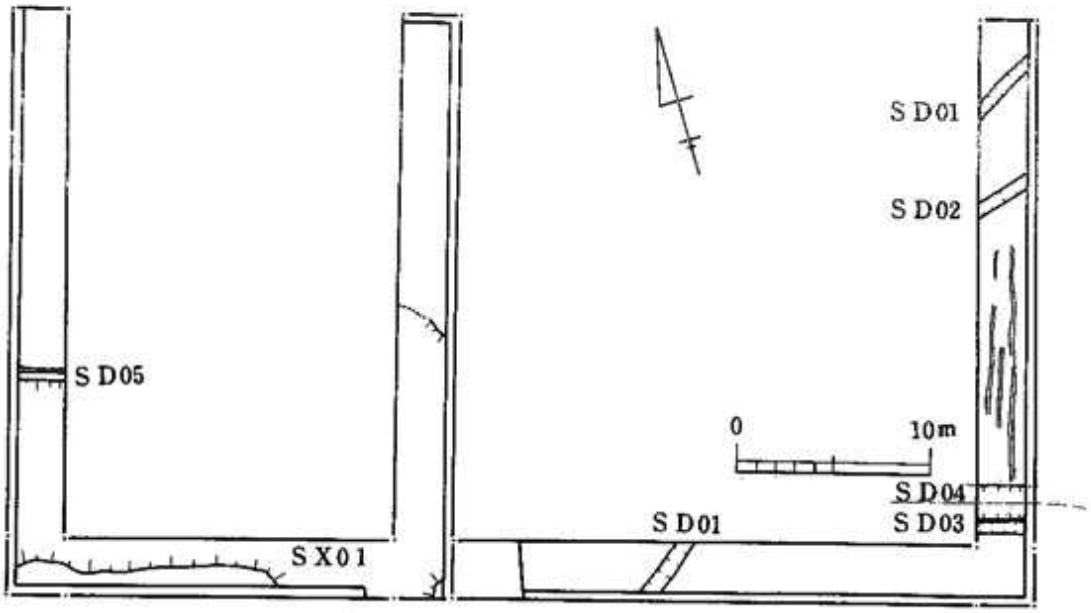

第10図　第18層遺構配置図

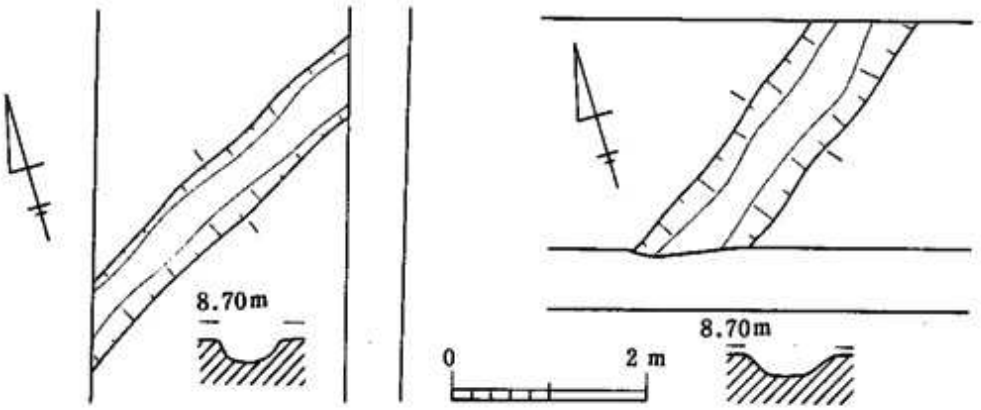

第11図　S D01実 測 図

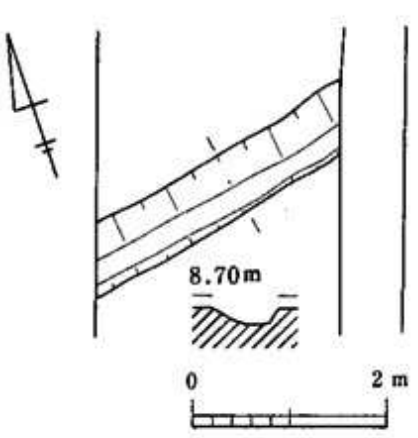

第12図　S D02実 測 図

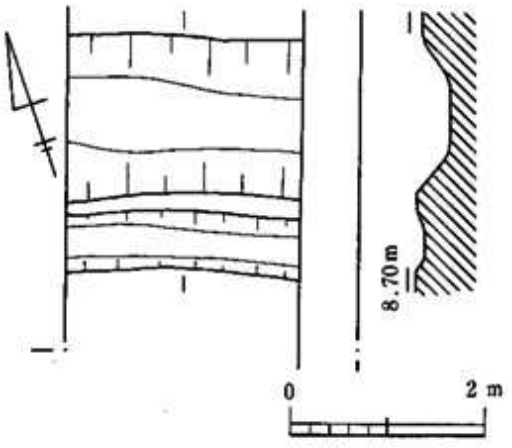

第13図　S D03実 測 図

出された長さは2.4m、幅1.6m、深さ30cmを測る。断面は円弧形を呈する。底面に数個の小石が見つかり、水が流れていた事が判明する。水は東から西方向に流れていたと思われる。出土遺物は無い。

ＳＤ05（第14図）　第３トレンチのほぼ中央において、トレンチと直交するように東西方向に検出される。長さは2.4m、幅20cm、深さ２～４cmであり、後世の耕作によって溝上部がほとんど削平されたと思われる。出土遺物はない。

ＳＸ01（第14図）　調査区の南縁の第２・３・４トレンチに南東から北西方向へ延びているのが検出される。第４トレンチにおけるＳＸ01の幅は約９mであり、北方向に約12.7m延びた後に西方向に曲がり、第３トレンチに直行するように西行する。第３トレンチ西壁における落ち込みの幅は約９mを測る。すなわち、ＳＸ01は調査区中央やや西寄りからやや北行し、やや東側にふくれながら西方向に曲がり、そのまま西に延びている。ただし、第２トレンチでは、江戸時代の粘土採りが全域に見られ、灰色シルトまでその掘り込みが達しており、ＳＸ01はほとんど残存していない。さらに、ＳＸ01の掘り込み上部は、江戸時代に再び掘り込まれ、北側から埋め戻されている。掘り方はゆるやかな傾斜をなし、第３トレンチにおいては３段を有している。最深部は幅狭く40cmを測り、第18ａ層の確認面より約１m下がっている。第４トレンチでは底面は凹凸があり、一部土坑状の落ち込みがある。南東から北西方向にしだいに深くなっている。

ＳＸ01の覆土は５層に分層する事ができ、上より第13・14層、第15層、第16層、第17層である。第13・14層は北側より埋め戻され整地された土である。第15ａ層、第16ａ層は灰白色シルト質極細砂で土壌化しており、地下水が下がった後に水田化したと考えられる。第17層は土壌化が不明確であり、底面に小石、粗砂粒を若干含んでいる。出土遺物は若干であるが、第17層より弥生後期の土器片・石鏃、古墳後期の土師器、10世紀頃の小皿が出土する。

畝痕・犂痕（第10図）　畝痕は第１トレンチの南側において検出される。畝は南北方向に３本であり、検出できた全長は12m、幅20cmであり、畝と畝の間隔は約50cmを測る。土層観察によれば、この周辺は畠地であると考えられ、畝の検出と適合する。犂痕は、畝痕以外の調査区全域の第18ａ層において検出される。特に、第３トレンチ北側は明瞭で数多く検出される。方向は南北方向である。

(4)第19ａ層上面

不定形小区画水田（第15図）　土層観察により調査区全域に確認されるが、第１トレンチのみ検出する。水田は幅25～40cm、高さ２～３cmの畦畔によって長方形ないし多角形の不定形に区画されている。第１トレンチの北端と南端は、やや規則的な長方形を呈している。調査面積が狭いために区画された水田を完全に検出する事ができたのは一筆のみであり、他の水田はトレンチ外に広がっている。検出できた水田の規模は２×1.4mを測り、その面積は2.8m²であり

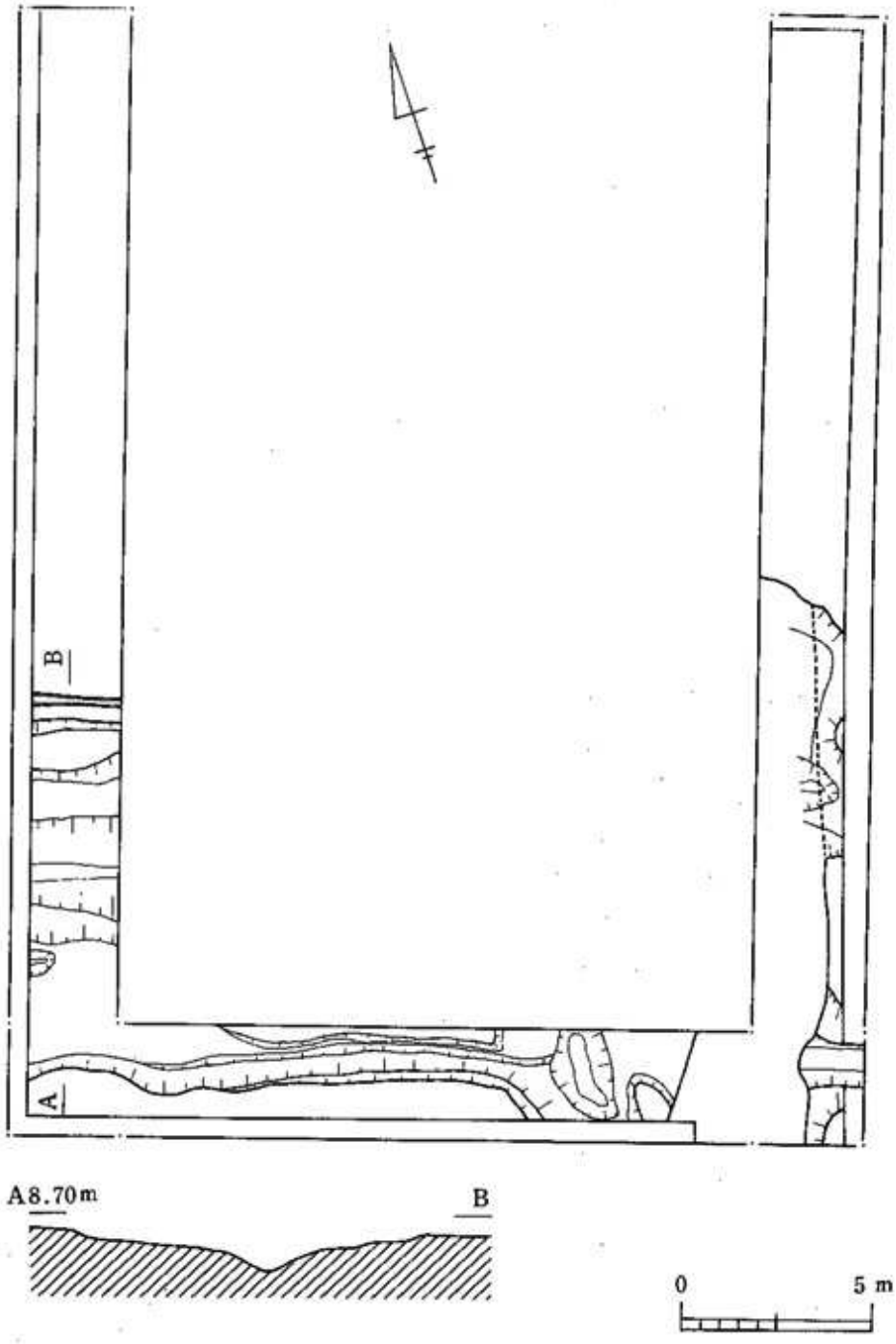

第14図　ＳＸ01実 測 図

非常に狭い水田である。水田面は南から北方向に一筆ごとに2～4cmの比高差をもって低くなっている。水口は1ケ所検出される。水田の耕作土は灰色シルト質極細砂であり、水田の上面は灰白色細砂が南から北方向に厚く堆積しており、東からの洪水によって水田の機能を失ったと考えられる。出土遺物はない。

(5)第20a層上面

定形小区画水田（第16図）　土層観察により調査区全域に確認されるが、調査区東半の第1トレンチと第4トレンチにおいてのみ検出する。水田は南北と東西方向の畦畔により規則的な方格状に区画されている。水田は、全部で33枚数えられるが、調査区が狭いため1区画の水田を完全に検出できたのは一筆にすぎず、その規模は2×4mの長方形を呈し、面積は8㎡を測る。他の水田は不明確であるが、長方形を呈し、やや広い水田と狭い水田の二種類の水田がある。水田は、自然堤防から後背湿地にかかる緩斜面に造られており、その地形に沿うように第1トレンチにおける水田のレベルは、南から北に向かって一筆ごとに約2cmの比高差をもって低くなるが、第4トレンチの水田は同一レベルである。畦畔の幅は20～30cmを測り、南北の畦畔の高さは5cmであり、東西の畦畔はやや低く3cmである。南北の畦畔には長さ20～30cm位で若干低くなる部分が3ケ所見つかっており、水口と考えられる。これらの点から、水は南側の水田から畦畔越しに北側の水田に導かれ、一部東西の水田にも流れるように設計されている。水田の耕作土は黒褐色シルト質極細砂で、水田の下部は安定した自然堤防である。水田の上面は、第19b層洪水層に厚く覆われており、洪水によってその水田の機能を失ったと考えられる。出土遺物は全くない。

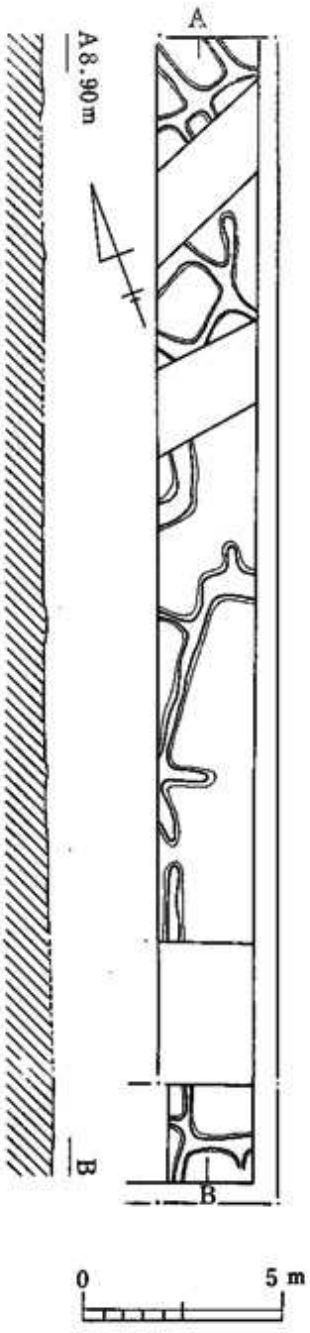

第15図
第19層不定形小区画水田実測図

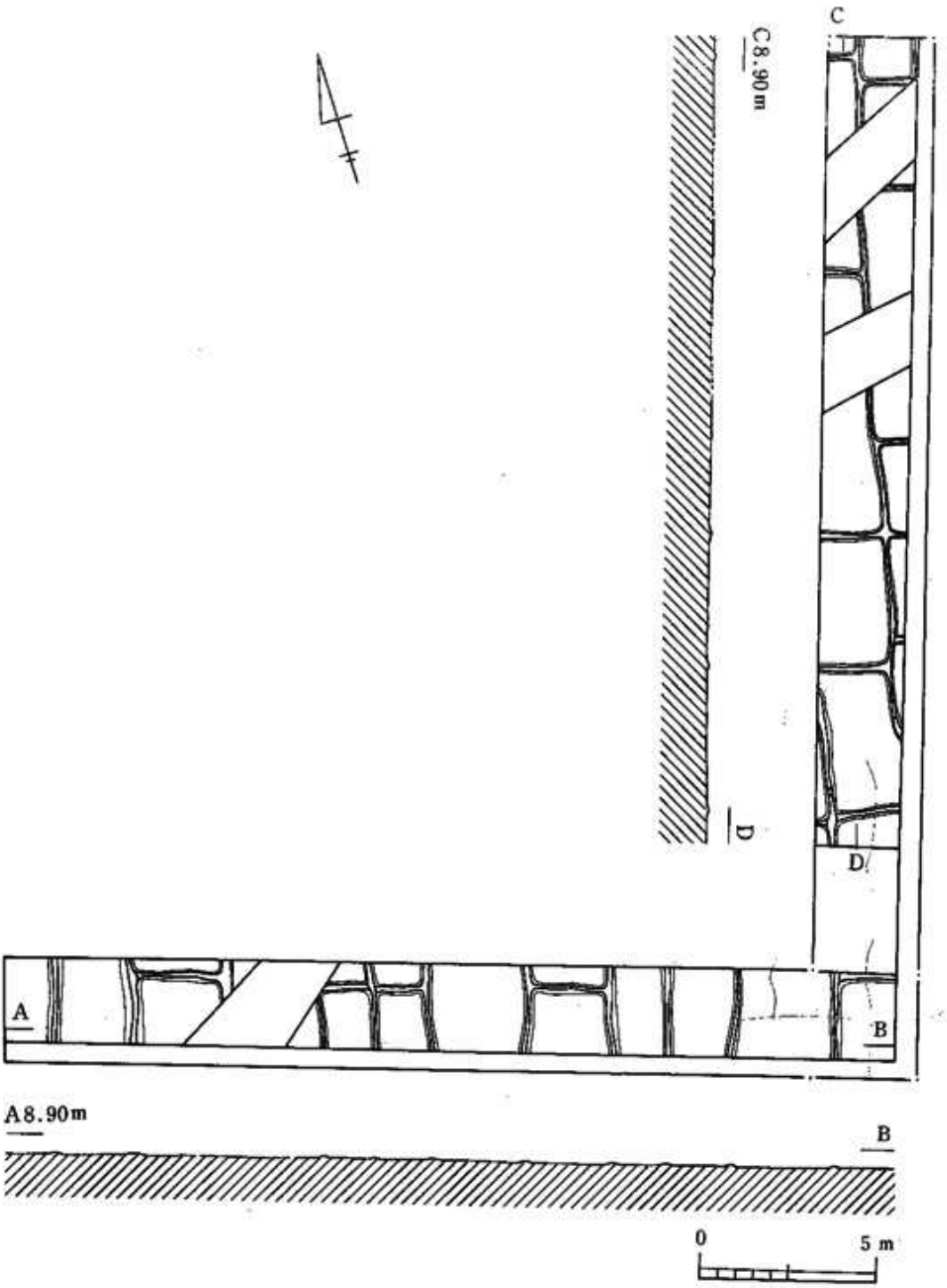

第16図　第20層定形小区画水田実測図

4．遺物（第17・18図）

本調査で検出された遺構は、一般的に遺物の出土が少ない水田遺構が中心であり、溝・土坑等の遺構からの出土も若干である。このため、図示する事ができたのはわずかである。

第２～11層からは図示以外にも染付、陶磁器が出土し、近世～近代にあたると考えられ、第12層、第18層は古墳後期～中世の土器片が出土する。第19・20層は出土遺物は無いが、昨年度の調査結果により弥生後期以前であると考えられる。

1．染付碗　第４トレンチの第３層より出土する。推定口径11cmを測る。体部は直線である。内外面に透明釉が施される。内面には口縁に沿った平行線、外面に１本線と２本単位の斜線文を描いている。文様の色は淡青色である。

2．青磁碗　第４トレンチの第３層より出土する。下端がやや厚くなり、体部は若干内湾気味である。内外面に淡灰緑気味の透明釉が施される。内面にヘラ描き、外面に櫛描き文様を有する。同安窯産と考えられる。

3．染付小杯　第１トレンチの第６・７層黄灰色シルト質細砂より出土する。口径5.4cm、底径2.8cm、器高2.3cmを測る。底部は器厚が厚く、体部は急に立ち上がる。内外面に淡灰緑気味の釉が施され、外面に青緑色の笹文様をもつ。

4．染付杯　第２トレンチの第６・７層より出土する。口径７cm、底径3.6cm、器高2.5cmを測る。体部は急に立ち上がる。茶褐色の胎土に淡橙色釉が施されている。外面に青緑色の笹文様をもつ。

5．染付皿　第２トレンチの第６・７層より出土する。底部のみ残存する。推定底径は３cmを測る。内外面に淡橙色釉が施され、内面に淡青色の同心円文と草花文をもつ。

6．染付碗　第２トレンチの第６・７層より出土する。推定口径は８cmを測る。内外面に透明釉がかかっており、内面に淡青色の草花文をもつ。

7．内耳場　第２トレンチ第６・７層より出土する。瓦質土器である。推定口径は22cmを測る。内外面とも横ナデが施される。口辺部に孔２個有する。胎土に１㎜未満の細砂粒を含み、焼成は良好である。色調は黒灰褐色を呈する。

8．杯　第３トレンチの第12層より出土する。推定口径11cmを測る。体部は若干内湾気味にゆるやかに立ち上がる。内外面ともナデが施される。胎土には１～２㎜の細砂粒を含み、焼成は良好。色調は茶灰色を呈する。土師器である。

9．杯蓋　第４トレンチの第12層より出土する。推定口径は12.6cmを測る。口縁部はやや外反し、口唇部はやや鋭い。口縁部と体部の境にわずかな稜を有す。内外面ともロクロナデが施される。胎土には２㎜の細砂粒を含み、よく精選されている。焼成は良好である。色調は内外面とも淡灰色を呈し、須恵器である。

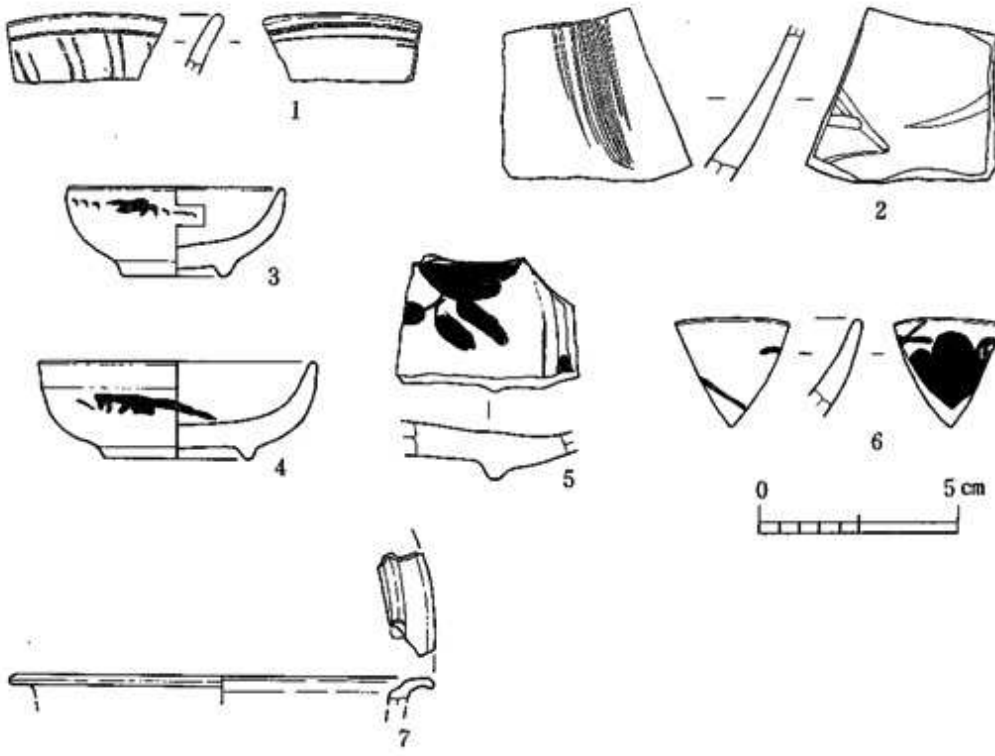

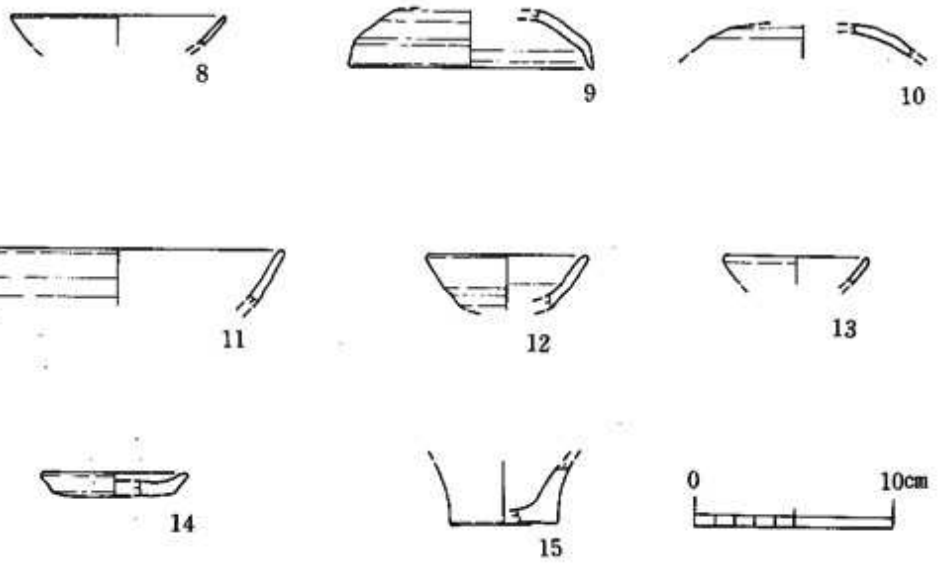

第17図　出土遺物実測図（1）

10. 杯蓋　第３トレンチの第12層より出土する。天井部外面はヘラ削り、内面はナデが施されている。胎土には１～２㎜の細砂粒を含み、焼成は良好。色調は灰白色を呈し、須恵器である。

11. 椀　第４トレンチの第17層より出土する。推定口径は17cmを測る。体部は若干内湾気味で口唇部に至る。内外面ともナデが施される。胎土には２～３㎜の細砂粒を含み、焼成は良好。色調は、外面黒色処理により黒灰色、内面は灰褐色を呈す。

12　杯　第４トレンチの第17層より出土する。推定口径は8.2cmを測る。器高はやや深い。体部内外面にわずかな稜をもち、ナデが施される。胎土には１～２㎜の細砂粒を含み、焼成は良好である。色調は茶褐色を呈し、土師器である。

13. 杯　第４トレンチの第17層より出土する。推定口径は7.4cmを測る。内外面ともナデが施される。胎土には１㎜の微細砂粒を含み、焼成は良好である。色調は乳灰色を呈し、土師器。

14. 皿　第４トレンチの第17層より出土する。推定口径7.4cm、底径6.4.cm、器高1.25cmを測る。底部外面はヘラ削り、その他はナデが施される。胎土に１㎜の細砂粒を含み、焼成は良好である。色調は外面淡褐色、内面灰褐色を呈し、土師器である。

15. 甕　第３トレンチの第17層より出土する。推定底径は5.5cmである。底部は若干上げ底気味である。胎土には２～５㎜の細砂粒を含み、焼成は良好である。色調は茶褐色を呈し、弥生後期のものと考えられる。

16. 石鏃　第４トレンチの第17層より出土する。石材はサヌカイトである。全長1.9cm、最大幅1.8cm、厚さ0.4cmを測る。正三角形の凹基無茎式である。先端及び側辺は丁寧な調整剥離が行われている。

17. 石鏃　第４トレンチの第17層より出土する。石材はサヌカイトである。一方の逆刺を欠損する。全長1.8cm、厚さ0.3cmを測る。正三角形の凹基無茎式である。調整剥離は丁寧である。

18. スクレイパー　第３トレンチの第12層より出土する。全長6.7cm、最大幅2.6cm、厚さ0.7cmを測る。腹面に平坦剥離を持ち、左側の刃部は、片面調整が行われており、右側は両面剥離が行われ、刃部となっている。剥離状態は摩耗が激しい。　（中西）

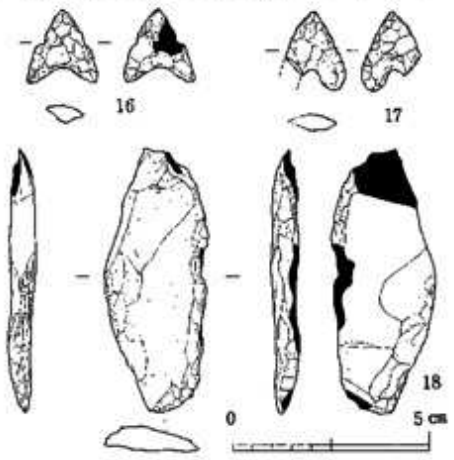

第18図　出土遺物実測図（２）

第4節　調査の成果

本調査によって検出された遺構は、18面の水田面、土坑3、溝5、溝状落ち込み1、畝痕、犂痕である。土層観察により21面の旧表面を確認したが、水田面と判明したのは18面である。第1～9層、第11・12層は現水田を含む条里型水田であり、土壌層・非土壌層とが交互に重なり合った水平堆積を呈している。第18a層は、昨年度の調査で格子状の溝、犂痕を検出した8a層と同一層であり、本調査においても溝・溝状落ち込み、畝痕、犂痕が検出される。SD01・02は北東から南西方向に延びており、条里区画と同一方向であるSD03～05とは検出された方向や堆積土層が異なっており、性格の異なる溝である。調査区南西縁に検出される溝状落ち込みは一瞬時に南東方向からの水の流れによって形成されたと考えられ、落ち込みがある程度埋まった段階で水田化している（15・16層水田）。その後、江戸時代に再び上部が掘り込まれ、埋め戻され平らに整地されている。落ち込みの形成時期は、不明であるが、底面近くより弥生後期から10世紀頃の遺物が出土し、10世紀頃まで落ち込みがあったと考えられる。第18a層は、第1トレンチ南側で3条の畝痕があり、土壌化が不明瞭な畠地の部分と明瞭に土壌化している水田部に分ける事ができる。第18a層は時期を明確にできる遺物は出土していないが、昨年の調査結果と同様に、古墳時代の後期から13世紀にわたって地表として安定していたと考えられる。その間は、水田あるいは畠地として利用されていた。

第19a層水田は不定形小区画水田であり、昨年度第17a、18a層において検出された不定形小区画水田と同一層であり、その区画・面積は同様な様相を呈している。遺物の出土は無いが弥生後期以前の水田と考えられる。その直下にある第20a層の水田は、定形小区画水田であり、南北と東西方向の畦畔によって整然とした方格状に区画されている。水田の規模は2×4mの長方形をなし、約2cmの比高差で水田面が下がっており、優れた土木技術がうかがえる。この区画の水田は、瀬戸内海沿岸の弥生前期の水田と非常に類似しており[2]、最近調査が行われたさこ・長池遺跡において、同様な区画をなす水田が検出され、その時期は弥生前期の可能性が高いと考えられている[3]。これらの点から、第20a層水田は弥生前期と考えられる。

本調査は弘福寺領讃岐国山田郡田図の比定地の調査であり、検出された溝状落ち込みは田図に描かれている「佐布田」と対応する事が可能であり、周辺の土地利用状況も田図の表現とよく対応する。以上の点から、当該地区が弘福寺領讃岐国山田郡田図の記載にあるような条件の土地であった可能性が高くなったと考えられる。　（中西）

註

1）高橋学「高松平野の地形環境分析3」高松市教育委員会編『弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域発掘調査概報』II　1989年

2）『玖町遺跡　第1次発掘調査概報』　神戸市教育委員会　1989年

3）さこ・長池遺跡現地説明会資料　高松市教育委員会　1990年3月

第 II 章　各　論

第1節　弘福寺領讃岐国山田郡田図の分析(3)

石 上 英 一

本稿は、本調査事業における弘福寺領讃岐国山田郡田図（以下、山田郡田図と称する）の史料学的調査の報告である石上「弘福寺領讃岐国山田郡田図の分析」（1）（2）（『弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域発掘調査概報』Ⅰ・Ⅱ、1988年3月、1989年3月、高松市教育委員会）の続報である。

3．山田郡田図の現地比定－1

はじめに

「弘福寺領讃岐国山田郡田図の分析」（1）では、**序**において、山田郡田図の調査の経緯と史料学的調査の課題を述べ、ついで、**1．文字・数値の判読と分析－1**において、料紙の欠損により記載の多くが不明となっている南地区の字句を、僅かに残る墨痕（文字の残画）や記載様式（田名、田積、田品、直米などの事項からなる）や面積数値の計算により、推測、復原した。次に、「弘福寺領讃岐国山田郡田図の分析」（2）では、**2．彩色の分析**において、彩色の概要を述べ、ついで彩色の詳細な観察により坪1・1と坪1・2の彩色、坪2・4の彩色と墾、坪3・4の彩色と今墾田、南地区の無彩の「今墾」、北地区の人夫家・畠の彩色、北地区の坪8・4と坪11・5の今畠墾田、三宅地区の彩色について報告した。

本章では、**2．彩色の分析**において論じ残した二、三の問題について、現地調査、聞取り調査や史料収集の成果に基づいて考察したい。項名を**3．山田郡田図の現地比定－1**としたのは、現地比定について、主として彩色の分析の論点と関わる問題を中心に論じているからである。条里の復原や歴史的環境と関わる現地比定の問題は後に報告することとしたい。

山田郡田図の現地比定には、次のA・B・Cのような、相互に関連し合う三つの手続きが必要である。

A．考古学調査による条里遺構の調査

　a．発掘調査による条里遺構の検出と年代決定

　b．検出された条里遺構による条里地割りあるいは条里プランの復原

B．山田郡条里の復原

a．条里資料（山田郡田図を含む）・地名・遺存地割りによる山田郡条里プランの復原

b．山田郡条里プランの地表面への投影と条里地割りの復原

巨視的な条里地割りの復原で、坪単位あるいは里単位の条里地割りの復原

c．耕地・宅地・寺社などの地表面の地割り（近世までの地割りや近現代に消失した地割りも含む）に基づく条里地割りの復原

微視的な条里地割りの復原で、最小に区分された地片単位あるいは坪規模での条里地割りの復原

C．山田郡田図の現地比定

a．山田郡田図の地形表現が表象する地形・景観の分析

b．山田郡田図の地形表現と現地地形の対応関係の確認

Aの作業は、ここでは論じない。B－aとB－bの作業は、条里復原と条里プランの地表面への投影という巨視的な作業である。B－cの作業は、巨視的に復原された条里地割りを、分析対象となっている個別の地域において微視的に復原する作業である。また、Cの作業は、A・Bの作業の結果により、田図と地形の対比を行いながらその歴史的景観や歴史的な土地利用の実態を分析する作業である。B－aの作業は、金田章裕が『香川県史』通史編・古代（1989年）で行っているので、ここでは省略する。また、B－bの作業は、筆者も試案を作成しているが、紙面の都合で次回に報告する。そこで、順序は逆になるが、山田郡田図の南地区についてCの作業の一部をここでは行うこととしたい。

(1)坪2・4の塁と「東光寺山」－1

①坪2・4の塁

2．彩色の分析の(4)坪2・4の彩色と塁において（24－25頁）、黄土で彩色された塁（彩色部分D）[1]ついて述べたことは、次の諸点である。

a．坪2・4の左（天辺方向、東）3分の1に墨線で囲まれ黄土が塗られた彩色部分Dがある。彩色部分Dは、「塁百代」（文字15）と記されている。塁とは小丘状の地形を意味する。100代は1町の5分1で2段である。

b．「代」は、1束の稲を収穫できる面積を1代とするところから生じた土地面積単位で、「束代」の単位記号は、「代」の耕地面積としての意味を明示するためのものである。塁の面積表示単位記号に「束」が使用され、「束代」の単位記号が使用されていないことは、塁が耕地ではないことを示している。

c．塁は、田図では東西1.5cm（坪2・4の南界線上）、南北4.5cm（坪2・4の東界線上）程に描かれている。田図の縮尺が約2000分の1であるから、この描画は田図の面では約2.7段

〈135代〉となり、実面積100代の描画としては許容されるものであろう。

d．壟が、現実の地形においていかなる地物に比定されるかは、田図の現地比定と密接な関連を有する。米倉二郎「庄園図の歴史地理的考察」(『広島大学文学部紀要』12、1957年9月）は、田図の位置比定を行った際に、この壟について

池田池の東方にかつて東光寺山と称する比高五米位の山があった。現在飛行場になってしまったが、これが田図になる壟百代の位置に当たるようである。(377頁)

と指摘している。しかし、この壟を「東光寺山」とする比定は誤っている。

そこで、本項において、坪2・4内にある坪の東辺に接した壟と「東光寺山」との関係について、米倉説の誤りを確認するとともに、壟が示す地形と近世の当該地域の地形との関係を論じたい。

筆者は、当初、米倉説に従って、山田郡田図の南地区の現地比定に関して、米倉が指摘した壟と一致するという「東光寺山」を規準となる地点の一つとして考えていた（もう一つの規準となる地点である池台池（池代池）については後述)。しかし、林地区での4回の聞取り調査[2]により、米倉説には「東光寺山」の位置比定に誤認があることを知った[3]。なお、林地区（旧林村）では、「東光寺山」を一般に東岡寺山と呼んでいるので（1988年11月、宮井政雄・太田久米太郎氏談。1989年12月、宮井氏談。1989年2月、石見茂太郎氏談。1990年1月、太田氏談。以下の東岡寺山についての聞取り調査報告は以上の諸氏の談話による)、以下では東岡寺山と表記する。

②林地区の変遷

高松市林町（随時、林地区・旧林村と称する）の行政領域の変遷は次のようにたどれる（『林村史』第三章第二節、林村史編集委員会、1958年。『新修高松市史』Ⅰ、高松市役所、1964年、644～646頁)。

近世　　山田郡に上林村・下林村・六条村の三か村あり
1984年（明治17年）上林村・下林村・六条村が合併して下林村外二か村となる
1890年（明治23年）下林村外二か村を林村とする
1956年（昭和31年）林村を高松市に合併し高松市林町とする

すなわち、林地区は、上林・下林・六条の三地区からなっている。ところが、旧林村は太平洋戦争中の1944年（昭和19年）にその南半分を陸軍に接収され、陸軍飛行場が建設されて地形が改変され、住民も強制移住させられてしまったのである（『林村史』第三章第四節)。戦後、1946年にＧＨＱにより、後に旧高松空港となる部分を除いて、旧陸軍飛行場の大部分が解放され、旧住民が帰村、開拓することができた。しかしながら、山田郡田図の南地区は従来からの比定地の東南三分の二（坪1・1の東半部、坪1・2、坪2・1の東半部、坪2・2、坪2・

3、坪2・4、坪3・2の東南部、坪3・3の南半部、坪3・4）が陸軍飛行場地区に入り、なおかつ東南三分の一（坪1・1の東半部、坪1・2、坪2・2の東南部、坪2・3の南半部、坪2・4の大部分）が依然として旧高松空港敷地内にある。陸軍飛行場建設の際には東西二本（一本とも伝える）、南北一本の滑走路の敷設が計画された。結局、北側の東西滑走路（旧高松空港滑走路）しか建設されなかった。しかし、飛行場地域の条里地割りは改変されてしまった[4]。戦後の開墾においても、既設の滑走路の東西線を規準線にして圃場開発がされたので、条里地割りとは異なった地割りとなっている。したがって、山田郡田図（特に南地区）の歴史的環境を検討するためには、陸軍飛行場への接収以前の地形景観、歴史的環境、村落生活を復元する作業を必要とするのである[5]。旧陸軍飛行場跡地は、考古学調査などにより土地改造以前の地割りの位置が確認できるまでは、地割りの各地点の座標値や、地割りの辺長などはわからない。したがって、以下の旧陸軍飛行場跡地の条里関係地割りの検討は旧地籍図（明治21年地籍図など陸軍飛行場建設以前の地割りを伝える地籍図）や文化15年（1818年）「山田郡下林村順道図絵」（高松市林町、河野敏文氏所蔵。権藤典明氏採訪。『高松市太田地区周辺遺跡詳細分布調査概報』参照）により行うしかない。

③上林城と城井

東岡寺山について、『林村史』（林村史編集委員会、1958年）では、「浄願寺城と岡民部太夫倩晴」の項で、『讃岐通記』（筆者は未見）を引用して「夫山田郡林村郷の城といふは、方四町余にして、出丸三所有、西の出丸を東岡寺山出丸といふ、東の出丸を高丸といふ、是は本町を去る三丁、国城也、南の出丸を松之丸といふ、東の方は高峻にして屏風をたてたるが如し、今は此高岡崩れて小さき塚となり、又川となり、追手なる故又追手川といふ、今は大井手といふ、南の方は堀あり、其の深さ一丈余、今に此堀残れり、西・北共に堀あり、今に此堀残れり」（25頁）と記し、さらに「地名考」に「東光寺　吉国寺の末寺東岡寺のあった跡である」（347頁）と論じている。『讃岐通記』の岡氏の城館は（『讃岐国名勝図絵』山田郡上（嘉永四年（1851）刊）では上林城跡、『林村史』では、上林城と称している（27頁）ので上林城と仮称する）、上林町の小字本村・佐道・横田の交点の地域に存在した中世城館と考えられるが、残念ながら陸軍飛行場建設によりその遺跡の景観は失われてしまった。

『讃岐通記』の記述には不明確なところもあるが、上林城の現地比定の基点の一つは「南の方は堀あり、其の深さ一丈余、今に此堀残れり」と記されている南の堀である。この堀は、慶応六年（1868年）『讃岐国山田郡全図』（香西氏所蔵、香川用水資料館寄託）に示されているように（次回に報告する）、近世以来、「城井」（シロノイ）と称されてきた出水である。城井は、明治21年（1888年）作製の地籍図の写し（宮井政雄氏所蔵。その内の「山田郡上林村第五号佐道切図」）と石見茂太郎氏作成『飛行場設置前の上林町』（前記写しとは小異のある明治21年作

製の地籍図の写しを集成したもの。大西隆雄氏採訪）によると、大字下林字佐道424番地の堀に相当し、幅数m、東西長約50m（地籍図の描画による）の東流する出水である[6]。この地城の旧地割りの概念図を、上記の地籍図の写しにより、〔第19図　東岡寺山周辺の旧地割り〕に示した。城井は、陸軍飛行場建設まで機能しており北と東の約1.5 haを灌漑し、現在の宮川建設の北4～5 mの地点に所在した（1989年、石見氏談）。城井の東南約50mの405番地の岡家の屋号は「城」であった（1989年、石見氏談）。上林城は戦国時代の小規模な館であるから、城井の水流を南の正面の堀としその辺に追手口を設けた構えであったと想定するのが適切である。このように上林城の中心を城井の北の一郭とすると、城井は、山田郡条里九里と十里の間の里界線（上林村と下林村の大字界）より南の2町の「なわすじ」（縄筋。1989年、石見氏談）と称された東西線（由良山の北麓の接線となる。上林の小字佐道と小字横出の堺）の南に接していることになる。明治21年地籍図に示された条里地割りを山田郡条里プランに当てはめれば、八条九里廿三坪の北辺南に城井出水があり、上林城の中心は廿三坪に北接する廿六坪にあったことになる（〔第20図　上林地区の条里プラン〕参照）。石見氏が城の中心として示された現在の場所も、旧陸軍飛行場地域の周囲に遺存している条里地割りを当該地域に延伸すれば、上述の条里坪付の場所となる。

なお、東の出丸の「高丸」は、上林城の中心より東に離れた「古川に面した高地」の「高丸」であると考えられる。「末光聞取り調査」では、「周辺は全体として低く、飛行場建設時には、西の方のガラクを移してきて1 mくらい埋め立てた」（宮井氏談）と報告されている。

④東岡寺山

上林城の西出丸の東岡寺山出丸は、その名称から、東岡寺山の地に所在する郭であると考えられる。したがって、上林城の中心の地の西に東岡寺山があることになる。実際、東岡寺山と称される土地は、大字上林字本村677番地である（1988年、宮井氏・太田氏談。1989年、岩見氏談。1990年、太田氏談）。上記の山田郡条里で表現すれば、上林城の中心の八条九里廿六坪の西に接する廿七坪の西辺中央に位置する。したがって、八条十里四坪に相当する坪2・4に所在する盤は、八条九里廿七坪に所在する東岡寺山とは一致しない。東岡寺山は、岩田神社の南の参道（馬場）の南端にあった御旅所（御輿休。後述のように盤あるいはその周辺に位置する）から南に真っ直ぐ伸びる道を南に約100～200mいった所の東側にあったとされることは（1988年、宮井氏・太田氏談。1989年、岩見氏談。1990年、太田氏談）、この位置と一致する。

東岡寺は、トーカ寺（東河寺）であるとも言われる（1989年、石見氏談。「末光聞取り調査」、石見氏談）。大字上林字本村677番地の地目は山林で北辺を短辺、西辺を長辺とする鍵形の高さ2～3 mの塚である。塚の上には墓があり、共同墓地であった（「末光聞取り調査」、石見氏談。1990年、太田氏談）。戦争中に防空壕を東岡寺山西辺の中央に掘った際には石を寄せた塚に見え

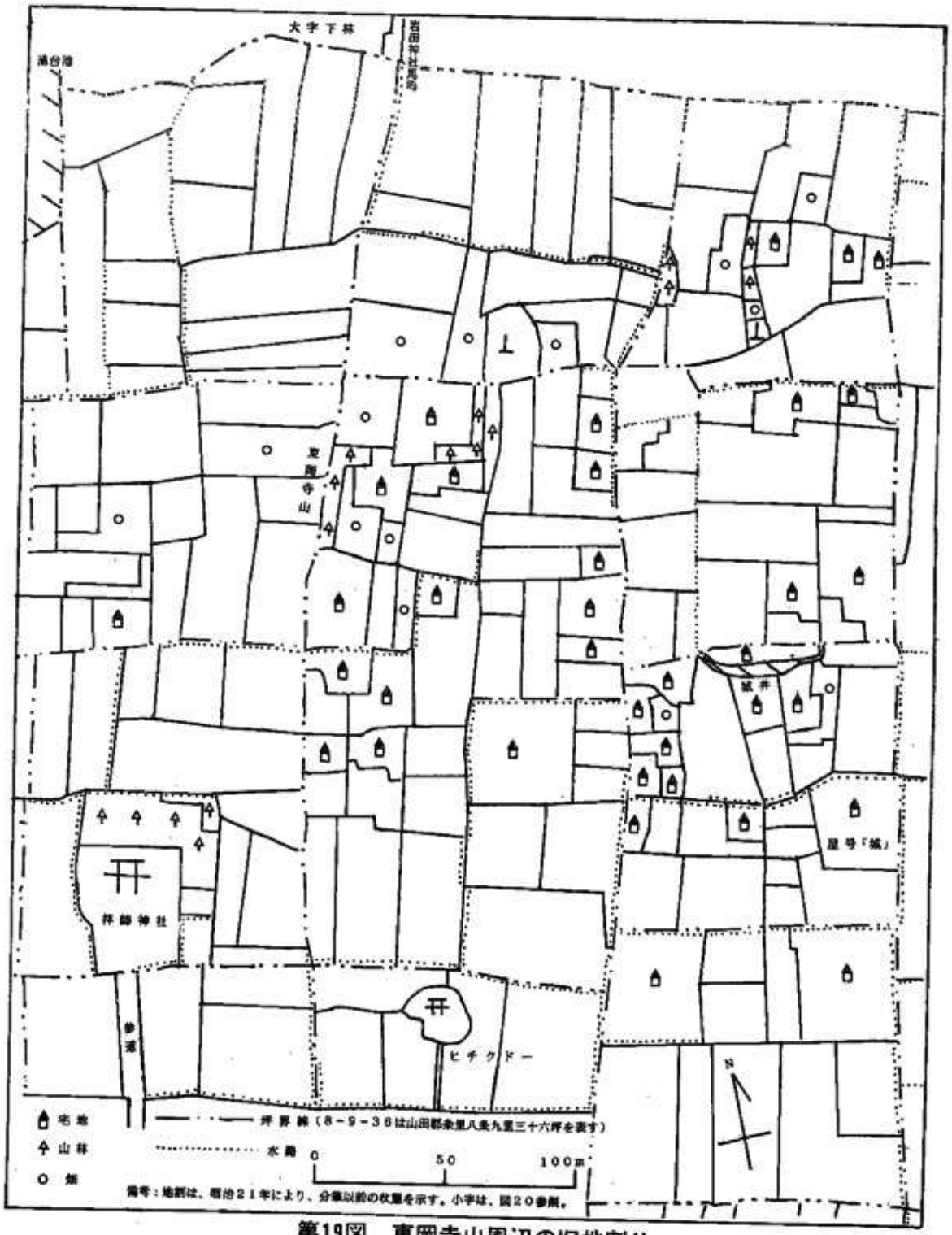

第19図　東岡寺山周辺の旧地割り

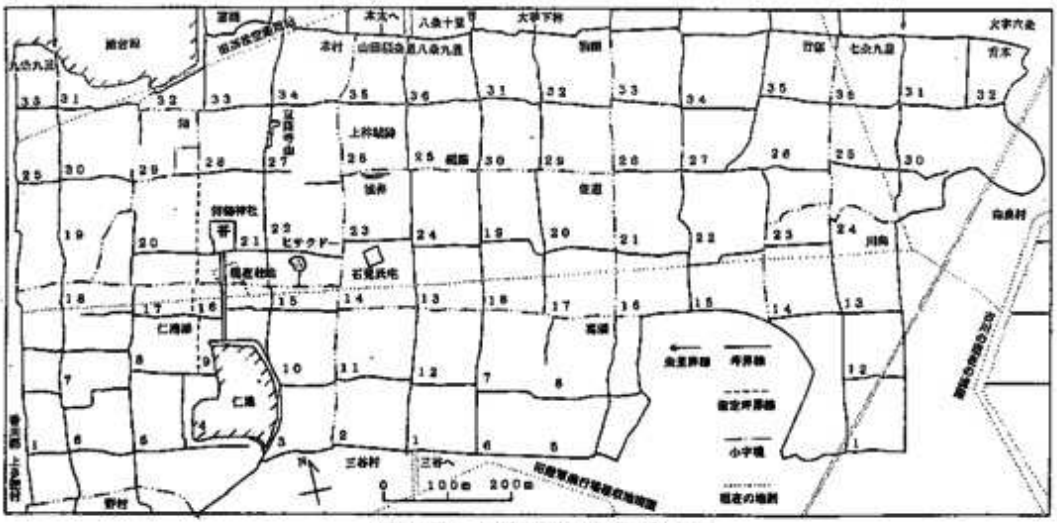

第20図　上林地区の条里プラン

た（1989年、石見氏談）。東岡寺山の北・東は畑・宅地である（〔第19図〕参照）。なお、岡与市氏の家が東岡寺の屋号を持っていた。後述の「岩田八幡宮由緒書」には、永享５年（1433）に細川勝元が岩田神社に寄進し蓮華三昧院（後に吉国寺が移建される）を修造した際に同院の支院として高木坊・東岡寺・青蓮坊を造営したと伝える。地名として残る東岡寺山はこの東岡寺に因んでいる。

以上の現地調査により、東岡寺山は、米倉氏が現地比定した山田郡田図南地区の区域外に所在し、かつ米倉氏が東岡寺山に比定した艫よりも約100～200m南に位置したことが明らかになった。そこで山田郡田図南地区現地比定のためには、艫を東岡寺山以外の地形に対応させることが必要となる。

(2)坪２・４の艫と「東岡寺山」－２

①吉国寺と岩田神社

山田郡田図南地区の所在地に比定されている林町宮西地区（林村大字下林字宮西）には、近世に岩田神社とその別当寺吉国寺があった。岩田神社は、1944年の陸軍飛行場建設により移転させられ、同じく移転させられた拝師神社とともに六条の鹿島神社に合祀されて三宮神社となった（『林村史』、294～297頁）。また、吉国寺は、明治初年の廃仏棄釈の際に廃寺となった（『林村史』、316～317頁）。陸軍飛行場建設の際に、岩田神社境内の西境界までが南北滑走路用の北張り出し部分の用地として接収されてしまった。また、東西滑走路予定地内に吉国寺跡も入ってしまった。したがって、両者に関する地割りは現地表面には残っていない。但し、岩田神社境内の西境界線の北三分の二は、旧陸軍飛行場地域と陸軍飛行場に接収されなかった地域の境

界線として残っている。このように、岩田神社と吉国寺跡は陸軍飛行場建設により地表からは湮滅してしまったが、今後の考古学的な調査により両者の遺構が検出されることに期待したい。

岩田神社とその別当寺の縁起には、慶応4年（1868）吉国寺撰「岩田八幡宮由緒書」（『香川叢書』一、香川県）と享保8年（1723）撰『平等山蓮華三昧院吉岡寺縁起』（『香川叢書』一）がある。吉国寺は吉岡寺とも称されるが（『平等山蓮華三昧院吉岡寺縁起』）、吉国寺が正しい寺号であるという（「岩田八幡宮由緒書」・『林村史』、316頁）。「平等山蓮華三昧院吉岡寺縁起」は、「岩田八幡宮由緒書」より成立年代が古いが、西植田の神内に所在した吉国寺（後述のように後に蓮華三昧院の地に移る）と、林の蓮華三昧院の関係について記事に混乱がある。そこで、「岩田八幡宮由緒書」により岩田神社と蓮華三昧院・吉国寺の関係についての伝承を整理してみる。

残念ながら、「岩田八幡宮由緒書」の戦国時代までの記事は傍証する史料がないが[6]、岩田神社と蓮華三昧院・吉国寺については、次のようなことを推定できる。

1）林村宮西の地には、戦国時代より以前から岩田神社と別当寺蓮華三昧院があった。

2）岩田神社と蓮華三昧院は戦国時代に荒廃した。

3）西植田村神内の吉国寺は戦国時代末期に焼失した。

4）戦国時代末期に吉国寺は林の蓮華三昧院の跡地に移され、岩田神社も再興された。

「岩田八幡宮由緒書」には「岩田乃神」は「玉藻寄洲岩清水香於類川東乃岸早瀬乃岡」に鎮座し、その傍らに蓮華三昧院を建立したと伝える[8]。この「早瀬之岡」は、香東川の東方の岡の意か、あるいは下林を東北流するオコ川の東の岡の意かであろう[9]。

いずれにせよ、近世初頭には、下林村の宮西（宮西の小字名は岩田神社に因んだ地名）の地に岩田神社と吉国寺が存在していたことは確かであろう。

嘉永四年（1851）の『讃岐国名勝図絵』には、〔第21図　讃岐国名勝図絵に描かれた岩田神社と吉国寺〕に示した如く[10]、岩田神社と吉国寺が描かれている。絵によれば、岩田神社はその南に松並木があり、その松並木の東、神社の東南に方約50m程度の寺域の規模に描かれた吉国寺がある。吉国寺の山門と本堂は東面している。また、参道の中間地点、吉国寺の西南隅附近には鳥居が描かれている。画面に併せて描かれている上多肥村の桜木神社・西蓮寺、下林村の正大寺や、下林寺の聚落の景観配置の相互関係は現実の地理景観とは違っているし、岩田神社・吉国寺は上林村に所在するとの標記も誤っているが、画面の中央に描かれた岩田神社と吉国寺の景観は、両者の位置関係を比較的正確に描写していると評価して良いであろう。実際、『讃岐国名勝図絵』の当該部分の景観は、次に述べるような順道図絵の示す地割りや、聞取り調査の結果とも一致している[11]。

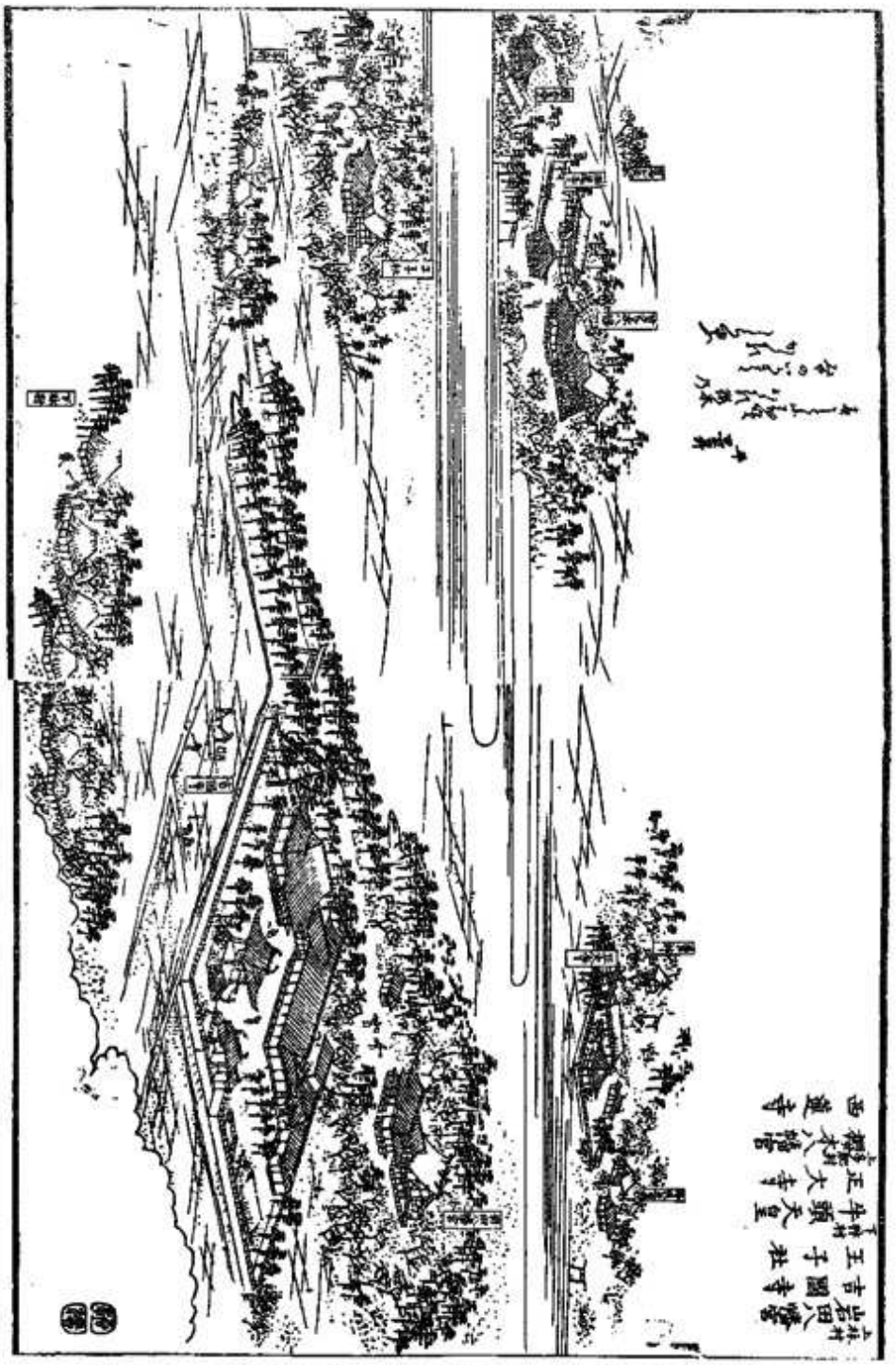

第21図　讃岐国名勝図絵に描かれた岩田神社と吉国寺

②岩田神社・吉国寺の山田郡条里における位置

山田郡条里プランと山田郡田図の関係は、石上「弘福寺領讃岐国山田郡田図の分析」（1）の図〔山田郡田図の条里上の位置〕に示した。したがって、山田郡条里上の山田郡田図と、山田郡条里プランを投影した現地形（近世の地割り及び近現代の地形）とを条・里・坪により対応させれば、田図の地形表現と現地形との対比を行うことができる。すなわち、田図の現地比定の基点となるような特徴的な地形描写や条里方格線を、耕地や特殊な地形、寺院・神社、道路・水路・畦畔などと対比するのである。しかしながら、巨視的な条里プランの投影の段階には問題にならないことであるが、微視的に見ると、条里地割りに起因する坪地割りが等大の正方形の配列になっていない場合が多い。しかも、山田郡田図南地区に相当する地域の三分の二は旧陸軍飛行場用地で、飛行場建設で改変され、戦後は高松飛行場と戦後の開拓でさらに改変されたため、改変前の地割りと条里プランの対応のためには旧地籍図や文化15年（1818年）「山田郡下林村順道図絵」を利用するしかないが、これらと現在の地形や地籍と対応させることには困難があることを承知しておかねばならない。

「山田郡下林村順道図絵」に示された池台池の北から東北にかけての地域の土地の状態は、〔第22図　山田郡田図南地区の順道図絵による18世紀の地割り〕の如くである。この順道図絵には、〔第22図〕・〔表1　順道図絵の宮西地区の地籍〕に示したように、岩出神社（宮林・御宮ノ森）・参道（八幡宮馬場・角力場）・吉国寺や池台池（池代池）が描かれている。そこでまず、これらと条里との関係を検討しておこう。

周囲からの条里界線の延伸で条里方格を山田郡田図南地区相当地域に描き、それと旧地籍図にあわせた順道図絵の18世紀初頭の地割りとの対応関係を示せば、〔第23図　順道図絵の地割りと山田郡条里プラン〕に示したようになる。岩田神社およびその関係する場所と吉国寺は、次のように山田郡条里にあてはまることになる（地番は、明治21年地籍図による、陸軍飛行場建設以前の地番）。

A．岩田神社は八条十里十三坪と十四坪に跨がる区画（地籍図では林村大字下林字宮西115・114番地）に所在する。

B．岩出神社の南の参道（馬場。地籍図では林村宮西内の番外地）は八条十里の三坪・十坪と四坪・九坪の間の長さ2町の南北界線あるいはその東側に所在する。

C．岩出神社の御輿休（御旅所。地籍図では林村字宮西内の番外地）は参道の南端の四坪東南隅あるいは三坪西南隅に所在する。

D．吉国寺は八条十里十坪の西北部分（林村大字下林字松生（マツバエ）116・117番地。岩田神社神主吉岡家敷地）に所在する。

但し、岩田神社の社地が、地籍図では二筆の田となっているのはなぜかわからない。

山田郡田図南地区の坪3・4（山田郡八条十里九坪）は、ほぼ、「山田郡下林村順道図絵」の

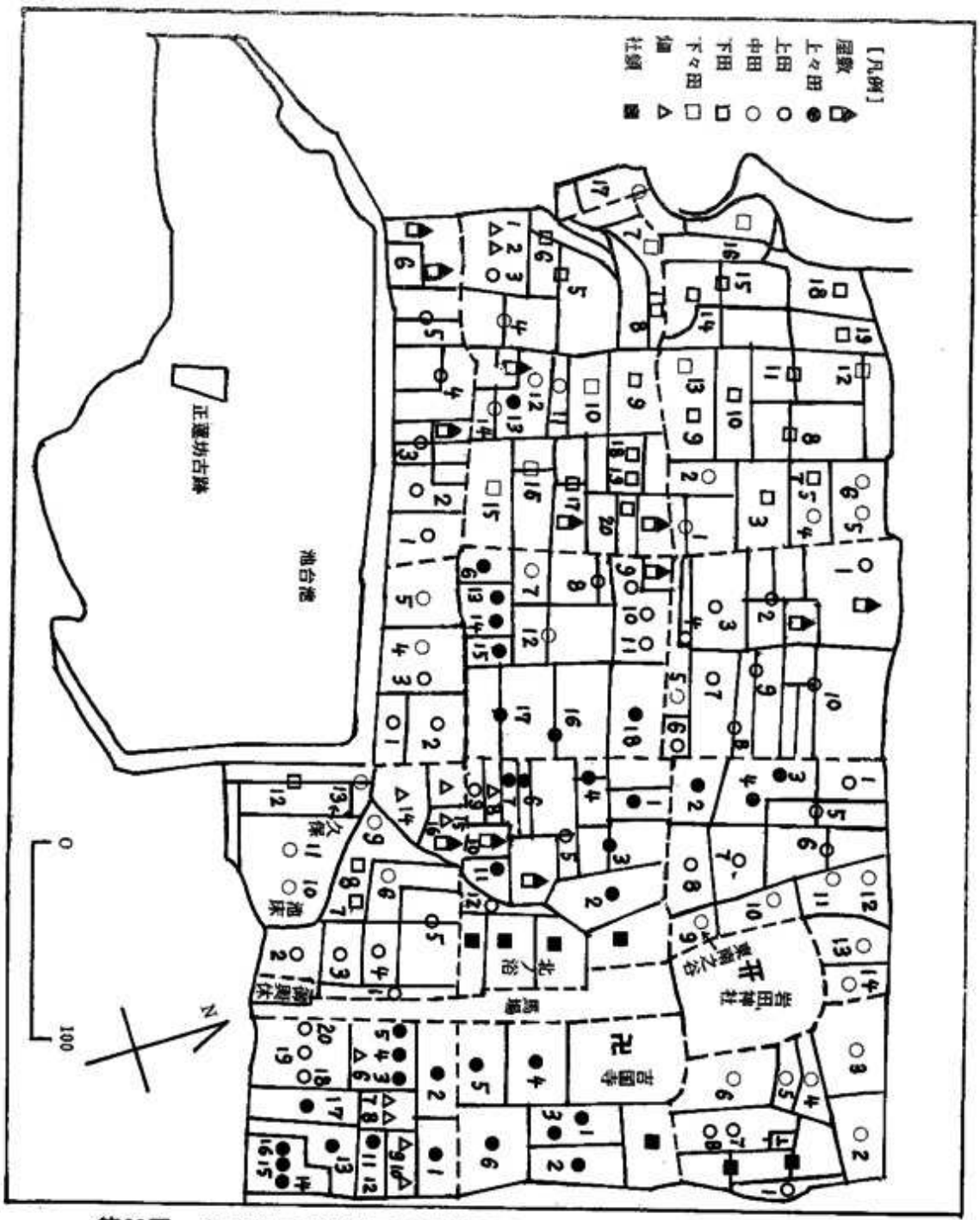

第22図　山田郡田図南地区の順道図絵による18世紀の地割り

〔表１　順道図絵の宮西地区の地籍〕

凡例：①順道図絵の付箋は、順道帳の記載を絵図に対応させるためのもので、付箋には順道帳にしたがって、所在地（地字）、田品、面積を記載し、土地片（筆）の順を示す番号を割印にして踏す。

②土地片（筆）の配列はおおむね付箋の割印の番号の順とし、地番のない土地片も適宜その間に配列する。

③相当条里坪は条里プランに相当する条・里・坪。

④番は付箋に割印された番号。番欄の＊は緑色の付箋（凡例では金紙とする）が付された土地片で、社寺領などを示す。－は番の割印のない付箋。／は合筆・分筆された隣接する土地片。×は不耕、除地などで付箋がない土地片。

⑤地字は付箋に書かれた所在地。〔　〕内は絵図面に打ち付けに書かれた文字。＜　＞　内は絵図面上の図像。（　）は注記。

⑥地品は付箋に書かれた田畑の等級。

⑦面積１（順道帳）は付箋に書かれた順道帳の面積、面積２（当時）は絵図面に打ち付けに書かれた面積で絵図作成時のおおよその面積（凡例に「当時有畝、凡目積也」とある）。

⑧番地は明治21年地籍図の番地で、おおよその相当番地を示し、分筆は表示しない。

免場	小字	相当条里坪	番	地字	地品	面積１（順道帳）	面積２（順道帳）	番地
中林中所免	第10番今中之町	8条10里15坪	1	同所東井手縁	上田	2畝 9歩	2畝	125
			＊	奥の坊南井手ふち	中田	（3筆を2分）6畝	4畝	125
			＊	同所北	中田	5畝	4畝	125
			／				4畝	121
			×	〔藍所〕		（付箋なし）	?	123
			2	同所東ノ角	中田	6畝12歩	8畝	121
			3	同所西	中田	8畝21歩	1反	121
			4	同所南	中田	5畝18歩	6畝	120
			5	同所南	中田	3畝21歩	4畝	119
			6	同所南	中田	5畝 3歩	1反2畝	119
			×	〔宮林〕（岩田神社）				
			7	同所南道下	上田	5畝 3歩	（2筆合筆）	124
			8	同所東裏	上田	3畝 9歩	1反	124
				面積計		5反1畝 6歩	4反4畝	
	第11番今中之町	8条10里10坪	×	〔八幡宮馬場〕（西辺）				
			×	〔角力場〕（馬場の南端）＜土俵＞				
			×	（古国寺）				115,117
			×	同所道ノ上、社領高	中田	6畝	9畝	143
			1	同所西	上々田	5畝 3歩	（2筆合筆）	144
			3	同所	上々田	4畝12歩	8畝	144
			2	同所南	上々田	8畝18歩	8畝	142
			4	同所南東ノ角	上々田	8畝12歩	1反4畝	145
			5	同所	上々田	1反	1反	146
			6	同所	上々田	1反1畝21歩	1反	147
				面積計		5反4畝 6歩	5反9畝	
	第12番助ノ前之町	8条10里3坪	1	助ノ前道ノ上	上々田	1畝27歩	5畝	148
			2	同所西	上々田	4畝	4畝	150
			×	〔比所馬場〕（西辺）				番外
			3	同所南	上々田	1畝27歩	（4筆合筆）	151
			4	同所南	上々田	2畝3歩		151
			5	同所南	上々田	5畝6歩		151
			6	同所塚之	中畑	1畝27歩	1反2畝	151
			7	同所東	中畑	1畝27歩	（2筆合筆）	149
			8	同所東	中畑	3畝	7畝	149
			9	同所東ノ端	中畑	2畝	（2筆合筆）	148
			10	同所	中畑	2畝	4畝15歩	148
			11	（記載なし）	?	（記載なしか）	（2筆合筆）	148
			12	同所九畝廿七歩内	上々田	2畝15歩	8畝	148
			13	右之内	上々田	7畝12歩	9畝	153,154
			14	同所	上々田	1畝21歩	（3筆合筆）	154
			15	同所南東之角	上々田	2畝15歩		154
			16	同所西壱反弐畝三歩内	上々田	3畝15歩	1反1畝	154
			17	右之内	上々田	8畝18歩	5畝	153
			18	同所にし	上田	5畝	（3筆合筆）	152
			19	同所南馬場添	上田	3畝21歩		152
			20	同所南	上田	3畝 9歩	1反4畝	152
				面積計		6反4畝 3歩	7反9畝15歩	
	第13番馬場之西ノ町	8条10里4坪	×	〔御輿休〕（東南隅）				番外
			1	同所馬場ノ西	上田	6畝 3歩	5畝	81
			2	同所南ノ角	上田	4畝 6歩	7畝	79
			3	同所北	上田	5畝12歩	2畝15歩	79
			4	同所	上田	3畝 6歩	4畝	82
			5	同所北井手縁	上田	（2筆合筆）	9畝	82
			／			1反3畝 9歩	5畝	83
			6	同所にし	中田	5畝18歩	7畝	84
			7	同所西道下	下田	6畝12歩	（3筆合筆）	86
			8	同所南	下田	24歩		85
			9	同所	中田	3畝 9歩	1反	86
			10	同所池床二反四畝六歩内	中田	1反6畝	（2筆合筆）	78
			11	右之内	中田	9畝 6歩	2反2畝	78
			／			（付箋なし）	2畝	77
			12	同所西堤下	下田	（2筆合筆）	8畝	75
			／			5畝21歩	7畝	76
			13	同所久保	中田	2畝 6歩	1畝	75,75
			14	同所北上り	中畑	3畝 9歩	7畝	74
			15	?	中畑	1畝 9歩	（3筆合筆）	87
			16	同所北	中畑	1畝 9歩		87
			×	＜家＞				
				（15・16番は敷地）			3畝	87
			－	同所道縁ノ北、社領高	中畑	3畝	2畝	88
			－	同所西道添、社領高	中畑	4畝	4畝	89
				面積計		9反4畝9歩	1町　5畝15歩	

	第14番馬場之西ノ町	8条10里5・8坪	1	同所にし	上田	1畝21歩	4畝	?
			2	同所北	上田	5畝 6歩	1反1畝	?
			3	同所西	上田	3畝 9歩	(2筆合筆)	?
			4	同所西	中田	6畝18歩	1反1畝	?
			5	同所西	中田	9畝 9歩	1反1畝	43
			6	居屋敷	上々田	4畝12歩	5畝	46
			7	同所北	中田	2畝18歩	4畝	47
			8	同所北五畝六歩内	上田	(2筆合筆)	2畝	47
						3畝	1畝	47
			×	<家>				48
			9	右之内	上田	2畝 6歩	(3筆合筆)	48
			10	同所北西ノ角	上田	5畝		67
			11	同所ひかし	上田	8畝	1反6畝	67
			12	同所南	中田	(2筆合筆)	7畝	47
						1反1畝12歩	5畝	47
			13	同所	上々田	7畝21歩	(2筆合筆)	45
			14	同所	上々田	7畝 9歩	1反6畝	45
			15	同所ひかし	上々田	5畝21歩	6畝	45
			16	同所東	上々田	9畝27歩	(3筆を2分)	69,70
							7畝	69,70
			17	同所東南ノ角	上々田	7畝 6歩	7畝	70,71
							6畝	70,71
			18	同所北、<石目>	上々田	7畝 6歩	9畝	67
			面積計			1町 7畝21歩	1町2反8畝	
	第15番宮西道東ノ町	8条10里9坪	1	宮西道ノ東裏北ノはし	上々田	(4筆を1・3に2分)	6畝	96
							3畝	96
						9畝 6歩	6畝	96
			3	同所南	上々田	6畝21歩	4畝	96,97
			2	同所ひかし	上々田	5畝27歩	7畝	98
			4	同所上	上々田	(2筆合筆)	4畝	95
						4畝18歩	1畝	95
			5	同所	上田	(2筆合筆)	3畝	94
						6畝 6歩	5畝	95
			6	同所	上々田	2畝15歩	3畝	95
			7	同所	上々田	4畝	4畝 3歩	95
			8	同所	中畑	2畝21歩	2畝	90,91
			9	同所道縁	上田	3畝 6歩	4畝	90,91
			10	同所東、<家>	上田	1畝15歩	3畝	92
			11	同所	上々田	(2筆合筆)	3畝	93,99
				<家>		6畝21歩	4畝	94
			12	同所東道下南角	上田	3畝18歩	3畝	95
			*	同所北ノ浴、社領高	中田	(4筆合筆)	5畝	100
			*				8畝	100
			*				9畝	100
			*			2反8畝	1反2畝	101
			×	(東辺に馬場の絵)				番外
								115
			面積計			8反4畝24歩	9反9畝 3歩	
中林下所免	第6番宮西池下之町	8条10里6坪	×	<池>(逸代池)				2
		9条10里1坪	×	<鳥>(正蓮坊古跡)				1
			1	宮西池下	上田	1反4畝12歩	1反5畝	41,42
			2	同所西	上田	(2筆合筆)	7畝	41,42
						8畝 3歩	2畝	41,42
			3	同所西	上田	(4筆合筆)	3畝	41,42
							2畝	41,42
							3畝	12
				<家>		8畝12歩	1畝	12
			4	同所西	上田	(2筆合筆)	3畝	10
				<家>		4畝24歩	2畝	9,10
			5	同所西	上々田		3畝	7,8
						5畝 9歩	4畝	6,8
			6	同所	上田	(2筆合筆)	5畝	4
				<家><家>		9畝	7畝	4
			面積計			5反	5反7畝	
	第7番宮西池下之町 居屋敷ノ町	8条10里7坪 9条10里12坪	1	同所居屋敷	上畑	2畝	(3筆合筆)	18
			2	同所東	下畑	2畝		18
			3	辻之堂	上田	6畝24歩	1反4畝	18
			×	<石目>				18
			4	同所	中田	(2筆合筆)	2畝	17
						9畝18歩	8畝	17
			5	同所	下田	(3筆合筆)	4畝	19
							1反	20
						2反 27歩	1反	20
			6	同所	下田	(3筆合筆)	3畝	19
							4畝	21
						8畝27歩	2畝	22
			7	同所	下々田	(2筆合筆)	6畝	22
						6畝 6歩	2畝	21
			8	六反地東北角	下田	1畝 3歩	2畝	20
			9	同所南	下田	7畝12歩	1反 15歩	34
			10	同所南	下々田	7畝 3歩	8畝 9歩	35
			11	同所南	中田	6畝15歩	6畝15歩	36
			12	同所南、<家>	中田	(4筆を3分)	(2筆計)	15
						4畝	1反3畝18歩	14
			13	同所南居屋敷	上々田	7畝18歩	(2筆計)	14
			14	同所南道ふち	中田	6畝18歩	4畝27歩	13,14
			15	同所東南之角	下々田	9畝18歩	1反1畝24歩	40
			16	同所北	下々田	(2筆合筆)	3畝21歩	39
						9畝15歩	7畝24歩	39
			17	同所北	下田	(2筆合筆)	2畝	36
				<家>		6畝 3歩	5畝	37,38
			18	同所北	下田	4畝21歩	(3筆を2分)	51
			19	同所北東角1反三畝2四歩之内	下田	4畝18歩	(3筆合筆)	51
							1反1畝	51,52
			20	右之内	下田	(3筆合筆)	3畝	49
							3畝	50
				<家>		9畝 6歩	5畝	50
			面積計			1町4反 15歩	1町6反 3歩	

第8番下之町	8条10里18坪 9条10里13坪	1	下之町東南角	中田	（2筆合筆） 6畝 3歩	（2筆計） 7畝	54
		2	同所西	中田	3畝21歩	4畝12歩	55
		3	同所西北	下田	9畝15歩	1反2畝	55
		4	同所北	中田	3畝 9歩	（2筆合筆）	56
		7	同所西	下田	3畝18歩	1反	56
		5	同所北	中田	4畝12歩	（2筆合筆）	57
		6	同所西	中田	4畝24歩	1反 6歩	57
		8	同所南	下田	（2筆合筆） 1反 3歩	6畝27歩 3畝18歩	50 51
		11	（記載なし）	下田	（3筆を2分） 1反3畝15歩	1反 6歩 9畝24歩	51 50
		12	同所西北ノ角	下々田	7畝27歩	5畝27歩	50.49
		10	同所北	下田	1反	1反 15歩	52
		9	同所南	下田	7畝18歩	（2筆合筆）	53
		13	同所南ノ角	下々田	3畝 9歩	1反5畝27歩	53
		14	西川原西ノ町南東ノ角	下田	（5筆を2分）	2畝12歩	20
						（3筆計）	26
					8畝21歩		27
		15	同所西	下田		1反2畝	26
					1反4畝18歩	1反 27歩	27
		16	同所西	下々田	（3筆合筆）	6畝	25
						6畝	25
					7畝27歩	1畝	25
		17	同所西	中田	（2筆合筆）	2畝18歩	24
					4畝 6歩	4畝12歩	23
			＜石且＞				23
		18	同所北	下田	6畝 9歩	1反 15歩	28
		19	同所東	下田	4畝12歩	6畝15歩	28
		×	＜池＞〔下池渚〕				
			面積計		1町3反3畝27歩	1町6反8畝21歩	
第10番下之町 粂十郎屋敷之町	8条10里17坪	1	下之町西北之角 ＜家＞	上田	1反 24歩	1反1畝	58
		2	同所南 ＜家＞	上田	（4筆合筆）	5畝 5畝21歩 3畝	58.59 58.60 59
					1反8畝 9歩	3畝	60
		3	同所	七田	8畝 6歩	9畝 6歩	59.60
		4	同所南	上田	3畝21歩	4畝24歩	65
		5	同所東	中田	4畝 9歩	（2筆計）	65.66
		6	同所北	上田	5畝24歩	9畝	66
		7	同所北	上田	（3筆を3分） 3畝24歩	1反2畝	64.63
		8	同所北	上田	1反 3歩	5畝 6歩	64.63
		9	同所北	上田	8畝24歩	7畝18歩	63.62
		10	同所北	上田	（4筆合筆）	2畝	62
						4畝	62
						5畝	62
					2反3畝12歩	1反4畝	61.62
			面積計		9反7畝 6歩	9反9畝24歩	
第11番東之町	8条10里16坪	1	東ノ町北西ノ角	上田	6畝27歩	8畝	106
		3	同所東	上々田	7畝	（2筆合筆）	105
		4	同所北	七々田	5畝 9歩	7畝	105
		2	同所南西之角	上々田	8畝 6歩	5畝	104.105
		5	同所北	上田	（2筆合筆）	2畝	106
					4畝15歩	4畝15歩	107
		6	同所東	上田	（2筆合筆）	6畝	108
					9畝 6歩	7畝	108
		7	同所	上田	6畝 9歩	9畝	109
		8	同所	上田	1反2畝 9歩	1反1畝	105
		9	同所東南之谷	中田	2畝 3歩	4畝	102
		10	同所北	中田	（2筆合筆）	4畝	110
					6畝 9歩	2畝	110
		11	同所北	中田	2畝 6歩	（2筆合筆）	111
		12	同所北	中田	9畝 6歩	1反	111.108
		13	宮ノ浦道ノ上	中田	5畝24歩	6畝	112
		14	同所東	中田	5畝 6歩	?	112
		×	［御宮ノ森］（岩田神社） ＜社殿＞				114
			面積計		9反 15歩	8反5畝15歩	

備考：①中林下所免第7番の5・6は4畝の田を共通にし、6・7は2畝の田を共通にする。
②中林中所免第10番の宮林と中林下所免第11番の御宮ノ森は明治21年地籍図では114番地で田とする。また、中林中所免第11番の八幡宮馬場の社前の部分は、明治21年地籍図では同第15番の一角に属し115番で田とする。

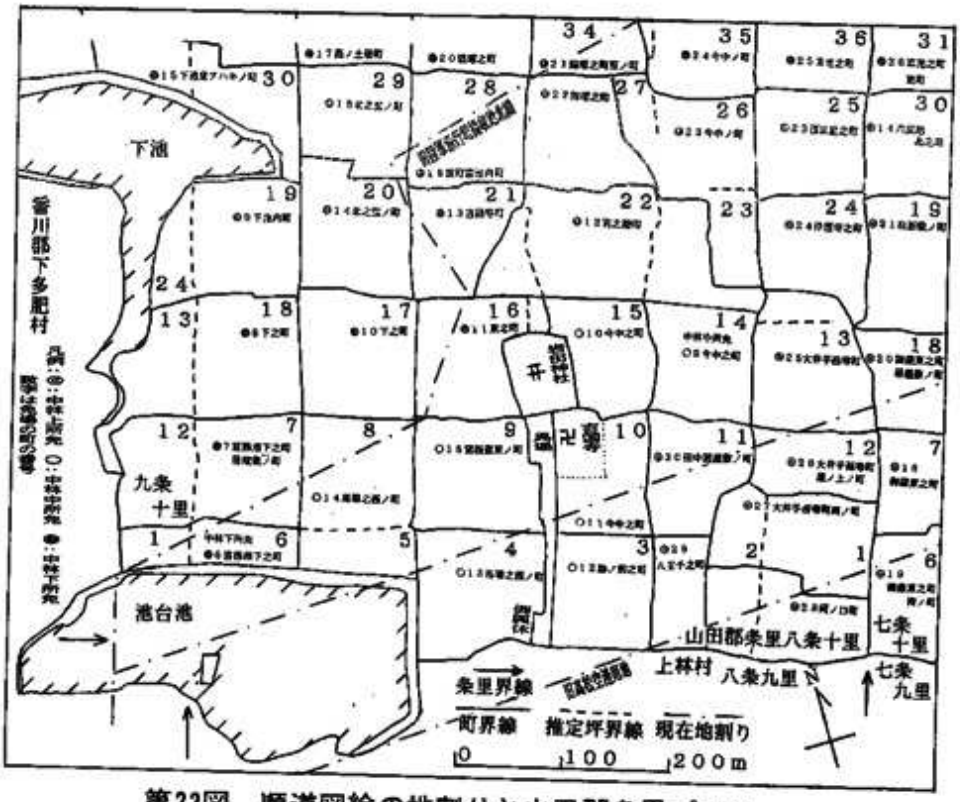

第23図　順道図絵の地割りと山田郡条里プラン

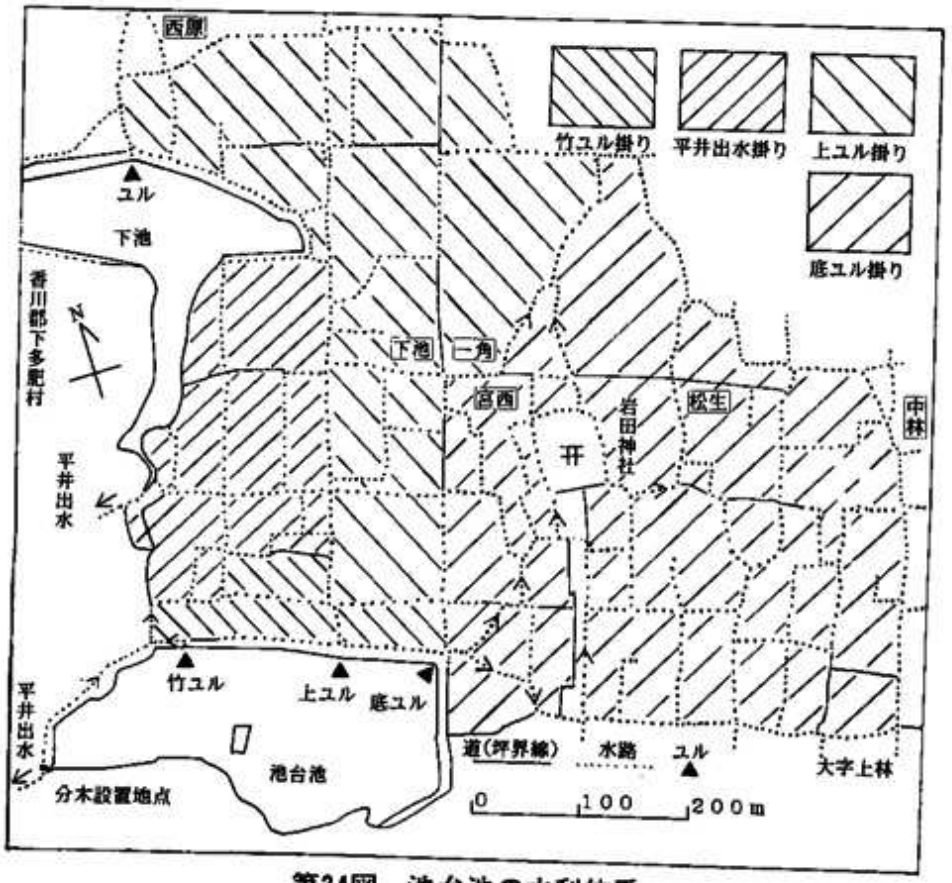

第24図　池台池の水利体系

中林中所免十五番宮西道東ノ町に相当する。但し、順道図絵や旧地籍図ではこの宮西道東ノ町は、南に接する中林中所免第十三番馬場之西町とともに、正方形ではなく東西幅が東に延伸し、宮西道東ノ町・馬場之西ノ町の東に接する中林中所免第十一番今中之町・同第十二番助ノ前之町の東西幅が減じているように描かれている。そこで、岩田神社の南の参道については「八条十里の三坪・十坪と四坪・九坪の間の長さ2町の南北界線あるいはその東側に所在する」(B)とし、また岩田神社の御輿休は「参道の南端の四坪東南隅あるいは三坪西南隅に所在する」(C)としたのである。

③山田郡田図南地区の地形表現と順道図絵

山田郡田図南地区の坪2・4(山田郡条里八条十里四坪)の東辺に位置する墾(100代＝2段)は、西側は曲線で実際の地形を描写しているようであるが、東側は坪界線を端とし直線状に描かれている。坪2・4の東側にも墾の延長部分があったはずであるが、東側は田図の描写範囲外であったので坪界線で直線状に区切ったのであろう。したがって、田図に描かれた坪2・4(八条十里四坪)の墾を一部とする墾は、十三番馬場之西ノ町内の東部の字宮西79・80・81・82番地(順道図絵の「当時」の面積では合計2反7畝)、番外地2筆(御輿休と馬場)の地区に相当する。この内、馬場西之町の東への延伸により番外地2筆は東隣の八条十里三坪に入る可能性が強い。79・80・81・82番地と番外地が周囲より若干高かったであろうことは、池台池の東北隅の底ユルから出る下林字松生の底ユル掛り地区を灌漑するための水路(底ユルの幹線)が当該地区を南に迂回していることからも推察できる(池台池の水利については後述)。この迂回は、水を高いレベルで東進させるために等高線に沿ってなるべく高い場所に流そうとしたためであろうが、当該地区が微高地になっていたことが、迂回を可能にしたのである。この御輿休と馬場が微高地になっているのは、岩田神社と吉国寺の造営の結果とも考えられるが、やはり元来の微高地を利用して御輿休と馬場が造成されたと考えるべきであろう。

(3)坪3・4の彩色された台形の土地区画

①坪3・4の台形の彩色部分

坪3・4の彩色部分Fの地形表現に関連して、「弘福寺領讃岐国山田郡田図の分析」(2)の**2．彩色の分析**の(5)坪3・4の彩色と今墾田において次のようなことを指摘した。

a．坪3・4の東3分の2の彩色された台形(彩色部分F)は、西3分の1の無彩色の水田との間を、北で少し西へ振れた南北方向の墨直線で区切った台形に区画されている。坪内西側の無彩の水田の面積は150束代で、東側の彩色された台形の部分の面積は350代である。坪3・4を二分する南北線は、実際の地形の特徴を描写したものである。

b．坪３・４は料紙第１紙の右端から繰返す天地方向の欠損と、台形の彩色部分の絵具（白緑）に起因する劣化・脱落により、大きく欠損しているが、黄土の上に白緑が重ね塗りされていることがわかる。

c．彩色部分Ｆの文字20の「今墾四××□□」は「今墾四十□束代」と復原できる。

d．坪３・４における土地利用の経過は次にように推定できる。

1．天平７年（735）の田図定の時点において、坪３・４の東側350代（７段）の台形部分は非耕地の微高地であり、寺田畠の面積集計には計上されていない。この非耕地の微高地を表現するために黄土を塗った。

2．その後のある段階の検田で、坪３・４の東側350代の台形部分の内の西の150代の水田に隣接した部分が開墾され40～49束代（288歩～352.8歩）の面積の田（陸田あるいは水田）となった。開墾による土地条件の変化を表示するために、黄土の上から白緑を塗った。その際、開墾面積は１段弱であるにもかかわらず、350代の台形の区画全体に開墾を示す白緑を塗った。

3．実際の開墾面積以上に、区画内全体に白緑を塗ったのは、１段弱の開墾地を手懸りとして、坪３・４内の台形部分に対する領有権を確立するための操作であったと考えられる。

ここで、坪３・４の東側の台形の黄土着色部分が非耕地の微高地であったとしたことは、今回の現地調査で再検討をする必要が生じたので、以下そのことを述べたい。

②池台池と谷状地形

中林中所免第十五番宮西道東ノ町の馬場の西側の地区と、その北に接する中林下所免第十一番東之町の岩田神社の西側の地区は、池台池の底ユル掛りの水路の分流が北流する低地であったらしい。順道図絵によれば、中林中所免第十五番宮西道東ノ町の馬場の西に接する南北に連なる４筆の耕地は岩田神社の社領となっており、地字は４筆あわせて「北ノ浴」となっている。その北に続く中林下所免第十一番東ノ町の九番の１筆の地字が「東南之谷」である。この「東南之谷」の１筆は岩田神社の西に接している。「北ノ浴」「東南之谷」と地字が続くのは当該地区に谷状地形があったことを示している。池台池自体、西南隅の池口から東北隅の底ユルに走る東北東方向の浅い谷状地形を北と東に堰堤を構築して閉塞したものである。この池台池が築造された谷状地形とその延長を仮に「池台池の谷」と称することとしよう。

池台池の東堰堤の東は、中林中所免第十三番馬場之西ノ町の西南部で、順道図絵には池に関連した地字が見える。底ユルの東に十三番「久保」、東堰堤の東に十二番「同所西堤下」、その東に十番「池床」の地字がある。「池床」はここに小池があったことを示すのであろうか。「池台池の谷」は東堰堤の東に接する馬場西之町内で東北に曲り北に向かう。この「池台池の谷」

の北への延長線が「北ノ浴」「東南之谷」の谷状地形なのである。「池台池の谷」の北への延長線の谷状地形は、ごく浅いもので、幅は50m程度であったと推定される。底ユルからの水路は、馬場之西ノ町の地字「久保」(十三番)で、松生地区を灌漑するために東南東に進む底ユル幹線と、「池台池の谷」の谷状地形が北に屈曲するのに沿って北流する水路に分れる。底ユル幹線は、松生地区を灌漑するために人工的に作られた水路と考えられ、「久保」から北流する水路は自然地形に対応した流れである。

池台池の東堰堤を北に延長する線は坪界線であるが、ここには道が通っていた。中林中所免第十五番宮西道東ノ町の西北隅の地字は「宮西道ノ東北ノはし」(一番)で、西南隅の地字が「道縁」(九番)である。道東の小字名は、八条十里の四坪・九坪と五坪・八坪の間の南北の道に由来するもので、九坪相当の宮西道東ノ町に「道の東」の名が附されたのである。また、宮西道東ノ町の北の八条十里十六坪に相当する中林下所免第十一番東ノ町の「東」も「道の東」の意味であろう。ここに南北の道があったことは、それが坪界線を踏襲するものであると同時に、1町東の坪界線(おおよそ馬場が乗る線)の間に「池台池の谷」が馬場之西ノ町内で北に曲り南北に走っていたことも関係する。すなわち、池台池の末の谷を挟んで東に岩田神社・吉国寺と馬場、西にこの南北道があったのである。

③坪3・4の彩色における黄土の機能

山田郡田図南地区の坪2・4(八条十里四坪)はおおよそ第十三番馬場之西ノ町に相当し、坪3・4(八条十里九坪)はおおよそ第十五番宮西道東之町に相当する。第十三番馬場之西ノ町の東部分の微高地と黄土で彩色された坪2・4の坪は対応する。第十五番宮西道東之町に相当する山田郡田図の坪3・4には、東側三分の二を占める黄土で着色された台形(部分的な今墾田の開発で白緑が重ね塗りされている)の地形がある。この台形の地形を、石上はこれまで「弘福寺領讃岐国山田郡田図の分析」(1)(2)では、黄土の彩色がなされているが故に微高地であると考えてきた。しかし、上記のように坪3・4に相当する第十五番宮西道東之町の東半分は「池台池の谷」が北に曲った谷状地形であったことが順道図絵や池台池の水利系統から判明する。したがって、坪3・4の東側三分の二を占める黄土で彩色された台形は微高地ではなく、浅い谷状地形であることになる。実際、天平宝字7年(763)弘福寺田内校出田注文では、坪2・4が池辺田、坪3・4が池口田と称されている。これらの田名は、「池台池の谷」の北へ延長する谷状地形にふさわしい。したがって、坪3・4の描画では黄土は微高地を表現していなかったことがわかる。坪3・4での黄土は非水田を表しているのである。この非水田の地は、地目としては今墾田が開墾される以前に畠は存在しなかったから非耕地であり、地形としては谷状地形であった。以上のように、黄土は微高地を表現するばかりでなく、非水田の非耕地をも表現する機能があったのである。但し、非水田(あるいは非耕地)の描画は領内に限定され、

周辺の非寺領地域のそれらの地形景観は描写されていない。

（4）坪1・1、坪1・2と池台池

①坪1・1、坪1・2の地形

山田郡田図南地区は、坪2・4の墾を第十三番馬場之西ノ町の御輿休のあたりに相当するとすることにより現地形へ比定されることは上述の如くである。山田郡田図南地区の現地比定については、さらに池台池に関連する地形が傍証になる。それは坪1・1、坪1・2の地形表現である。

坪1・1、坪1・2の地形に関連して、「弘福寺領讃岐国山田郡田図の分析」（2）の**2．彩色の分析**の（3）坪1・1と坪1・2の彩色で述べたことを要約すると次のようになる。

a．坪1・1と坪1・2は、南半分（上半部）が欠損している。欠損部分と残存部分の境目には、波状の墨界線が断続的に残っている。波状の墨界線より上部（南部分）の欠損部には黄土の上から白緑が重ねて塗られていた。

b．坪1・1と坪1・2の残存する北部分は、坪1・1が田140束代、坪1・2が田147束代であるから、坪1・1の欠損部分の面積が360代、坪1・2の欠損部分の面積が353代で、合計1町213代となる。

c．欠損部分の土地、すなわち坪1・1と坪1・2の黄土着色部分の地目は畠ではない。この部分の土地は、次のような経過をたどった。

1．天平7年の田図定の時点において、坪1・1と坪1・2の南側1町213代（1町4段93.6歩）の長方形部分（ただし、北辺は波状で不定形である）は非耕地の微高地であり、寺田畠の面積集計には計上されていない。この非耕地の微高地を表現するために黄土を塗った。

2．その後のある段階の検田で、坪1・1と坪1・2の南側1町213代の長方形部分の内の一部が開墾されて畠、または陸田あるいは水田になった。そこで、開墾による土地条件の変化を表示するために、黄土の上から白緑を塗った。その際、開墾面積は1町213代に及ばないにもかかわらず、長方形の区画全体に開墾を示す白緑を塗ってしまった。

3．1町213代の長方形部分全体に白緑を塗ったのは、一部分の開墾を手懸りに、領有権を確立するためであった。

d．黄土着色部分は池台池と密接な関連を有している。

②池台池

山田郡田図南地区を現地形に比定すると、坪1・1、坪1・2、坪2・1、坪2・2、坪2・

3が池台池と関連することになる。

池台池は1944年に陸軍飛行場用地として大半を接収され、西端の池口附近の約6分の1を残して埋立てられた。池台池が水利機能を失ってしまったので、「平井出水掛り」（後述）からの水利は残ったが、旧池台池掛りは解体し、飛行場を迂回して敷設し直された三郎池上井幹線の掛りとなり水利体系が全く変わってしまった（但し、昭和3年に、三郎池の堰堤が嵩上げされた際に、下池・長池にも配水されるようになっていた）。池台池掛りには水利組合はなかったので水利文書は伝えられていない（なお、平井出水に関する近世後期から近代にかけての相論文書が真鍋家（林町宮西）に伝えられている）。したがって池台池の陸軍飛行場建設以前の状態や水利体系は聞取り調査によってしかわからない。

池台（イケダイ）池は、順道図絵には池代池と記されているが、林では池台池と表記するのが一般的である（1988年、宮井・太田氏談）。池台池は、林町宮西（旧山田郡林村大字下林字宮西の西南隅に位置する。池台池の別名は、分木（ブンギ）池（分ケ池とも称する場合があるが分木池が正しい）である。分木池の別称は、後述のように、平井出水からの水を渇水時に池台池と下池に分水するために池口の手前の堰に分木を置いたことから生じた名称である（1988年、太田氏談。1990年、太田氏談。以下の平井出水掛り・池台池掛りの水利慣行については二度の太田氏の教示による）。

池台池は、郡界を西に越えて旧香川郡上多肥村字宮尻（高松市多肥上町宮尻）の平井出水を主水源とする溜池である。池台池には、南の上林字畑の方面からの小川が2～3本流れ込んでいたが、足しにはならなかった。また、元来、「池台池掛り」の一帯は三郎池の水は入らないところであった（太田氏談）。平井出水は、香東川扇状地の旧河道である肥間川水系の東への分流上に位置する、多肥上町宮尻の桜木神社の西方から北の神社裏に連続する湧水群であり、泉の頭の出水を花泉出水とも称し（平井出水の別称）、桜木神社の北側の出水を宮の藪出水とも称する（「多肥下町周辺出水掛り図」『弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域発掘調査概報』Ⅰ）。平井出水の水流は、自然地形に従えば、桜木神社裏の東北角（下池の谷の頭）から下池の谷に北西方向に流れ落ち、下池を通過して長池東方を東北流するオコ川となる。

しかしながら、平井出水の水流は、桜木神社裏の東北角の下池の谷の頭で堰止められ、水量の大部分を等高線に沿った給水路により東流させて池台池へ流れ込ませている。この給水路が池台池の西南隅の取水口に入る直前の地点で、池台池と、池台池の西・北の堰堤の外側に沿って流れて下池へ流下する水路に分流する。この分流点（池台池の池口の西の地点）に、水不足時に池台池7分、下池3分の割合で分水するための分木（分木は宮西の真鍋家にあった）が設けられたのである（太田氏談）。

池台池に入らずに池台池の池口の手前から分流して下池へ流下する用水路の灌漑地は池台池の北側の耕地で、「平井出水掛り」と称され、3反の灌漑面積を持つ（『林村史』、196頁）。平井

出水掛りは、順道図絵の小字で言えば、中林下所免第七番宮西池下之町の大部分、その北の同第八番下之町、さらにその北の同第九番下池内町である（太田氏談）。

陸軍飛行場建設以前の池台池は、28.9反の「池台池水掛り」を灌漑していた（『林村史』、196頁）。池台池の堰堤は、東堰堤が高さ3m、北堰堤が高さ2mで西に行くに従って堤高が低くなり、南の汀には南東の隅を除いて堰堤はなかった。池の南方（上林字畑）はちょっと高くなっており、3～4軒の家があり、それらは「畑の何々さん」と呼ばれていた。閘門は、東北隅に底ユル、そこから1町西に上ユル、さらに1町半西に竹ユルの三つがあった。各閘門の満水時の水深は、おおよそ、底ユルが2m、上ユルが1m、竹ユルが0.5mであった。池の中央には中洲（島）があり、そこにあった石を下池の水神に祀ってある。島にゴヤ（イグサのような葉で芋がとれる）を取りに行くと、鋳物の滓が出た。池台池は概して水が潤沢で、「昼一寸減って、夜五分戻る」と言われ、旱魃にはあまりならなかった。そこで、池台池掛りの下の「下池掛り」の人は、池台池の人のところへソーメンを持ってきたものであった。明治20年代の日焼け（旱魃）の時には、池口の内側の所にホーリ（堀）を掘って足踏み水車で水を掻き出し、池の南の汀に沿って川筋を引き底ユルの方に流した。平井出水が水源なので、毎年、平井出水浚えを行った（現在でも5月17日から20日過ぎ頃に行う、以上、太田氏談）[12]。

③池台池掛りの水利慣行

次に太田氏より教示された、陸軍飛行場建設以前の池台池掛り（宮西地区の平井出水掛りも含む）の水利慣行を整理しておこう。なお、〔第24図 池台池の水利体系〕にその概要を示した。

A．水源

1．水源は平井出水である。

2．毎年、田植の前の5月に、「平井浚え」を行った。

3．平井出水からの給水は、池台池の池口手前の堰で下池方面（平井出水掛り）と池台池に分水した。分水堰には旱魃時に分木を設けることがあった（番水と分木の関係については未調査）。

4．池水が大雨などで溢れると、池口が余水吐となって、下池方面に溢れた水を流した。

5．配水委員は「土工掛り」と呼ばれ、水口補修などを行った。

B．池台池の閘門

1．池台池には東北隅の底ユル、その西100mの上ユル、さらに西150mの竹ユルがある。

2．竹ユルの出水口には、下池への水路（平井出水掛り）から分岐した水路を中堤防と外堤防の間に引き入れ、池水渇水時の補給水に利用できるようにしてあった。

C．池台池掛りの区分

1．池台池掛り（宮西地区の平井出水掛りも含む）は、下林字宮西、松生（宮西の東）、下

池（宮西の北）、一角の一部に及んだ。

2．掛りは、次のように平井出水直接1区画、池台池3区画からなる（旧林村大字下林の小字と順道図絵による地字を付記する）。

1）平井出水掛り

字宮西（中林下所免第七番宮西池下之町居屋敷ノ町の約4分の3、同第八番下之町）

字下池（中林下所免第九番下池内町）

2）竹ユル掛り

字宮西（中林下所免第六番宮西池下之町、同第七番宮西池下之町居屋敷ノ町の東南約4分の1）

3）上ユル掛り

字宮西（中林中所免第十四馬場之西ノ町、中林下所免第十番下之町）

字下池（中林下所免第十四番北之堂ノ町、同第十八番北之堂ノ町、同第十五番下池東アハキノ町、同第十六番下池東アハキノ町北之町、同第十七番西ノ上居町）

字一角（中林下所免第十三番宮池西等町、同第十九番東町宮池内町、同第二十二番猫塚之町の西北の一部、同第二十番猫塚之町の西半分）

4）底ユル掛り

字宮西（中林中所免第十三馬場之西ノ町、同第十五番宮西道東ノ町）

字松生（中林中所免第十二番助ノ前之町、同第十一番今中之町、同第十番今中之町、同第九番今中之町、中林上所免第二十九番八王寺之町、同第三十番田中居屋敷ノ町、同第二十八番岡ノ口町、同第二十七番大井手西等町南ノ町、同第二十六番大井手西等町道ノ上ノ町、同第二十五番大井手西等町）

字一角（中林下所免第十番宮之浦町、同第二十二番猫塚之町の東南の大部分）

D．番水

1．旱魃時（底水不足）には番水が行われた。

2．番水の順番は以下の如くである

(1)第一段階

竹ユルの水が不足してくると平井出水掛りの水を入れる。

(2)第二段階・第三段階

上ユルの水が上がると第二段階として次のような番水を行う。

1）番外：僅かな面積。時の水の平井出水掛りの向う手の平井出水掛り。

2）時の水：朝6～10時の配水の区域で、多肥領の平井出水掛りの1町5～6反の田。

3）一番：平井出水掛り（林領）。一昼夜。

4）二番：上ユル掛り。一昼夜。

5）三番：上ユル掛り。一昼夜。この間、一番・二番・三番の間、竹ユル掛りは「常水」としていつでも水を入れることのできる特権をもっていた。

底ユルが上がるとさらに第三段階として底ユル掛りも番水に入れる。

6）四番：底ユル掛り。一昼夜。

7）五番：底ユル掛り。一昼夜。

3．四番・五番への配水は、昭和10年頃の旱魃の時に一回あった。大正1年の旱魃の時は、台風が来てやらないで済んだ。二番・三番まではちょいちょい行った。

③池台池と坪1・1、坪1・2の地形

池台池は、坪1・1と坪1・2の北半部、坪2・1と坪2・2と坪2・3の南半部に所在する。坪1・1と坪1・2の南半分の1町213代の長方形の黄土着色部分は、一部分が開墾されるまで非水田かつ非耕地であった。おそらく、北の水田より高い微高地であり、寺領外（田図描画領域外）の南にはさらに同様の地形が連なっていたと推定される。坪1・1と坪1・2の南半分の長方形の土地区画の波状の北辺は地形の自然的な形状を描いていると考えられる。

池台池の南の汀は、東南隅を除いてほとんど堰堤がなかったが、これは南の字畑地区の微高地を南限線としてそのまま利用していたからである。この池台池の南の汀の線の形状は池台池の北と東の堰堤の嵩上げにより南に拡大していると推定されるが、基本的には山田郡田図に描かれた長方形の土地区画の波状の北辺と同様の地形であったと考えられる。すなわち、坪1・1と坪1・2の南半分の長方形の土地区画の波状の北辺は「池台池の谷」の南の端の形状を描いているのであろう。

山田郡田図南地区の坪毎の田の名称は、天平7年(735)田図では坪1・1に津田西口、坪1・2と坪2・1と坪2・2と坪2・3に津田、天平宝字7年(763)弘福寺田校出田注文では坪1・1に津田、坪1・2に池田、坪2・1に長田となっている。また、天平宝字7年弘福寺田校出田注文では、池台池の東の坪2・4が池辺田、同じく東北の坪3・4が池口田となっている。これらの地名によると、後に池台池が築造される「池台池の谷」に、天平7年以降、天平宝字7年までの間に小さな池が築造されたことが推定される。

以上のように、池台池の形状と坪1・1、坪1・2の地形描写が合致すると考える。

小結

本項での考察を要約し、宮西地区の歴史的環境と弘福寺所領についての若干の論点を提示しておこう。

①山田郡田図南地区に描かれた地形については、次のことを指摘した。

1．坪２・４（山田郡条里八条十里四坪）の盤は、東岡寺山ではなく、岩田神社参道南端の御輿休周辺の微高地である。東岡寺山は、盤比定地より南に100～200ｍの地点である大字上林字本村677番地（山林）で、蓮華三昧院の末寺東岡寺に因む地名で、戦国時代には上林城の出丸が設けられていた。

2．坪３・４（山田郡条里八条十里九坪）の東３分の２を占める台形の土地は、黄土で彩色されているが微高地ではなく、浴・谷の地形表現が地字に使用されているように池台池の基礎となっている谷が北に曲った浅い谷状地形で（池台池の底ユルからの水路が流下する谷）であった。田図の黄土の彩色には、非水田を表示する基本的機能（したがって非耕地も表現する）があった。

3．坪１・１、坪１・２の南半部の黄土彩色部分は、非耕地の微高地で、その北辺の形状は後に築造された池台池の南の汀の線の地形形状と対比できる。

②次に、山田郡田図南地区の歴史的環境の分析とも関連して、次のことを報告した。

1．上林地区は、1944年の陸軍飛行場建設により土地が改変されたが、旧地籍図で旧景観や旧地割りを復原することもできる。

2．下林地区の中林一帯も同様に陸軍飛行場建設により土地が改変されたが、旧地籍図や順道図絵で旧景観や旧地割りを復原することもできる。

3．下林字宮西には岩田神社と吉国寺（戦国時代までは蓮華三昧院）があった。岩田神社は陸軍飛行場建設で廃絶（六条の三宮神社に合祀）した。吉国寺は明治時代には廃絶していた。

4．池台池の水利慣行を太田久米太郎氏よりの聞取り調査により紹介した。

③最後に、山田郡田図南地区の歴史的環境に関して今後検討すべき問題を整理しておこう。

A．山田郡田図南地区の所在する字宮西は、水利環境としては香川郡の上多肥（香川郡多配郷）の肥間川出水群の東への分流である平井出水を用水源としている。したがって、宮西の山田郡田図南地区の南300～400ｍの地点にあった拝師廃寺・拝師神社を中心とする山田郡拝師郷の中心地とは水系を異にしていた。近世において平井出水を巡っての下林村中林地区と上多肥村との相論があったように、弘福寺所領の南地区は、山田郡にありながら、水利の上で香川郡と密接な関係を持っていた。この事実は、山田郡と香川郡の直線郡境の設定の問題とあわせて、郡という政治領域と、地形条件による水利環境に規定される個別の所領経営体や集落の関係についての検討を必要とする。また、宮西地区が近世においてその東・北の地区と共に池台池や平井出水を水源とする水利共同体を形成していたように、南地区は地形環境や近世の水利環境からみて、経営体としてその周辺地区と関連を有していた。この弘福寺の経営体が、山田郡拝師郷や香川郡多配郷の諸集落や諸政治勢力とどのように関係して、またどのような自然環境を利用して設定され経営されていたのかを、８世紀の寺院の所領経営の事例として検討して行かな

ければならない。

B．弘福寺所領の南地区の比定地には、東に隣接して、創建時は不明であるが岩田神社と吉国寺があった。弘福寺の所領経営の拠点には、北地区に荘園の政所である「三宅」があるが、南地区は残されている田図の描画の範囲ではそのような管理施設は描かれていない。しかも、欠損部分にもそのような管理施設はなかったことは田図の面積集計記事からも確認できる。そこで、今後検討すべきことは、岩田神社と吉国寺が弘福寺所領の経営と関わる施設に由来する可能性である。

C．弘福寺は9世紀以降、真言宗の勢力の下に入る。吉国寺は近世に古義真言宗大覚寺派であり、近傍の正大寺も同派である。東植田の下司廃寺からは弘福寺様式の瓦や塼仏が出土している。川島の丹生神社（高野（コウヤ）廃寺）も真言宗関係の遺跡と考えられる。9～10世紀の真言僧観賢は香川郡の出身と伝えられる。山田郡の古代の仏教の環境として弘福寺や真言宗の影響を検討していく必要がある。

註

(1) 文字と彩色については、「弘福寺領讃岐国山田郡田図の分析」（2）所収〔山田郡田図の釈文と彩色〕参照。

(2) 山田郡田図の現地比定、古代の拝師（林）郷の歴史的景観の復原のための基礎作業として、林地区で下記の聞取り調査を行った。

第一回聞取り調査

日　時：1988年11月11日

場　所：高松市林出張所

参加者：調査者；石上英一、藤井雄三（高松市教育委員会）、末光甲正

情報提供者；大熊忠臣氏（林町。高松市議会議員）、宮井政雄氏（六条町。旧林村村長）、太田久米太郎氏（林町宮西）、高原カヲル氏（六条町）、真鍋繁子氏（林町）

第二回聞取り調査

日　時：1989年2月1日

場　所：石見茂太郎氏宅

参加者：調査者；石上英一、末光甲正

情報提供者；石見茂太郎氏（上林町本村）

第三回聞取り調査

日　時：1989年12月14日

場　所：宮井政雄氏宅

参加者：調査者；石上英一、末光甲正

情報提供者；宮井政雄氏（六条町）

第四回聞き取り調査

日　時：1990年1月30日

場　所：高松市林出張所

参加者：調査者；石上英一、末光甲正

情報提供者；太田久米太郎氏（林町宮西）

聞取り調査の引用は「(某年、某氏談)」、「(某氏談)」のように記す。なお、末光甲正氏は、1988年度から「弘福寺領田図関連聞取り」調査を継続しまとめている。末光氏は宮井・太田・大熊氏からも聞取りをしている。末光氏の聞取り調査の報告はいずれ発表されるであろうが、上林城・城井、「なわすじ」などについては、一部、未発表の「弘福寺領田図関連聞取り」を利用させていただいた。末光「弘福寺領田図関連聞取り」からの引用は「末光聞取り調査」と明記した。

(3) 1988年10月8日の高松市文化講演会での石上の報告「山田郡田図と古代の高松」で配付した説明資料の「山田郡条里と弘福寺所領の比定地案」は吉国寺・東岡寺山の位置を誤って比定していた。本報告のように訂正する（吉国寺については後述）。

(4) 陸軍飛行場建設工事の設計計画や土木工事の詳細は軍関係の事業のために不明であるが、『林村史』には土木工事の様子について、「麦は大分成長して大きくなっていたがそのまま地ならしが始められた」、「手押車とトロが最上でほとんど人力に依存したのでなかなか工事は進まなかった」、「資材難のためコンクリート舗装はされず表面にバラスを入れてローラーで締めただけに終った」(130頁)、「地域内に多数の塚があったが、西の方が高いため、東の方へ運んだ。塚その他土中からの出土品はあまり見るべきものがなかった」(125頁) と記載されている。しかしながら、幸いなことに工事が簡略であったために、空中写真によって、陸軍飛行場地域内には埋没条里地割りが観察されている（高橋学「高松平野の地形環境分析」III『弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域発掘調査概報』II）ので、今後の考古学的調査が期待される。

(5) 林地区の宮井政雄・太田久米太郎・石見茂太郎氏等は、陸軍飛行場への接収、戦後の解放・開拓の当事者として、陸軍飛行場地域の資料保存、旧状の復元の検討に努力されている。その成果に期待したい。なお、宮井政雄「高松飛行場物語」1～5（『福祉はやし』7～11号、林地区社会福祉協議会、1987年3月～1989年3月、続稿予定）参照。

(6) 宮井政雄氏所蔵の林地区の地籍図（旧林村所蔵の地籍図の写し）は、下記のごとくである。

山田郡上林村字切図　10葉（明治21年（1888）12月作成、同24年調整）

第壱号　字青木切図　　第弐号　字河向イ切図　　第三号　字竹部切図

第四号　字高須切図　　第五号　字佐道切図　　第六号　字横田切図
第七号　字本村切図　　第八号　字畑ケ切図　　第九号　字仁池添切図
第拾号　字野村切図

山田郡下林村字切図　20葉（作成年紀なし）

第壱号　字宮西切図　　第弐号　字松生切図　　第三号　字中林切図
第四号　字青木切図　　第五号　字大井切図　　第六号　字平野切図
第七号　字一角切図　　第八号　字下池切図　　第九号　字西原切図
第拾号　字天皇切図　　第拾一号　字宗高切図　　第拾弐号　字亀ノ町切図
第拾三号　字三ツ股切図　　第拾四号　字青塚切図　　第拾五号　字坊城切図
第拾六号　字松ノ木切図　　第拾七号　字長池切図　　第拾八号　字平塚切図
第拾九号　字浴切図　　第廿号　字下所切図

山田郡六条村字切図　13葉（作成年紀なし）

第壱号　字上川東切図　　第弐号　字下川東切図　　第三号　字中筋切図
第四号　字貢切図　　第五号　字上青木切図　　第六号　字下青木切図
第七号　字下処切図　　第八号　字下り原切図　　第九号　字西原切図
第拾号　字上川西切図　　第拾壱号　字下川西切図　　第拾弐号　字上処切図
第拾三号　字乾切図

高松市役所の総務部固定資産税課には、旧林村管内の陸軍飛行場建設以前の状況を記載している地籍図としては下林と六条の分があるのみで、上林の分はない。また、上林・下林・六条の大字ごとの全図が旧林村役場にはあり、高松市への合併の際に移管した。しかし、宮井氏らが後にそれらを高松市の倉庫で探したところ、表紙のみ残り図面は紛失していた(1988・1989年、宮井氏談)。河野家には、以前にはもっと古い図面があり、古い地名も書かれていた(1989年、宮井氏談。順道図絵のことか)。

(7)「岩田八幡宮由緒書」の記事は次のように整理できる。

①岩田神社の神

②延喜15年（915）観賢、讃岐の疱瘡流行にあたり「玉藻寄洲岩清水香於類川東乃岸早瀬乃岡」に岩田神社を創祀し、その傍らに蓮華三昧院を建立する。

③元暦元年（1184）故讃岐大守尾後左衛門基明、西海での平氏追討に参加の際に岩田神社に祈る。〔故讃岐大守尾後左衛門基明は、後藤左衛門尉基清の誤りで、基清は正治１年（1299）まで讃岐守護であった。元暦１年９月９日の讃岐国御家人へ西海合戦への参加を命じる下文（吾妻鏡）と、讃岐守護基明を合わせて作られた記事であろう〕

④文治２年（1186）５月　平氏追討に加わった基明、岩田神社に神田等を寄進する。

⑤永享５年（1433）３月　細川勝元、林入道宗宣と安富山城守盛保とに命じて岩田神社に八

幡神像を安置し神田を寄進し、祭式を定め、あわせて蓮華三昧院を修造し、高木坊・泉岡寺・青蓮坊を造る。この時、神内の吉国寺に属することになる。〔細川勝元は永享2年(1430)生、文明5年(1473)没であるから年代が合わない。勝元の先代は持之(嘉吉2年(1442)没)で、同年勝元が讃岐・伊予・阿波の守護となる。長禄4年(1460)田村神社壁書は、細川勝元が、発給した文書であるが、奉行安富筑後入道智安・社家奉行安富山城守盛長・社家奉行林三河入道宗宣・社家奉行安富左京亮盛保が連署している。勝元による寄進・造営があったとすれば、嘉吉2年よりあとのことか〕

⑥戦国時代　岩田神社・蓮華三昧院は廃滅し、跡を残すばかりになる。

⑦天正10年(1582)　神内の吉国寺が焼亡したので、蓮華三昧院の院主弘朝が寺地を吉国寺の宥典に譲り、蓮華三昧院は吉国寺と寺号を改める。

⑧慶長16年(1611)　高松藩主生駒正俊、岩田神社に神田を寄進する。

⑨寛永12年(1635)　神内の吉国寺の跡に神内池を築く。

⑩万治2年(1659)　吉国寺が、大覚寺の末寺となる。

⑪高松藩主松平頼重、岩田神社に神田を寄進する。

以下、略する。

(8) 山田俊雄「正大寺物語」(『福祉はやし』3号、林地区社会福祉協議会、1985年3月)は、正大寺(現在は岩田神社跡のすぐ東に所在する)の旧地は「早瀬の岡」であるとの伝承について、「その当時の林の様子はと言えば、郷東川を水源にして、東に流れる相当な大河が、上林を西から東に流れていたようで、現在、田の中で砂利を採取している西下所から、東へはいくら掘っても掘っても、丸い川石が何メートルも深く堆積している。その流れの処が俗に言う出水となって、飛行場になるまで西下所、本村、西中林、東中林、亀ノ町と点々と続いて、最後は春日川へ合流したものと考えられる。この川のほとりに小高い岡があって、川の早瀬に近いところから早瀬の岡と言われ」たと述べている。ここで言われている「東に流れる相当な大河」とは、高橋学「高松平野の地形環境分析」III(『弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域発掘調査概報』II)の図〔条里地割りと微地形〕に示されている上林を東北流する旧河道の跡に相当すると思われるが、歴史時代には地表面に表れている大きな河流はなかったと考えられるから、この旧河道を早瀬と考えることができるかなお検討を要する。岩田神社の所在地を由緒書の「早瀬乃岡」とすれば、上林に「早瀬乃岡」があったと考える必要はなくなるのではないか。

(9) 下林の中央には西南から東北に向う、香東川扇状地の旧河道がある(高橋学「高松平野の地形環境分析」III(『弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域発掘調査概報』II、図〔条里地割りと微地形〕)。この旧河道を肥間川下流旧河道と仮に称しておこう。肥間川下流旧河道は、上多肥の肥間川(『多肥郷土誌』上では、肥間川回窪帯と称されている)の下流に相当し、現在

の水利関係の地形と合わせて説明すれば次にように表現できる（林・多肥の水利系統については、権藤典明「水利の概況」（『高松市太田地区周辺遺跡詳細分布調査概報』）〔多肥下町周辺出水掛り図〕・権藤典明「下多肥地区の水利概況と明治17年地籍図」（『弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域発掘調査概報』II）参照）。肥間川下流旧河道は、肥間川出水の北東の地点から、東の平井出水を経由して下池の谷へと流下する東の河道と、栗ノ木出水（平井出水の西南）を経由して長池の方面に流下する西の河道に分れ、長池で合流したのち、東北流し、大池の南の地点で東北の亀池の方の河道と、西北の大池の方の河道に分れる。この肥間川下流旧河道の上に、現在は、下池・長池・大池・亀池が点在している。また、下池の北から長池の東を通過し、林道（木太から旧飛行場に至る南北道）を越えて三郎池下井幹線に注ぐ排水路はオコ川（小古川、三郎池土地改良区所蔵「三郎池土地改良区管内主要幹線図」）、大古川・奥々川・オオコ川（「民俗調査について」『高松市太田地区周辺遺跡詳細分布調査概報』、49・53頁）とも表記される。下林中所免に奥ノ川の小字がある（同、54頁。『東讃郡村免名録』による）。このオコ川は肥間川下流旧河道の跡の水流を利用したものである。

(10) 岩田神社・吉国寺を描いた絵には、右下に「滄溟」の落款があり、奇しくも後、明治15年（1882）に山田郡田図を入手した松岡調の作画であることがわかる。

(11) 岩田神社と吉国寺跡に関する聞取り調査の要点を記しておく。

陸軍飛行場建設の際に岩田神社は土を盛っても土を取ってもいない、木の根っこが残っていた（1989年、太田氏談）。中林には天神・天王・毘沙門・楠に塚が残っていたが、楠は大正年間に岩田神社に合祀し、あとの塚は残っていたが開墾した（1989年、宮井氏談）。

吉国寺の跡は岩田神社の東南、馬場の東で、吉岡家（岩田神社神主）があり、敷地の北西隅に直角に土塀（築地塀）が残っていたが、堂の跡は残っていなかった（1988年、太田氏談。1990年、太田氏談）。鐘は山田庵（山田説教所）に移転してあり、飛行場になるまであった（1990年、太田氏談）。瓦が吉国寺の跡から出土したとの話は知らない。（1990年、太田氏談）。吉国寺跡には楠と大きな松があった（1990年、太田氏談）。

岩田神社の参道には松並木があり、その中間に鳥居があった（1988年、太田氏談）。

馬場の南端の御旅所（御輿休）には石で囲ったところがあり、東から西に向いて段がついていた（1990年、太田氏談）。御旅所は田の中で少し高くなっていた（1988年、太田氏談）。

(12) 「平井出水浚え」と相論については、次回に報告する。

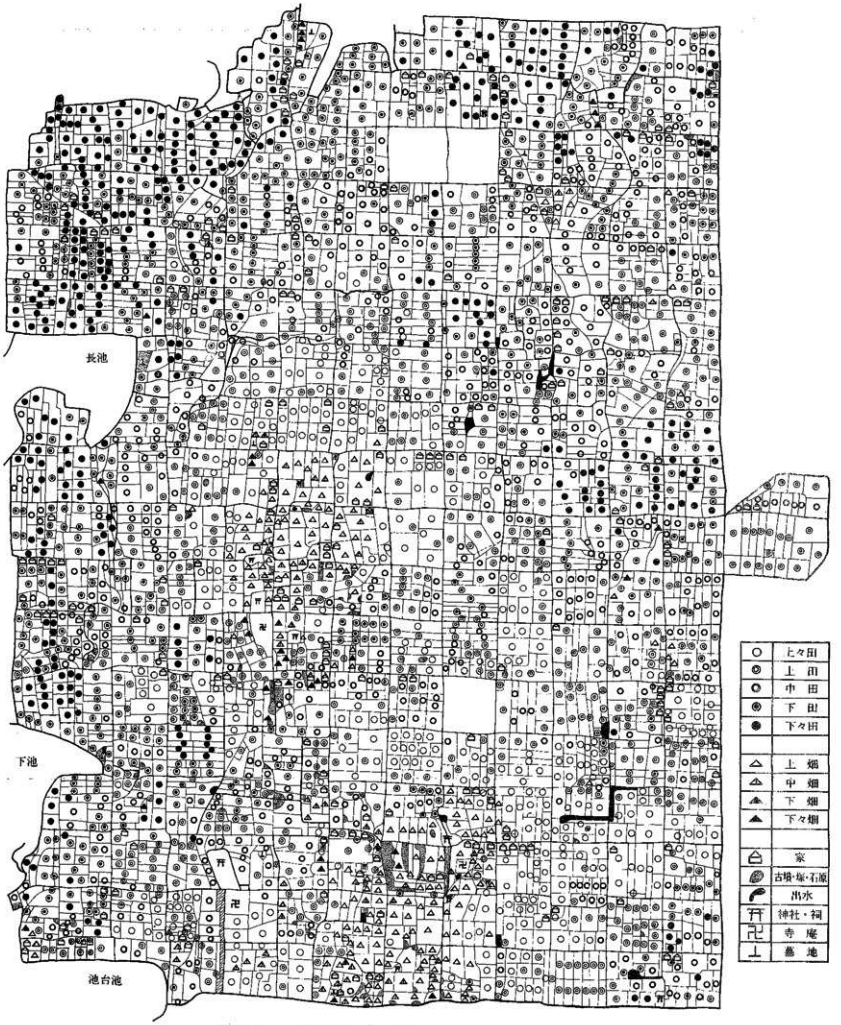

第25図　順道図絵による地割り（作図・末光）
（『山田郡下林村順道図絵』文化十五寅年三月・大内市郎兵衛）

第２節　弘福寺領讃岐国山田郡田図の微地形表現
－東大寺開田地図との比較を通して－

金　田　章　裕

１．目的

弘福寺領讃岐国山田郡田図には、文字による土地利用の記載のほかに、「畠」と「墾」および「家」などの所在地を黄土で彩色した表現がある。その結果、黄土の彩色部によって両側を縁どられた形で「佐布田」が帯状に続く形状が示されていることにもなる。前者を自然堤防に、後者を旧河道に想定するのが一般的であったことは、すでに前稿において紹介した[1]。

前稿では、このような文字による土地利用の記載と、彩色を含む絵画的ないし絵図的表現とに面積の差異があることを指摘し、山田郡田図の絵図的表現が、「佐布田」や「畠」の所在地を強調して描いているものであることを明らかにした。恐らくはそれらの面積を図中に記述できるようにするのが、その一つの目的であったものと推定される。従って、山田郡田図に幅40～50ｍにも及ぶかのように描かれている佐布田の部分も、実際には幅10～20ｍ程のものとして考えるべきことが判明した。

さらに、北地区の２カ所の「今畠墾田」と南地区の「今墾□」の部分には黄土の上に白緑が重ねられ、北地区の「畠成田」の部分には白緑だけが塗られており、前者を本来田とは認定されていなかった部分が後に墾田化した部分、後者を本来田であったものが畠となった部分と考え[2]、発掘調査によって後者のプロセスと矛盾しない層序が確認されたことをも指摘した。

一方田の直米額を比較すると、１つの区画の全域ないし大半を占める田の場合に、１町当り５～６石であるのに対し、２段前後の田の場合には５～15石と様々であり、後者が微細微地形レベルの微地形条件の反映であること、前者はそれを包括した基本微地形レベルの規模におけるいわば平均値であることを指摘した。従って、山田郡田図に表現された田・畠等の分布は、結果的にまさしく基本微地形レベルの微地形条件であることになる。

そこで小稿では以上の視角を基盤とし、平野の微地形の性格や規模に注目しつつ、山田郡田図などの８世紀の田図類におけるその表現について改めて検討を試みる。

なお以下においては、扇状地・自然堤防帯・三角洲といった平野を構成する地形を微地形群、微地形群を構成する自然堤防・後背湿地・旧河道などの主要な微地形を基本微地形、各基本微地形を構成するさらに微細な起伏を微細微地形と表現する[3]。

２．山田郡田図における微地形の表現

1989年度の発掘調査地点は、前年度の発掘調査地点のすぐ南側に設定した。山田郡田図では、「佐布田・畠・三宅・屋・倉・畠成田・井」等の記載がある区画の南端中央部付近に相当する

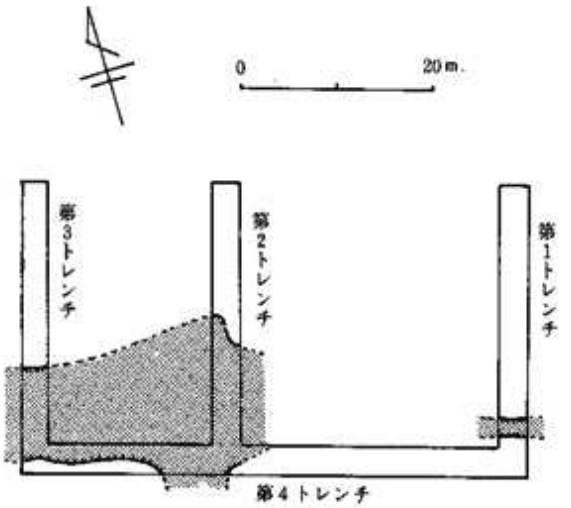

第26図A　1989年度発掘地点における8～13世紀ごろの地表面に対応するとみられる溝状遺構

第26図B　山田郡田図の発掘調査地点に対応する区画（上が北）

第26図C　第26図Bの記載面積に従った修正案

と考えられる部分である。前稿において、幅15m前後の佐布田に相当する旧河道と「畠・井」が描かれた部分が所在すると推定したところであり[4]、その南側の区画には「人夫等田家」と記載されている。

さて、トレンチはアルファアベットのEを仰向けにした形で設定され、東から第1・第2・第3、南側の東西方向のものを第4と仮称することとなった。詳細な報告は、本報告書の担当部分において行われるが、ほぼ以下のような状況が判明したことに注目しておきたい。

西側の第3トレンチと中央の第2トレンチ南部に、第26図Aのような幅10～15m程の浅い埋積谷が確認され、西方・東方・南方へ連続して延びていたと推定される。しかし、第1トレンチではこの規模の埋積谷は存在せず、わずかに幅2m程のむしろ、溝状の遺溝があるに過ぎない。このような浅い埋積谷は、前年度の発掘調査地点で8a層と分類された地層と同時代に存在した浅谷である可能性が高い。8a層は、8世紀ごろから13世紀ごろまでの安定した耕地面であった可能性の高い部分であった[5]から、第26図Aのような浅谷も当時のものであったと判断してよいことになろう[6]。

これまた詳細は外山秀一の報告によらねばならないが、第2トレンチ東壁で採取されたサンプルによれば、前年度の8a層に続く面と考えられる部分からはイネのプラントオパールが検出されず、浅谷の部分からは検出されている。つまり、前者は稲作の対象地でなかった可能性があり、後者は水田であった可能性が高かったことになる。

以上のような遺構の状況からすれば、上述の浅谷が、山田郡田図に表現された佐布田に相当する可能性が高いことになる。しかし、山田郡田図の佐布田の表現は第26図Bの如くであり、記載面積に合わせて修正を試みた結果も第26図Cの如くであって[7]、第26図Aのような浅谷のパターンとは大きく異なっている。この点に関する検討が必要となろう。

まず山田郡田図そのものに立ち帰りたい。第27図は、山田郡田図の微地形ないし地目の表現の概要を示したものであるが、この表現そのものが畠・佐布田などの面積を、文字による記載面積以上に強調して描いたものであることは前述の如くである。ここではさらに、黄土で着色した畠部分が、曲線と直線で限られていることに注目したい。曲線は自然堤防などの微地形分布を写実的に表現しているように見えるが、直線の部分はいかにも不自然である。

そこで、この畠の直線の境界を詳細に検討すると、第27図の1～10の部分、すなわち北地区の6カ所と南地区の4カ所の直線は、いずれも山田郡田図の方格線に一致しているが、同時に寺領と「人夫等田」などを含む寺領以外の部分との境界線にも相当する。山田郡田図は基本的に寺領にかかわる部分のみを描いているのであるから、これらが不自然な直線で限られているとしても、その延長部が存在した可能性があるので基本的には問題とはならない。

ところが第27図のa～eの部分、すなわち北地区の4カ所と南地区の1カ所はこれと大きく異なった条件である。a～eの部分の「畠・今墾□・畠成田」などの直線の境は、やはり方格

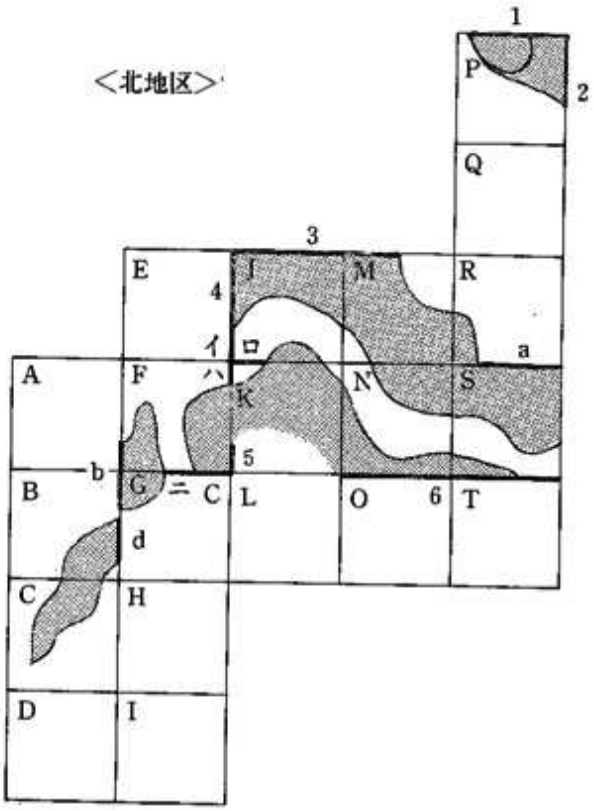

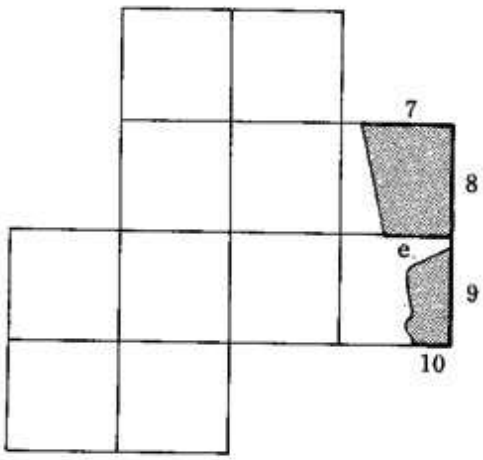

第27図　山田郡田図に描かれた直線の地目境界線

線に一致してはいるが、いずれも寺田に接する部分である。むろん、畠と田の境界線が現実に直線となる可能性はあるが、ａ～ｅの部分はいずれも極めて不自然である。例えばａの直線の南側には「倉・屋・　・三宅・畠・畠成田」などが記入されているが、それが100m程にもわたって直線で「畠田」と境を接している状況は、通常では考え難いものである。類似の状況はｂ～ｅについてもみられ、前述の１～10の中にも、４などのように極めて不自然なものも含まれている。この４の場合には、黄土で着色した東側の部分は「人夫等家畠」であるが、西側の寺田の方からすれば、やはり境界は明らかに不自然な直線である。

このように不自然な直線の土地利用境界は、寺田についてもみられる。山田郡田図に記載された「佐布田」は全体としては帯状に続いているが、第27図イ・ハ・ニの部分では、方格線に沿って直線状に断絶しているかの如く描かれている。「佐布田」が「畠田」などと同一レベルの小字地名的名称であると理解をすれば[8]特に問題はないが、「佐布田」が同時に一般にサコダ等と呼ばれる低湿な谷ないし凹地の田のような土地利用あるいは土地条件をも示していると理解すれば、それがイ・ハ・ニの部分で直線で限られているのはやはり不自然といわざるを得ない。

土地利用境界が以上のように方格線の部分で不自然な直線となっていることが多いのに対し、方格の区画内においては、第27図にみられるように滑かな曲線として描かれている。前者の不自然な直線は、山田郡田図の表現を文字による記載面積に合わせて矯正を試るとしても消滅することがない[9]。つまり、上述のような不自然な直線状土地利用境界の存在は、山田郡田図の基本的な表現法そのものに由来する可能性が高いことになる。

そこで、山田郡田図の土地利用ないし地目の記載を改めて検討すると、第27図からもその一端が知られるように、基本的に各区画ごとに地目別の面積を集計し、一まとまりとして表現していることが知られる。ただし、第27図Ｆ・Ｓの区画には例外があり、それぞれ「佐布田」を介在して畠が２カ所に分けて描かれている。基本的には各地目別に一まとまりに描かれてはいるが、「佐布田」をはさんで東西に離れているような場合にはおおよその現実の場所を示すように描かれていることになる。換言すれば、各区画内において各地目ごとの集計結果を、現実の田畠の分布パターンに近いように可能な限りまとめて描いているとみてよいであろう。

このような表現パターンを用いれば、当然のことながら、集計・表現の単位である各区画の接合部分において不整合が生じることになろう。先に指摘した、不自然な直線の土地利用境界は、このような表現法の必然的結果として、区画の境界線の部分に生じたものと考えてよいであろう。つまり、山田郡田図の土地利用表現は、各区画内のおおよその位置を示してるに過ぎないことになる。前稿で指摘したような佐布田や畠の分布を強調するデフォルメも、この表現法そのものの一部であったことになる。

前稿では、①山田郡田図の土地利用表現として示されている位置にほぼ対応して自然堤防や旧河道の存在が推定し得ること、すなわち基本微地形レベルの微地形条件に規制された田畠の

分布状況であること、②小面積の田の直米額のバラツキが大きく、微細微地形に対応した生産高の評価を反映していると考えられること、などを指摘した。これ自体の修正の必要はないが、上述のような山田郡田図の表現法からすれば、次のように表現を進めた方がより適切であることになる。すなわち①は、山田郡田図の表現が、おおよその位置に同一地目の集計を示す、つまり基本微地形レベルないしそれに近い状況にグルーピングして表現した結果、それが基本微地形と高い整合性を示す形で表現されるようになったものであり、②は特に、細長い一続きの「佐布田」が5区画にも及ぶことから各区画ごとに直米額が示され、微細微地形レベルの条件により対応するような形の生産高の評価が示されることになったものであると言えよう。

さて、このように山田郡田図の表現法を理解することができれば、例えば、同一区画内に畠と田の両者が描かれているような場合、それぞれが必ずしも一連・一群の分布状況であったと考える必要はないことになる。旧河道や自然堤防といった基本微地形は本来微起伏に富んでおり、それぞれが微細微地形の集合体である。つまり，基本微地形のレベルの自然堤防と区分し得るところでも、内部には水田化可能な凹地を介在していることが多く、逆に同様に旧河道とされるところでも、それが何本もの小さな旧河道群であったり、中洲的な小さな高まりを介在している場合がむしろ多いのである。

とすれば、山田郡田図に第26図Bのように描かれた「佐布田」が、面積的には第26図Cのような状況に描かれた方が現実に近づくことになるものの、これも現実そのままではなく、第26図Aのような不定形な形状の浅谷部の水田をおおよその位置にまとめて表現したものと理解し得る可能性が高くなる。つまり、第27図Sの区画（第26図Bの区画）は、次のような状況を示したものである可能性が高い。

この区画の中央付近から北西にかけて倉・屋・井戸があり、東端付近と南西隅付近には比較的まとまった畠群があって、面積はその付近のものの合計がそれぞれ90束代と10束代である。また東端付近の畠の北側や西側付近等に「畠成田」50束代があり、南側付近一体には「佐布田」が合計87束代分存在していた。

第26図Aのような浅谷は、位置や面積および前述のような土層やプラントオパールの検出状況からして、このような状況の佐布田の一部である可能性が高いとみてよいであろう。形状は山田郡田図の表現のようにスムーズではないが、第26図Aに示されるように第3トレンチ南端から第4トレンチ南西端にかけて畠に相当すると見ることのできる高まりがあり、第1・2・3トレンチの北半や第4トレンチの東半も同様であるが、第1トレンチの幅2m程の溝状に見える凹地も水田として利用が可能であろう。第26図Aのような埋積された浅谷が、山田郡田図の示す「佐布田」に相当した可能性は高いとみてよいであろう。このことは、上述のような山田郡田図の表現法を逆に傍証していることにもなろう。

類似の状況は、他の区画についても見られたものと推定されるが、8世紀の他の絵図類にお

ける微地形表現と対比することによって、山田郡田図の表現法の位置付けをさぐってみたい。

3．東大寺開田地図における微地形の表現

8世紀の絵図類の大半は東大寺開田地図と総称されるもの[10]であるが、これらはすべて、条里プランの坪の区画に相当する方格を描き[11]、各区画ごとに地目別および寺田ないし口分田等毎の集計面積を記入したものである。地形・微地形については、山を絵画的に表現する例が多いが、平野においては「川・溝・池・沼・江」などを除けば絵画的ないし絵図的な表現は極めて乏しい。山や条里プランの表現パターンについてはすでに整理したことがあるので[12]、後者についてまず若干の整理をしておきたい。

東大寺開田地図[13]に描かれた多くの「川・溝」などは、いずれもそれぞれの図において一定の幅で描かれており、河道のおおよその位置を模式的に表現している可能性が高い。この点は、額安寺伽藍並条里図[13]や阿波国名方郡大豆処絵図[14]・阿波国名方郡新島荘絵図[15]などいわゆる東大寺開田地図以外の8世紀の絵図類にも共通する。河道は現実には、両岸を連続堤で固定される以前において、流路が複雑に分かれたり合流したりしていたのであるから、このような一定幅で一本の流路としての表現は、主流のおおよその位置を示すものに他ならなかったことになろう。

これに対して、池・沼・江などの表現は、はるかに写実的ないし実情に近いもののように見える[16]。例えば近江国水沼村墾田地図の「水沼池」は、井堰および堤防と推定される表現を含んでいるし、越中国射水郡鳴戸村墾田地図の「沼」には、条里プランの方格線に斜行する溝の一部を太く描いているものがある。越前国坂井郡高串村東大寺大修羅供分田地図の「串方江」は第28図のようにとりわけ絵画的であり、波や魚の表現を含んでいる。池全体も複雑な形状に描かれているように見えるが、寺田・寺地が存在する北側および西側の汀線は、坪に相当する区画の区画線に沿って直線として描かれている。従って、この場合もまた、山田郡田図の場合と同様に、坪に相当する区画を単位として表現した結果であろうと考えられる。

このような8世紀の絵図類の中では、平野の部分に関する表現が最も豊かなのは越前国足羽郡道守村開田地図であろう。同図もやはり山を絵画的に表現し、川・溝をそれぞれについてほぼ一定の幅で描いている。「味間川・生江川」などの大河川が、やはり一定幅の帯状に表現されていることも、他の例と同様である。これらの川に相当する日野川・足羽川が、現在は両岸を連続堤で固定しているので一定幅の河道となっているが、かつては大小の中洲を伴い、流路の離合や川幅の広狭が著しかったことを想起すれば、前述のように主流のおおよその位置と流路の形状を描いたものと判断してよいであろう。このような一定幅の河道の表現は、やはりほぼ一定幅で描かれた山田郡田図の「佐布田」の表現とも相通じるものである。数多くの溝もまた

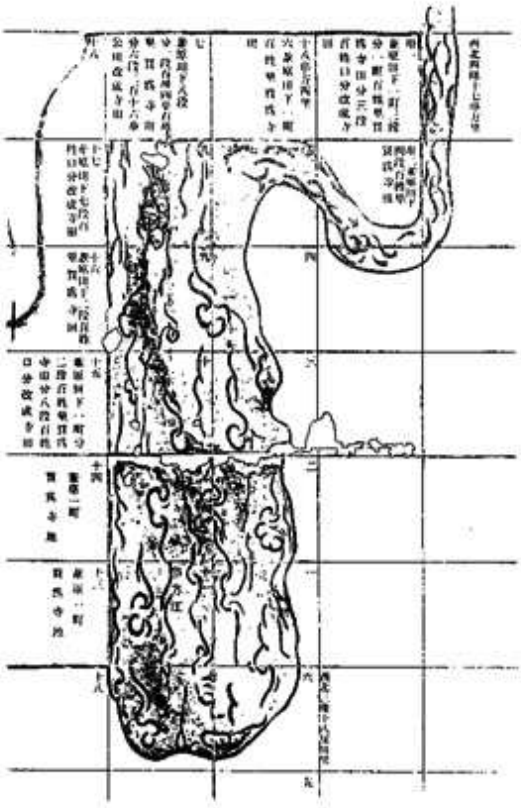

第28図　越前国坂井郡高串村東大寺大修羅供分田地図

（部分、『大日本古文書』(注10) による。）

それぞれほぼ同一の幅で描かれており、文書史料にみえる道守荘の溝が、幅６尺、１丈、２丈と様々であった実情[17] を表現してはいない。しかも例えば、第29図Ａのように、寺田が坪に相当する区画の全域にあたる１町の部分にもやや無造作に描かれており、やはり文書史料にみえる「応損田」などの記載ないしはその存在に対する考慮はない[18]。

沼についても絵図的表現と記載面積には大きな齟齬がある。第29図Ｂは田辺米女墾田の部分であるが、同図のように「柏沼」は面積が２町程の四つ葉のクローバーのような形状に描かれている。しかし同時に判明するように、「柏沼」が描かれた部分の６区画には、それぞれ９段、１町、１町、７段、１町、８段といった面積の墾田があり、表現上は明らかに矛盾している。同様のことは第29図Ｃの右下隅付近についても同様である。損減部のすべてが池あるいは沼などであったかどうかは不明であるが、「上味岡里九味岡田中一町、十味岡田上□町」といった記載面積は、損減部に描かれていたと推定される水面と明らかに表現上の矛盾をきたしているとみなければならない。

さらに第29図Ｃの部分の検討を続けたい。この部分には「下味岡・上味岡」という二つの岡が描かれている。ところが、この岡についても柏沼などの場合と同様の表現上の矛盾がある。「下味岡」の３つの高まりが絵画的に描かれいてるのは、「（宮處西新里）廿五野田上九段二百卌歩寺、廿六野田上九段二百卌歩寺、（上味岡里）卅味岡田中五段二百十六歩」と記入された３区画にあたる。前２者にはほとんど岡が存在し得る余地がなく、最後者も区画の半分以上が田であっ

<A>

<B>

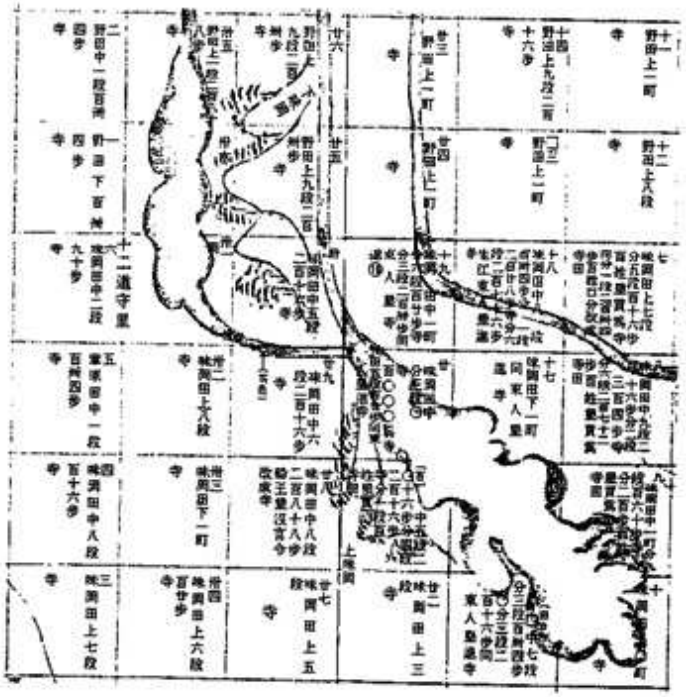

<C>

第29図　東大寺領越前国足羽郡道守村開田地図の表現法

（「大日本古文書」（注10）による。）

たことになる。やはり文字による記載と絵画的表現の間には、大きな隔たりが存在する。第29図Cをみれば判明するように、むしろ「下味岡」は岡の絵のすぐ西側に位置したものであろう。前述の3区画の1列西側には、「(宮處西新里) 卅五野田上一段二百八十八歩、卅六、(上味岡里) 卅一岡」、といったように3区画に合計1段余の田しか存在せず、最後者には「岡」と明確に記入されている。つまり、下味岡は1区画西側に描くべきところを、東側へずらして描いていることになる。

全く同様に「上味岡」についても表現上の矛盾が多い。やはり岡が描かれた2区画には「上味岡里) 廿味岡田中□分三段□歩百□為寺田五段百廿歩同東人墾進寺、(廿一味岡田) 中五段二 (百) 十六歩分四段二百十六歩寺分一段百姓墾買□寺田」、とあるから、前者の8割以上、後者の半分以上が田であり、2区画分に及ぶ大きな岡が存在したとは考え難い。この場合には、この西側や東側の区画にも田が多いので、矛盾は下味岡の場合よりさらに大きいといわねばならない。

ところでこの下味岡・上味岡については、従来から福井市下江守町にある第30図a・bの2つの岡に比定するのが通説であった[19]。とすれば、下江守町の2つの丘の北端から南端まで約800mであるから、道守村開田地図上では7～8区画に及んでいなければならないことになる。しかし上述のように、上・下味岡は合計5区画分にしか描かれておらず、この点についても大きな矛盾をきたしていることになる。ただ、下江守町の北側の岡 (a) だけであれば、南北はほぼ500mであり、道守村開田地図の上・下味岡の規模に等しい。とはいっても開田図の二つの岡の位置関係は、第30図にみられるように現実の2つの岡の配置に近い。つまり、どこからみても大きな矛盾が存在することになる。

そこで上述のように、道守村開田地図自体が文字による記載と絵画的表現との間に決定的な矛盾を含んでいたことを想起したい。文字による記載に従えば、下味岡は宮處西新里の卅五・卅六、上味岡里の卅一の区画およびこれらの西北・西南にわたっていた可能性が大きいことを先に指摘した。第30図にみられるように、下江守町の北側の岡の形状に近い位置に岡の延長を想定すると、「(道守里) 五葦原田中一段百卌四歩寺」と記入された区画の方向となる。つまり、道守村開田地図上のこの位置に、下江守町の北側の岡が存在した可能性が高いことになる。とすれば、これが下味岡に当るから、上味岡として描かれているものは、大きさでは下味岡に相当するものの一部を示したことになる。換言すれば道守村開田地図は、若干間を開ける条里プランに従った地目・面積記載では正しく岡の位置を示しつつ、絵画的表現においては、下江守町の2つの岡を、大きさでは縮小して、その配置状況を描いていることになる。

従来の研究では、規模が大幅に異なっているにもかかわらず、絵画的に表現された2つの岡をそのまま下江守町の2つの岡に比定していたことは前述の如くである。道守村開田地図自体が矛盾を含んでいるのであるから、研究上においても混乱をきたし易いことになるが、このよ

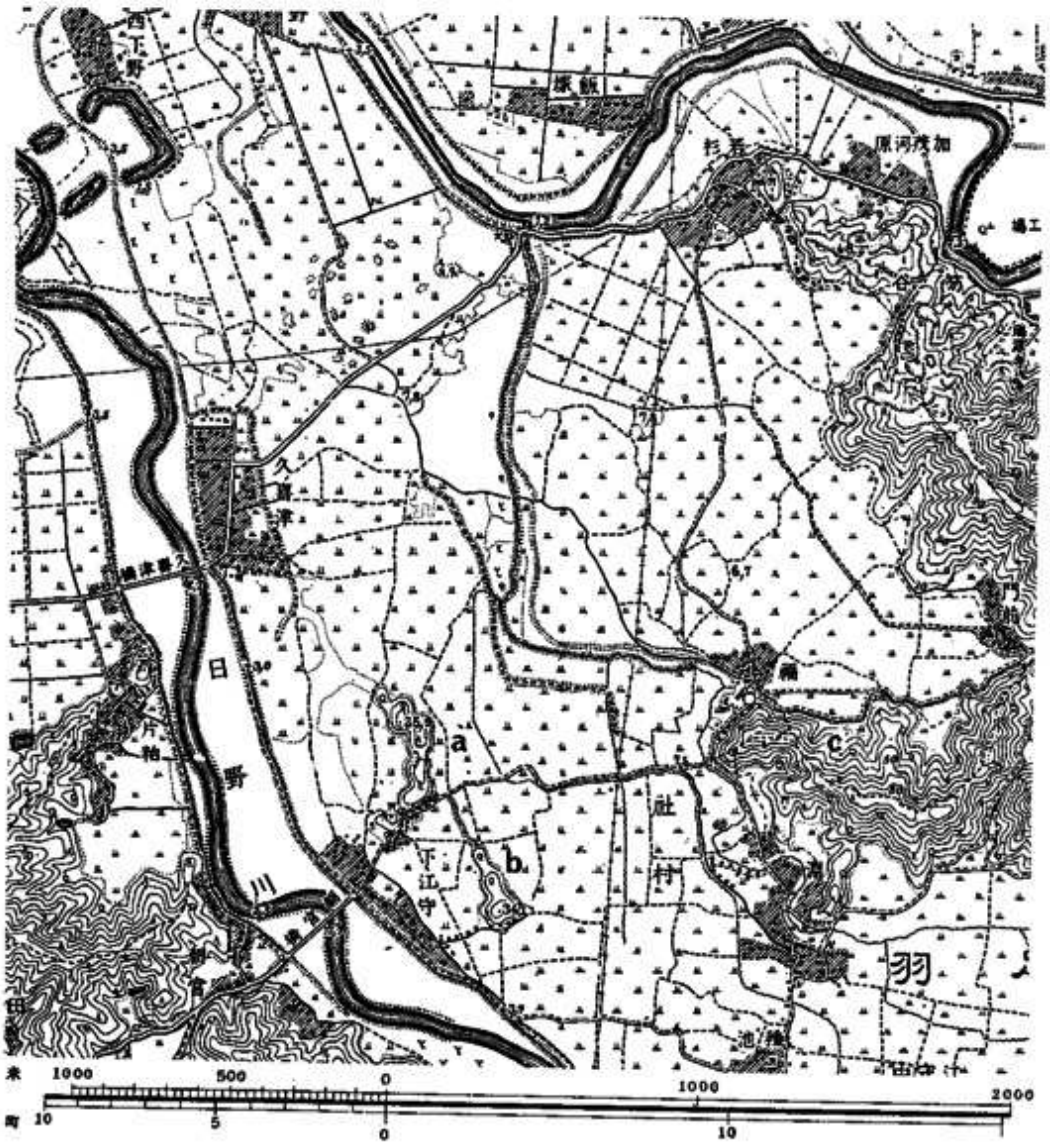

第30図　道守村開田地図比定地付近の旧版地形図
(昭和5年、25,000分の1　福井)

うな現地比定は同時に、足羽郡の条里プランの復原に大きな矛盾をもたらすことにもなっていた[20]。しかも道守村開田地図には、このような現地比定の間違いを導くような表現がほかにも含まれているのである。

第30図に戻りたい。同図東南隅の山は南北幅約760mであるが、これに相当する山は道守村開田地図においては、やはり東南隅の「寒江山・木山」と記された部分であり、その南北幅は5区画分約550m弱に過ぎないのである。つまり、この山も現実とはかなり異なった規模に描かれていることになる。ところが、第30図を見ると判明するように、下江守町の2つの岡は、東南隅の山のほぼ真西に位置し、道守村開田地図の絵画的表現においても、第31図のようにやや北寄りであるが類似の位置関係に描かれているのである。換言すれば、道守村開田地図の「下味岡・上味岡・寒江山・木山」等の絵画的表現は、規模が異なるもののほぼ正確な相互の位置関係を、あるいはほぼ正確な風景の印象を描いていることになる[21]。

しかしながら同時に、先に明らかにしたように、道守村開田地図自体において、条里プラン・文字記載による表現と絵画的表現との間に大きな矛盾がある。山の表現のみならず、沼や溝についても類似の状況であった。この点を検討するために、もう一度開田地図の「寒江山・木山」の表現に戻りたい。この東西幅がほぼ実情に近い形で描かれているのに対し、南北幅がかなり狭く表現されていることをすでに指摘した。開田地図では、北側において文字で表現された「山」の南側の区画に東西に並んだ山の絵が描かれ、南側の方も屈曲の少ない溝の北側に沿って並んだ山が描かれている。しかし、現実の山は第30図のように、特に南側の山麓線が極めて出入の多い複雑な形状をしている。道守村開田地図はこの山麓線の出入を単純化ないし省略し、結果的に全体の南北幅を縮小していると見ることができる。その理由としては、開田地図の東南隅が東大寺田にかかわらない部分であり、寺田の記載等の必要のない部分であったことと、画材に使用された麻布の幅の制約などであった可能性が考えられる[22]。

さて、道守村開田地図はこのように「寒江山・木山」等の南北幅を縮小して描いているが、絵画的表現のみについていえば、前述のように「下味岡・上味岡」と記された2つの岡も、現実の下江守町の2つの岡を描いているのである。すなわち、縮小して描かれた「寒江山・木山」との位置関係が現実と大きく異ならないように2つの岡が描かれていることになり、前述のような2つの岡の絵と記載面積との間の矛盾は必然的な結果であったことになる。さらに前述のような沼などの表現をめぐる検討結果をも考え合わせると、道守村開田地図の表現法は次のように結論することができるであろう。すなわち、条里プランおよび文字による地目・面積の記載のコンセプトないし基準と、絵画的表現のそれとが多少異なっていることになる。換言すれば道守村開田地図には、条里プランに従って各区画ごとの地目・面積等を記載するコンセプトと、山・岡・沼・溝等を絵画的ないし絵図的に表現するコンセプトが別々に共存していることになる。その結果、前者と後者は時に相互に矛盾した形で同一地点で記入ないし描かれている

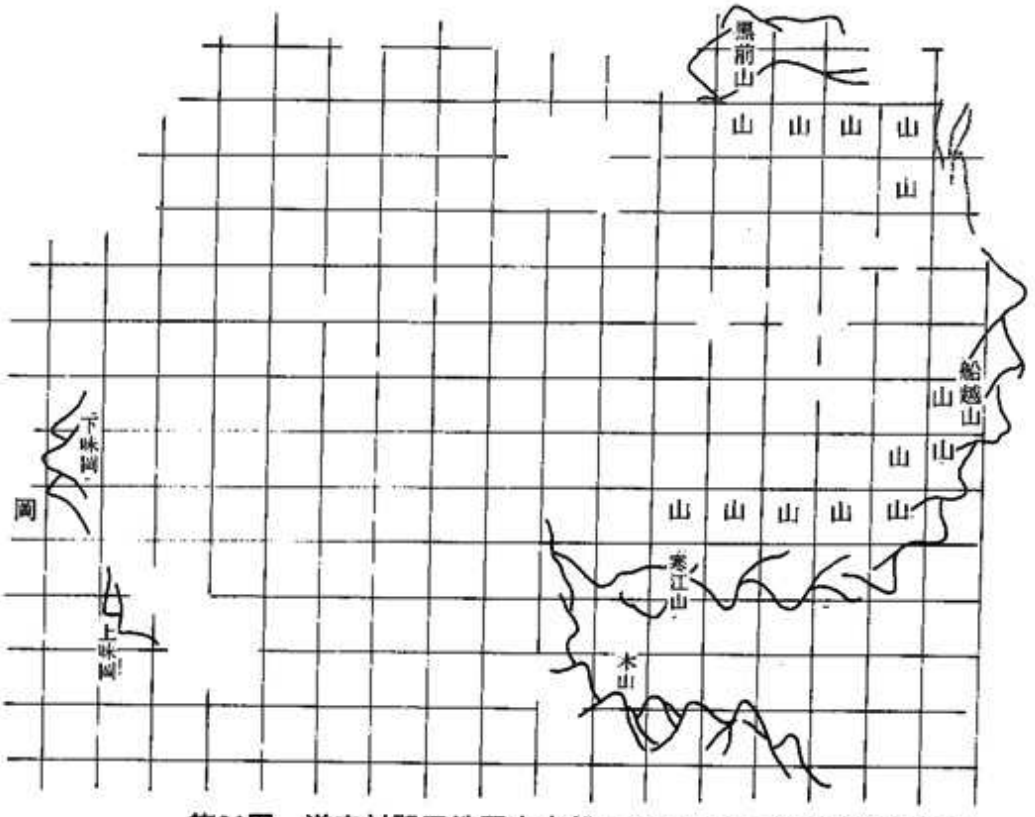

第31図　道守村開田地図東南部における山・岡の表現の概要

ことになる。山の位置の表現には、比較的正しい部分も含まれており、最大の間違いは「寒江山・木山」のデフォルメ・縮小が、その西側の２つの岡に波及したことである。一方沼の表現は、いずれもその存在を強調したか、または沼として認識されている低湿地が同時に田としても把握され得たかのいずれかであることになろう。

天平神護２年（766）の年紀と笇師造司史生正八位上凡直判麻呂の署名は、同年糞置村懸田地図にも共通するものであるが、この場合には条里プランと山の表現が一体化してはいるものの、同一図の中の２つの小さな谷で、別々の基準で条里プランが認識・表現されていると考えられる[23]。同一の開田地図の中に複数のコンセプトが含まれているという点で、極めて興味深い共通性であると見なし得ることになろう。

以上のような東大寺開田地図の表現法の特性は次にように要約してよいであろう。

(1)　地目・面積等はすべて、条里プランの坪に相当する区画ごとに集計され、文字で記載されている。

(2)　文字記載による表示と絵画的な表現とが共存している場合、坪に相当する区画の境界線上において汀線が直線で数100mも続くなどの不自然な表現がみられる。

また、川・溝などの幅や位置の表現に模式的な要素が強いことも判明した。

(3)　文字記載による表示と絵画的な表現が相互に矛盾している場合があり、両者は別々のコンセプトないし基準によって記入されたものと考えられる。

(4)　同一開田図内に、谷などの地形単位ごとに別の基準ないしコンセプトが採用されている

場合がある。

(1)は田図の記載パターンと同一であったと考えられ、基本的にはそれを根拠とした結果と考えてよいであろう[24]。(2)の不自然な直線の地目の境界ないし地形の境界は(1)を基礎とする限り極めて生じ易い表現パターンであろう。(3)は、田図を基本とした(1)とは別に、地形表現のための観察が行われ、その結果が描かれたためである可能性が高いとみられるが[25]、おそらく同時に、開田地図の基本が(1)の表示にある[26]ことと表裏一体の関係にある可能性が高い。(4)は条里プランそのものの認識にかかわるものであり、寺田の所在をめぐる権益と直結しているが[27]、当面の問題としている微地形表現そのものには直接結びつかない。

4．山田郡田図の表現法の特性と背景

山田郡田図における表現法を、前述の東大寺開田地図の特性と対比しつつ再検討してみたい。

a　(1)のような記載パターンは、基本的に山田郡田図にも共通するが、「畠・壁・畠成田・今墾□・今畠墾田・佐布田」などが含まれる区画内では右上から書き始める記載パターンがくずれ、おおよその土地利用の位置に記入されている。また、2区画については寺領の畠が2カ所に分けて記入されている。

b　(2)については山田郡田図の場合も全く同様である。

c　(3)のような明確な矛盾は発見できないが、畠や佐布田の面積が実面積以上に強調して大きく描かれている場合が多い。

d　(4)のような表現内容が含まれているか否かを検討する手がかりは現在のところ見つからない。

aは、東大寺開田地図が寺田・寺地・寺野の表示に目的の中心があり、一方の山田郡田図は寺田のみならず寺領の畠等をも詳細に表現しようとしている点に基本的な相異があるとみられる。東大寺開田地図が造東大寺司・国司・東大寺の三者間ないし、国司と東大寺という官司・行政側と寺側との相互の権利確認・記録を第一義とするのに対し、山田郡田図の方は寺側のみの直米の記録を第一義とすることにその背景があろう。その結果山田郡田図の方が「畠」という当時の国家的把握・管轄外の耕地の記載・表現を豊かで詳細なものにしたとみられる。従って、b・cのような不自然な表現やデフォルメを含みつつも、全体としてほぼ直米負担地の状況が把握できるような位置に「畠・壁・畠成田・今墾□・今畠墾田」などの租稲を負担しない耕地[28]を描いていることになる。

つまり、山田郡田図について先に推定したような表現法には、同じ8世紀の東大寺開田地図にない特性を含んでいるが、それは山田郡田図自体の作成目的に由来するものであり、基本的な記載パターンにおいては共通するものであったことになろう。東大寺開田地図の山や沼等の絵画的表現が条里プランによって文字で記載された部分と別のコンセプトで描かれた場合があっ

た事実と異なり、山田郡田図では島や佐布田などの微地形に対応した土地利用自体も文字表記と一体として同一コンセプトの下に表現されているとみてよい。従って、山田郡田図がおおよその位置に同一地目をまとめて表現をしていると先に考えた点や、1989年度発掘調査の結果とそれが合致すると考えられるとした点なども、無理な理解ではないことになろう。

小稿ではこれらの絵図類における条里プランをめぐる表現については再言することは避け[29]、また絵図的表現における彩色の特性についてはふれることができなかった。山田郡田図の表現と現地の微地形との状況のさらに詳細かつ広範囲にわたる対比検討も今後の課題である。

註

1）金田章裕「弘福寺領讃岐国山田郡田図と条里プラン」、高松市教育委員会編『弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域発掘調査概報』II、1989年（以下『概報』IIと略記）

2）彩色の状況については、石上英一「弘福寺領讃岐国山田郡田図の分析(2)」、（『概報』II）において詳述されている。「畠成田」を田の畠化した部分とすれば、集計部分における「畠数一千四百十三束代中　三百卌束代田墾得」と一見矛盾するかに見える。すなわち、2カ所の「今畠墾田」140束代と150束代、および「畠成田」50束代の合計がまさしく「田墾」340束代に相当するからである。しかし「田墾」が（畠成）田と墾（田）の双方の略記とみることができれば、この点においても問題はない。一旦「田」であった部分を「畠」に地目変更することは極めて異例であろうが、この場合「畠成田」が、倉・屋と三宅に介在する場所であったことと関連する可能性がある。

3）金田章裕「古代・中世における水田景観の形成」、渡部忠世編『稲のアジア史　3　アジアの中の日本稲作文化』、小学館、1987年

4）金田、前掲1）、第20・21図参照。ただし、第20図に記入した推定区画線の位置は一つの目安であり、以下の分析においては絶対的な位置とはならない。

5）『概報』II 6－8頁、および、金田、前掲1）。

6）1989年度調査については、層序の詳細な分析が現在進行中であり、当面は概要のみに基づいて検討を進めたい。

7）金田、前掲1）、第21図の一部

8）金田章裕『条里と村落の歴史地理学研究』大明堂、1985年、56－64頁。

9）金田、前掲1）、第21図参照。例えば、b・cの直線は多少短くなるものの、dはほとんど変らず、aは逆に長くなることになる。

10）『大日本古文書』家わけ第十八、東大寺文書四、以下、東大寺開田地図についてはすべて同書による。

11）9世紀以後に一般化する、条里プランの基本区画を「坪」と呼ぶ様式は、8世紀にはほと

んど使用されていなかったと考えられるが（金田、前掲８）、55－56頁）、便宜上「坪に相当する区画」あるいは「坪の区画」という表現を８世紀についても用いることがある。

12）金田章裕「古代・中世絵図類における条里プランの表現をめぐって」、水津一朗先生退官記念事業会編『人文地理学の祖圏』大明堂、1986年。金田章裕「越前国足羽郡糞置村開田地図における山の表現と条里プラン」、荘園絵図研究会編『荘園絵図絵引』、東京堂出版、1990年

13）東京大学史料編纂所編『日本荘園絵図聚影』三近畿二大和、東京大学出版会、1988年

14）『大日本古文書』家わけ第十八、東大寺文書二、270頁と271頁の間。ただし同図の場合には若干の幅の広狭があり、中洲的な表現もみられる。

15）前掲

16）額安寺伽藍並条里図に描かれた池の部分であったと推定される損滅部が、つい近年まで存続していた大和郡山市額安寺の小手ケ池・東池とほぼ合致する（金田、前掲８）、267頁）。

17）金田、前掲８）、190－194頁、溝の規模や構造については同書参照。

18）前掲

19）奥田真啓「荘園前村落の構造について」、『史学雑誌』58－３、1949年
弥永貞三『奈良時代の貴族と農民』至文堂、1966年、125－175頁
大西青二「東大寺領道守庄遺跡調査概報」、『日本歴史』244、1968年
水野時二『条里制の歴史地理学的研究』大明堂、1971年、799－807頁
などが、現地比定について詳細にふれたものである。このほか道守村開田地図に言及した数多くの研究もすべてほぼ同様の考えに立脚しているとみてよい。

20）福井市帆谷町・二上町付近に比定される（金田、前掲12）に詳細に論じた）糞置村が足羽郡西南七条・八条であり、道守村が同郡西北一条・二条であるから、両者の間に約６条分の南北距離があるべきことになるが、福井市下江守町の２つの岡を絵図記載の２つの岡に推定すると、それより距離が短いことになる。この説明のために水野は（前掲）足羽郡西北一条が同郡西南一条と兼ねていたと解釈したり、白崎昭一郎（「道守・糞置両庄の形成過程と足羽郡条里」、『福井県史研究』５、1987年）のように考えるなどの様々な説明がなされてきた。条里プランの詳細な復原は現在準備中の『福井県史史料編　条里復原図』において行うが、小稿で明らかにするような道守村開田地図の表現法がその基礎となる。

21）小稿の目的のためには、以上の分析でほぼ十分であるが、さらに若干の敷衍をしておきたい。道守村開田地図西南隅に描かれた「難槽山」を第30図のような日野川西岸の片柏から朝宮にかけての山に比定するのが通説（前掲、19）であるが、これも第30図の片柏集落の背後から、同集落の南側の水田を囲む一連の山の表現と見るべきであろう。この方が、開田地図の絵画的表現ともよく合致する。さらに、前述の「柏沼」を含む田辺来女墾田が立地する谷は、開田地図では南北幅６区画分、東西の最大奥行８～９区画分に表現されている。第30図

のように、福から門前にかけての谷が奥行約900m、幅400～800mであるから、現実に近い表現となる。開田図の「黒前山」が、この谷の奥から6区間分西へ突出しているが、これも第30図で計測される約600m強と合致する。つまり、それぞれ谷などの小さな単位では、開田地図の表現は相対的にかなり正確であることになる。

22) 麻布に描かれた東大寺開田図は、幅が68～82cmであり、道守村のもののみが幅144cm（長さ194cm）に及ぶ。通常の麻布の幅が70～80cm程であったとすれば、道守村開田地図はその2幅分となる。ちなみに同じ天平神護2年の日付と、「(竿) 師造寺司史生正八位上凡直判麻呂」の署名を有する賛置村のそれは、幅が69cmである（幅はすべて前掲10）による)。ただ、この画材の幅による制約は、この道守村開田地図そのものに由来するのか、別に存在した筈の越前国足羽郡の田図に由来するのかは不明としておきたい。

23) 金田、前掲12)、1990年

24) 金田章裕「国図の条里プランと荘園の条里プラン」、『日本史研究』332、1990年、参照。

25) 例えば、賛置村開田地図の場合、以前の地図の表現パターンを踏襲していると考えられる（金田、前掲12)、）から、このような「観察」が、必ずしも個々の地図の作成時のそれではなく、以前のものの影響である場合も含めておくべきであろう。

26) 金田、前掲12)、1990年

27) 金田、前掲24)

28) 石上英一「弘福寺領讃岐国山田郡田図の分析(1)」、高松市教育委員会編『弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域発掘調査概報』Ⅰ、1988年

29) 金田、前掲1)、12)

第３節　ムラの祭祠的空間構成
－多肥地区の場合－

内　田　忠　賢

はじめに

本報告の目的は、前々・前報告の主旨に基き、多肥地区（多肥上町・多肥下町・出作町）における伝統的な村落結合の一側面を記述することである[1]。具体的に言えば、ムラレベルの祭祠的な空間構成を粗描したいと考えている[2]。そして、その空間構成と過去のムラの領域的なまとまり（免場）との関係にも言及したい。

ところで現在３町から成る多肥地区は、近世後期から近代初頭にかけて、上多肥村・下多肥村・出作村から成っていた。明治23（1890）年に出作村の南部が百相村に合併され、同時に出作村の北部は上・下多肥村と一緒に多肥村として統合された。したがって多肥地区の中で、多肥上・下町の村落的結合は両町の境界が移動していないことと相俟って、その内容が変化し、その力が低下しながらも存続してきたと考えられる。一方、出作町は旧出作村の一部にすぎないので注意を要するが、本報告ではとりあえず出作町を含めた多肥地区を対象に検討する。

１．現字名の旧免名

前述のように伝統的なムラの領域に関わる免場と、現大字（現在、町と呼称する、旧村）の下の字との対比を報告の基礎的作業として行う。近世に年貢率に応じて設定されたと言われる免場は、各藩政村を細分した領域であり、地神信仰を初め人々の生活上の単位に近かったと考えられる。しかし讃岐の免場に関する研究は少なく、その実態は不明と言わざるを得ない。一方、旧藩政村を継承する現在の大字（町）はさらに字に細分されている。現在、行政的には、各大字（町）ないしは３町を統合した多肥地区が基本的な単位となっている。しかし聴き取りをすると、人々は字をムラの最小領域として把える場合もあり、時には字を免場と呼び換えていると思われる場合もある。そこで現在の字と旧免場の異同・対応に注目してみたい。

多肥上・下町・出作町の字名と字の領域を第32（１～３）図に示した。字名と『東讃郡村免名録』（近世後期、以下『免名録』と略す）記載の免名などとの比較を中心に、現地調査の成果も加えて報告を進める。『免名録』の記載内容は表２に示した。

〈多肥上町、第32－１図〉

西原・中所・天満・横市・長塚・妙同石（字名は東西に分かれる）の６免名が字名として残る。また免場に含まれる小地名と一致する字名は、彦作・前郎（前屋敷）・出口の３つである[3]。ところで松ノ内には船頭荒神がある。桜木神社（図33－１の神社１）に伝えられる天保８(1837)年の記録では荒神の境内が上所免にあるとされている[4]。また出口の付近が上所免だっ

たと伝えられている。したがって上所免は松ノ内・出口の2字とほぼ一致した領域であったと推定される。

〈多肥下町・第32－2図〉

免名を伝える字名は下所の1例である。また汲仏（こんほとけ）・津以口（ついくち）・凹原（ひっこんばら）という旧小地名が字名として残る。ところで上井戸に「下所集会所」がある。この集会所は上井戸と下所の人々が利用する。つまり下所免の領域は上井戸プラス下所の範囲に重なる可能性がある。つまり免場の生活上のまとまりが、2字に伝えられていることを推測させる。

〈出作町、第32－3図〉

西久保の一免名が残る。また西原・前原の2小地名も字名として伝わる。前述のようにかつての出作村は現在の仏生山町にその一部が属するので、他の免場は仏生山町の範囲に及ぶと考えられる。

2．神社・地神塔

この両者はかつてのムラ生活と深く関わるランドマークと考えられる。両者の分布状況を第33（1～3）図に示した。以下、各大字（町）ごとに神社・地神塔と旧村・免場との関係を検討する。

〔表2『東讃郡村免名録』所載の地名〕

下多肥村（免）上所免、中所免、下所免、帰来免
（小地名）法連坊、東輪、上毛、堂畑、京免、地王、上ノ土居、乃上、岸ノ下、つい口、片吹、くん仏、うわえと、鳥塚、めくり、かう、ひつこん原、原ふち、辻の池、佃、小原、河奈田

上多肥村（免）上所免、中所免、下所免、西原免、天満免、横市免、妙田石免、長塚免
（地　名）荒、彦作、前屋敷、作木、分木、野口、高木、向井、出口、北門、道ざこ、まとふ場、皿地、当石、さどう

出作村（免）上所免、中所免、下所免、新開免、西久保免、畑方免
（小地名）前原、西原、松ノ上、松ノ下、志茂町

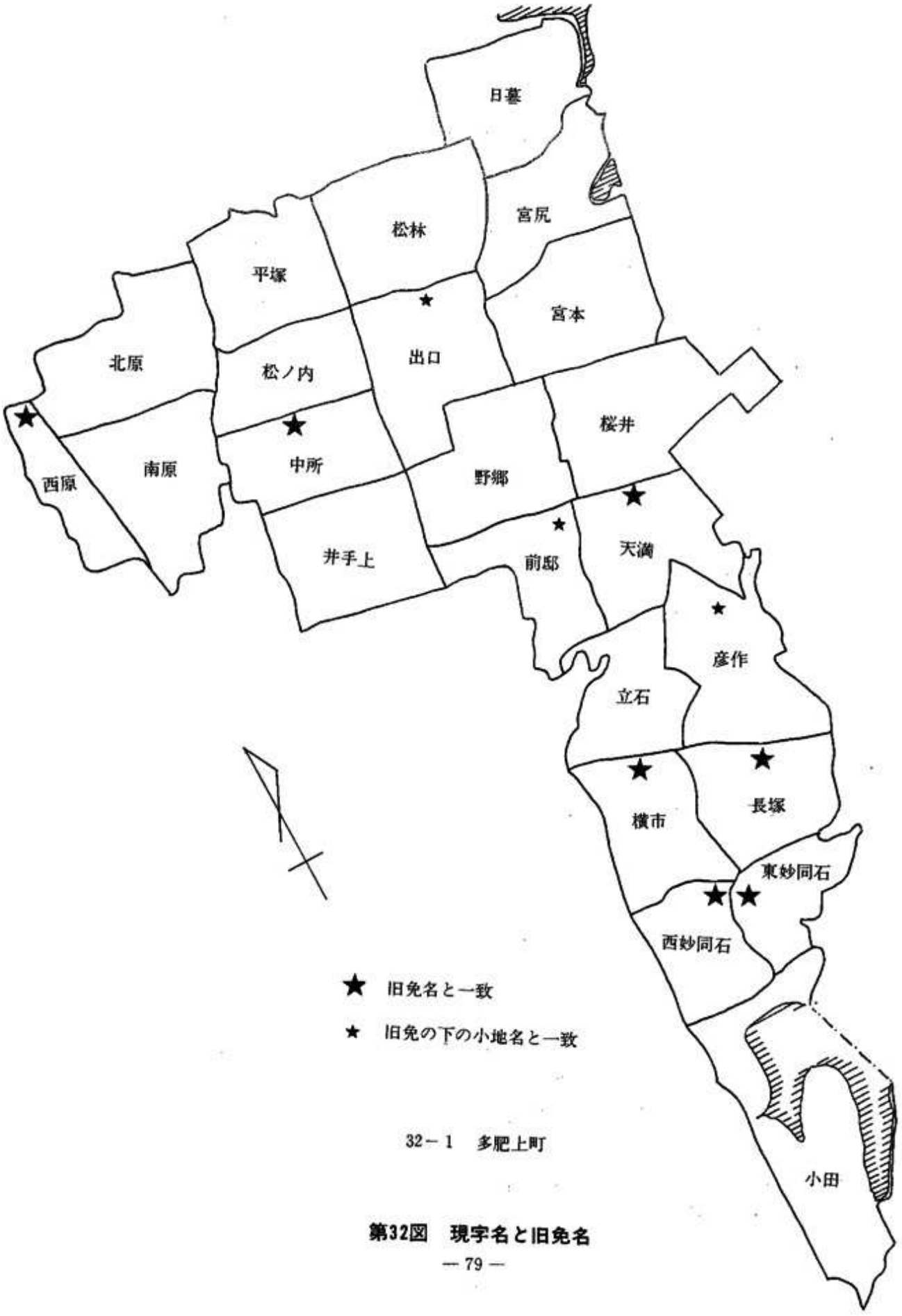

32－1　多肥上町

第32図　現字名と旧免名

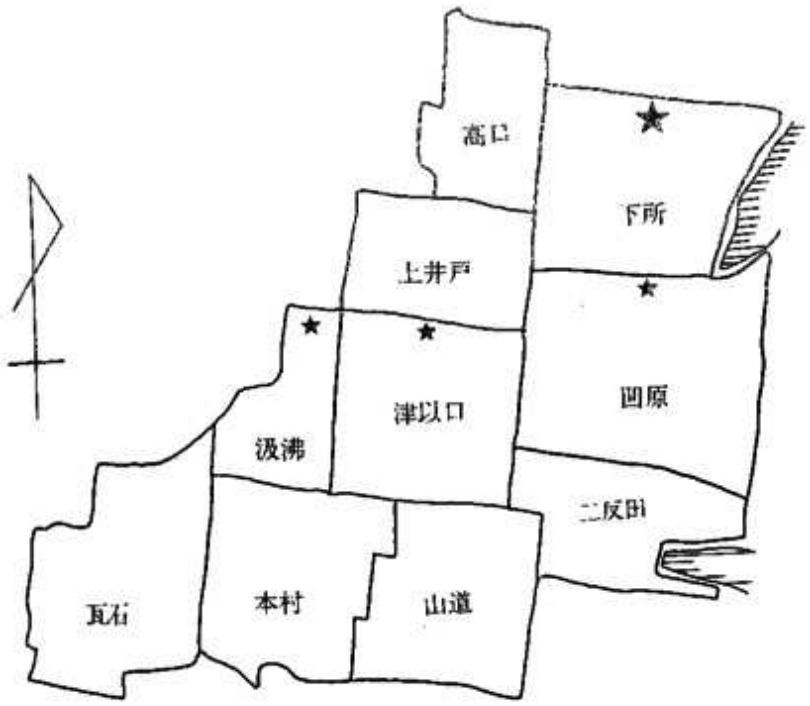

32－2　多肥下町

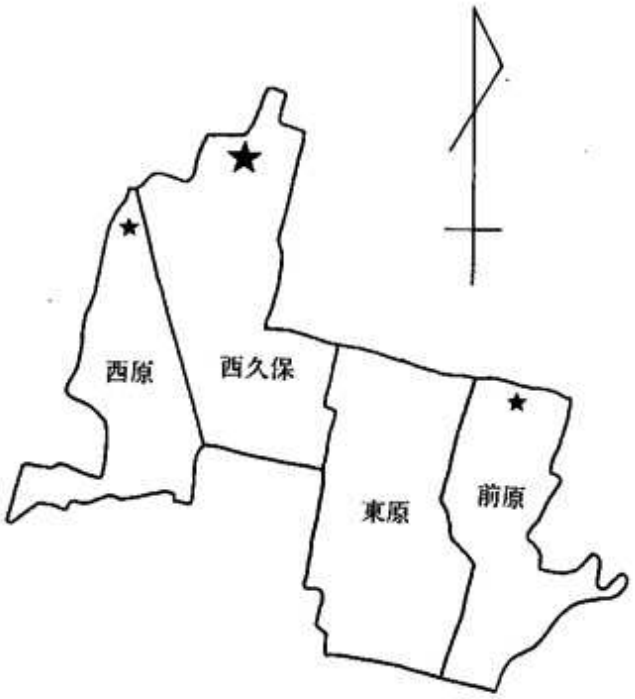

32－3　出作町

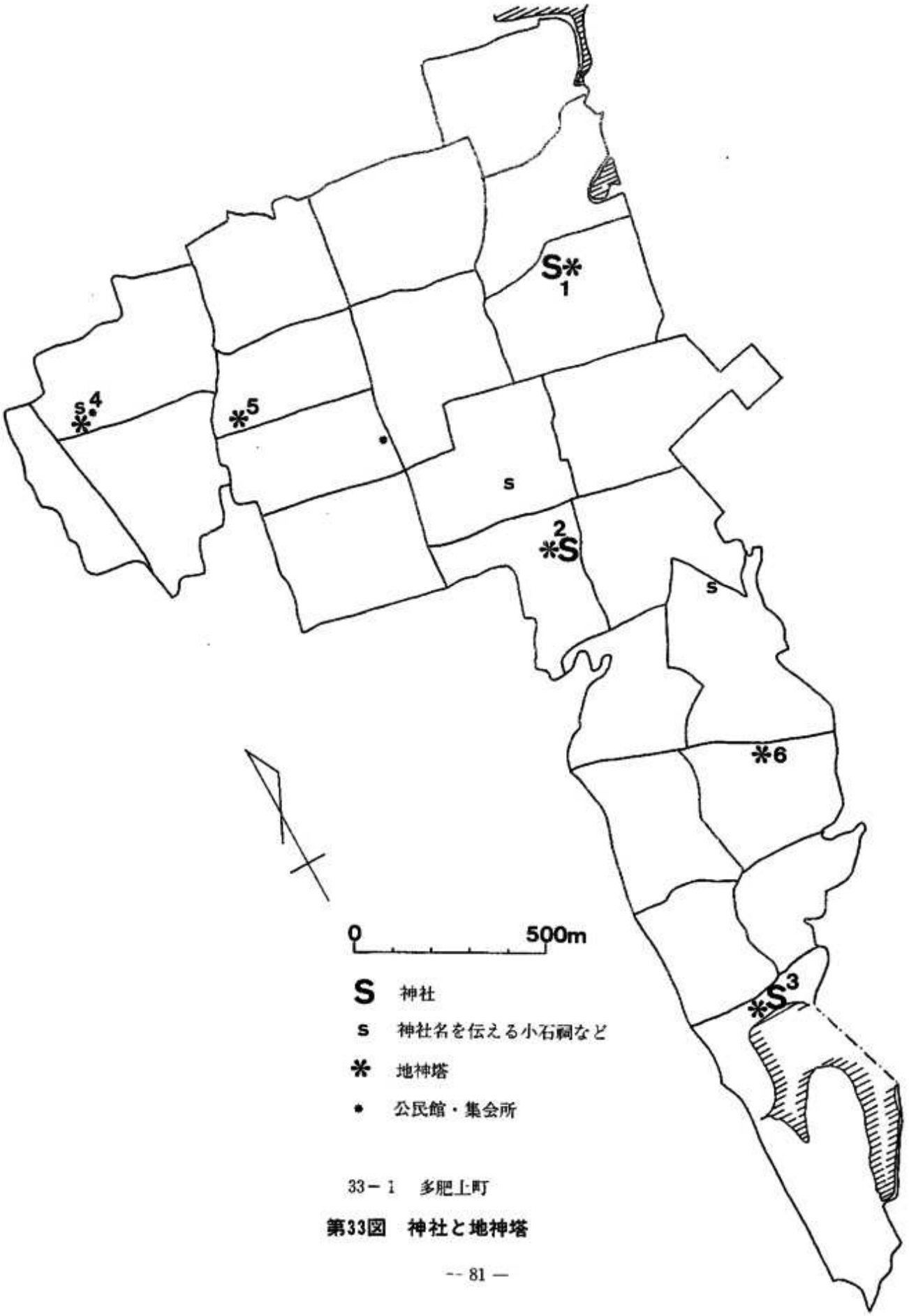

33－1　多肥上町

第33図　神社と地神塔

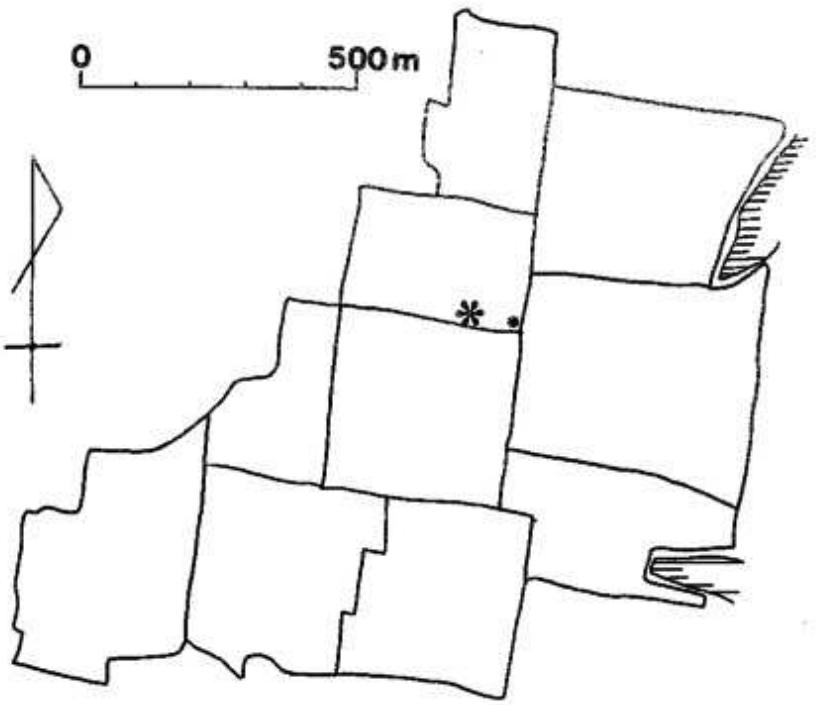

33－2　多肥下町

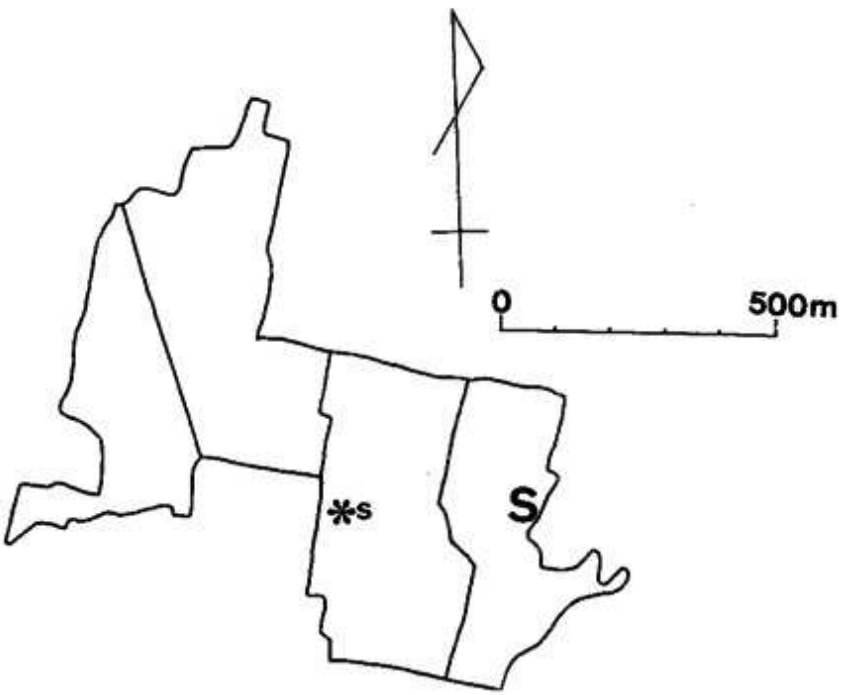

33－3　出 作 町

〈多肥上町、第33－1図〉

多肥上町には境内を持つ神社が3社ある。それは桜木・天満天・妙同石の3神社である。

桜木神社（地図中の1）は多肥上・下町の総社である。たとえば祭礼の時の頭屋（陶尾）は上・下町で例年それぞれ1名ずつがその任に当たる。頭屋役は多肥上町で「妙同石→南部→向井→出口→道佐古→上西原」、多肥下町で「本村→本村二部→下所」と南から北へ順番に移ってゆく[5]。ただし編笠神楽の神楽組は神社に近い多肥上町の出口・向井が担当すること[6]、神社周辺の地神塔が境内に合祀された可能性があることから、この神社は多肥上町北東部の鎮守的色彩も併せて持つと考えられる。

天満天(2)・妙同石(3)の両神社は天満免・妙同石免の鎮守であったし、現在もそれぞれ前邸・天満および東・西妙同石の鎮守とされる。

地神塔では地図中の4が注目される。この地神塔は上西集会所の敷地内に建つ。上西集会場は北原・南原・西原の人々が利用するもので、この地神塔は西原免に対応すると考えられる[7]。

〈多肥下町、第33－2図〉

多肥下町には地神塔が1基残るのみである。この地神塔は上井戸にあり、上所集会所に隣接する。したがってこれが上所免の地神塔と考えられる。他の免場の地神塔は上井戸のそれに合祀されたのか、信仰と共に消滅したのかは聴き取りの限りでは不明である。

〈出作町、第33－3図〉

出作町では東原の小桜神社（於桜龍王社）に地神塔が1基のみ残る。これが西久保免のそれかは不明である。また熊野神社は出作町の総社である。

3．小石祠

小石祠の分布は判明したものの、信仰の現状は今年度の聴き取りでは不明である。調査分で若干のコメントを記しておく。

〈多肥上町、第34－1図〉

1が前述の船頭荒神。2（西原荒神）と5の小石祠はそれぞれ大井家・太田家の屋敷神であったと伝えられるが詳細は不明[8]。3（御崎権現）・4（野郷神社）は野郷の人々に祭祀されている。また6・7の小石祠は庚申神社及び庚申堂と呼ばれるが、後者は立石と仏生山町旭町の人々に祭祠されているという[9]。

〈多肥下町〉

踏査の限り小石祠はなし。

〈出作町、第34－2図〉

1（赤塔荒神）は野口家の屋敷神である[10]。

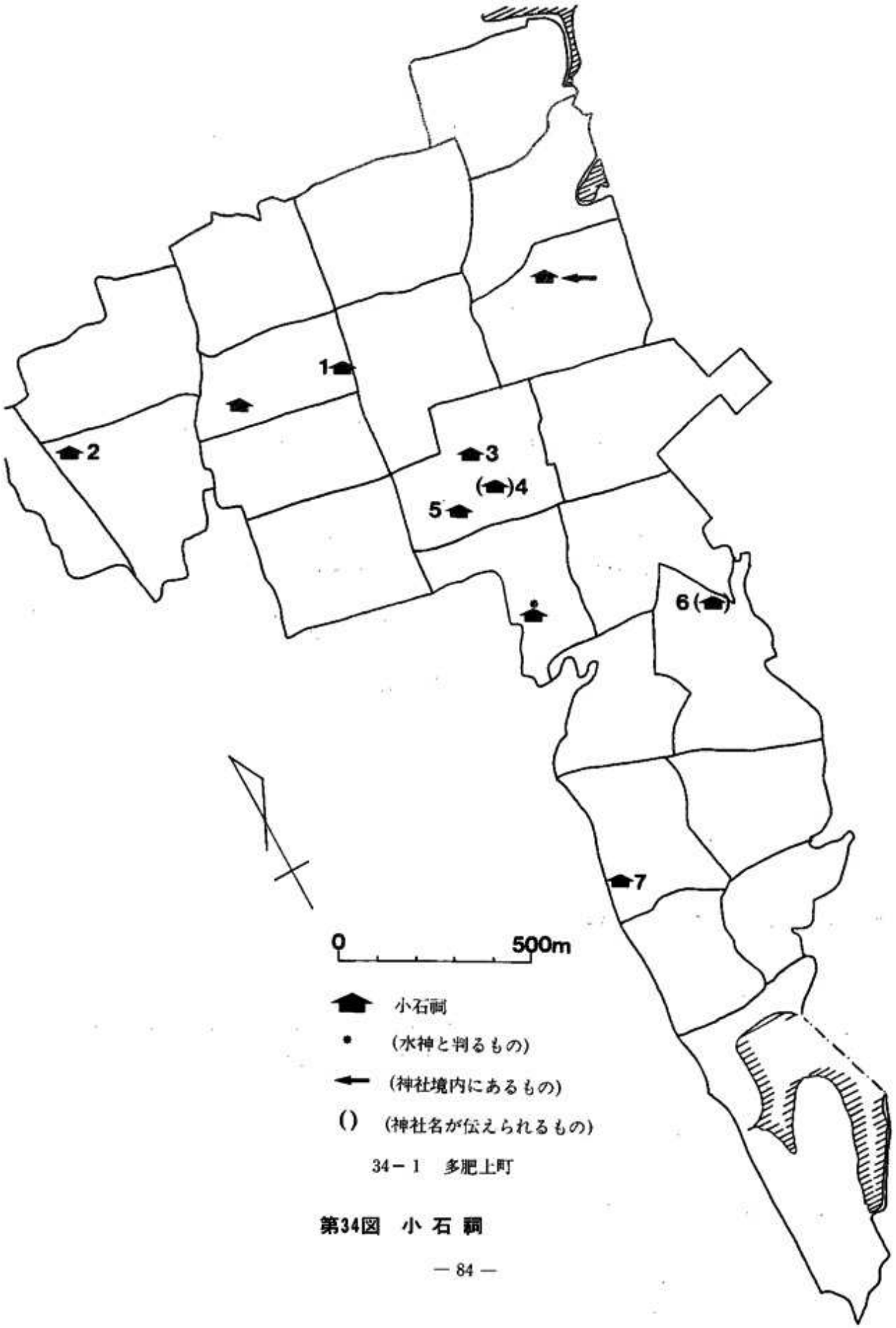

第34図　小 石 祠

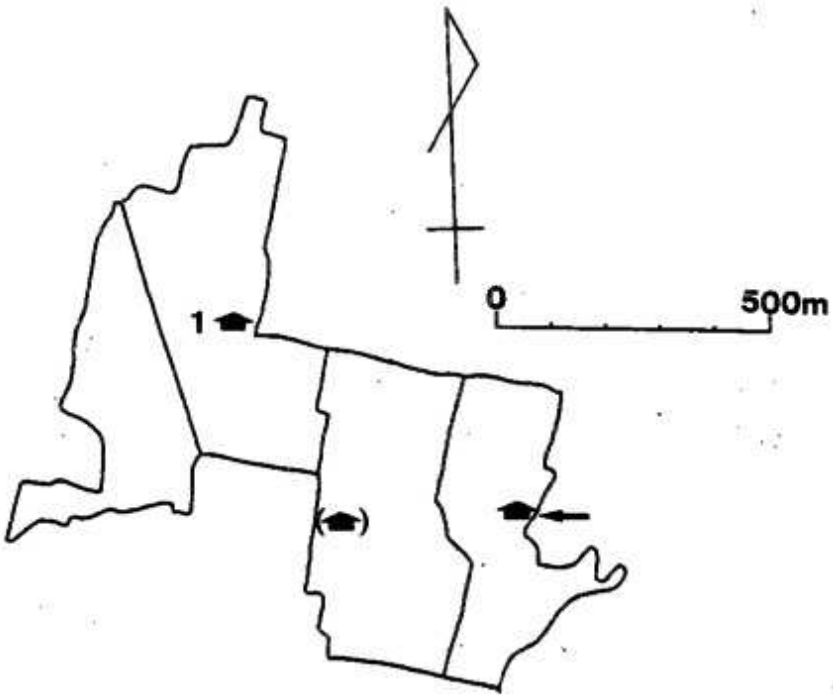

34－2　出 作 町

4．寺院・墓地・地蔵尊（第35（1～3）図参照）

多肥地区の寺院は他地区の人々との関連が深い。たとえば多肥下町の大宣寺（4、浄土真宗）の本堂庫裡の改築（大正7（1918）年）の寄付は下多肥村以外の25地区に及ぶ。逆に上多肥村の人々の旦那寺は高松平野一帯に及び、明治2（1879）年の宗門改帳によれば村外52寺が人々の旦那寺であった[11]。つまり寺院は伝統的にムラの領域を越えて機能すると考えて良い。

また家屋敷が散在するこの地方では、共同墓地が比較的少なく、家（一族）ごとの墓地が散在する傾向があり、多肥地区も例外ではない。

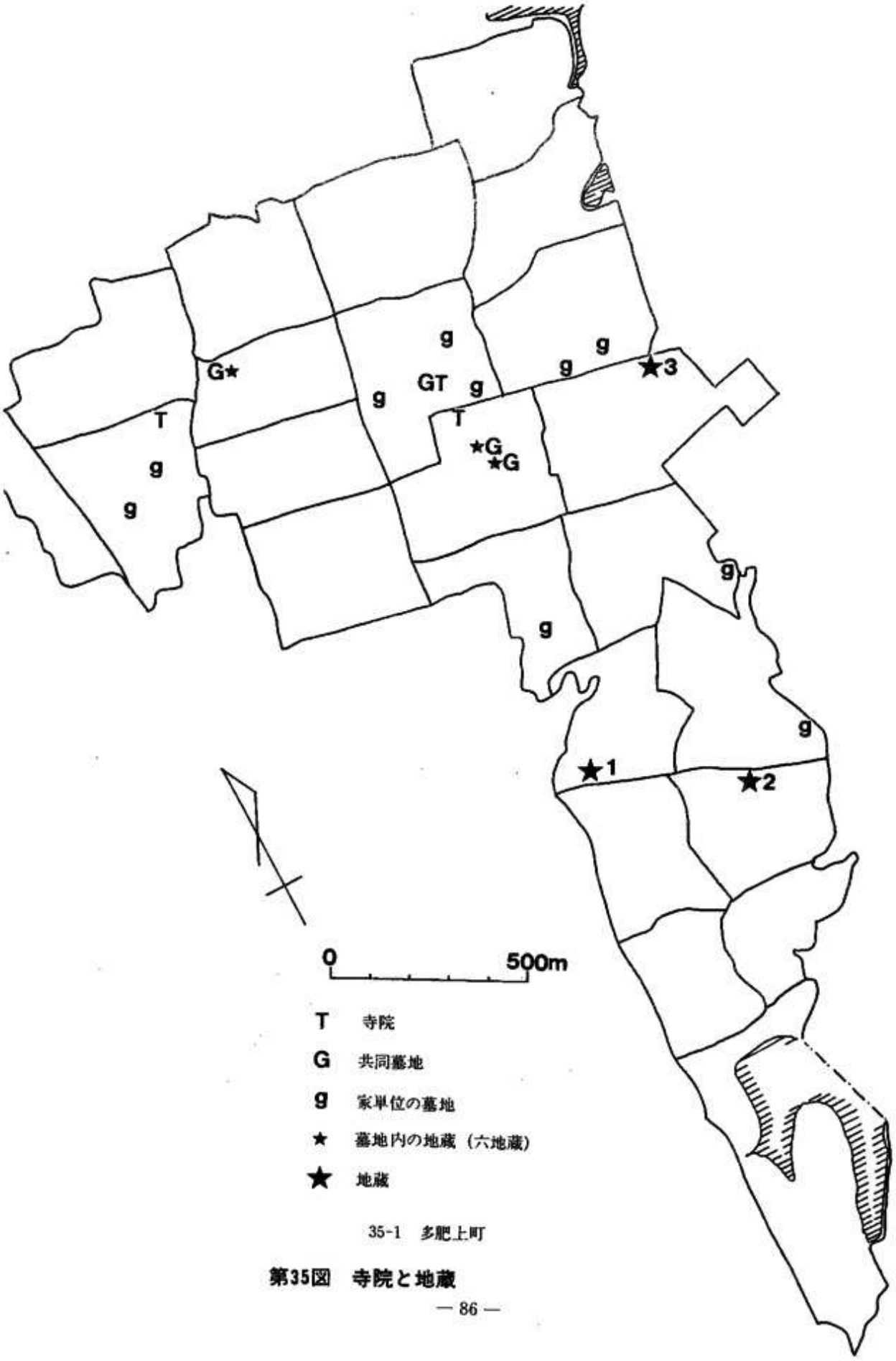

35-1　多肥上町

第35図　寺院と地蔵

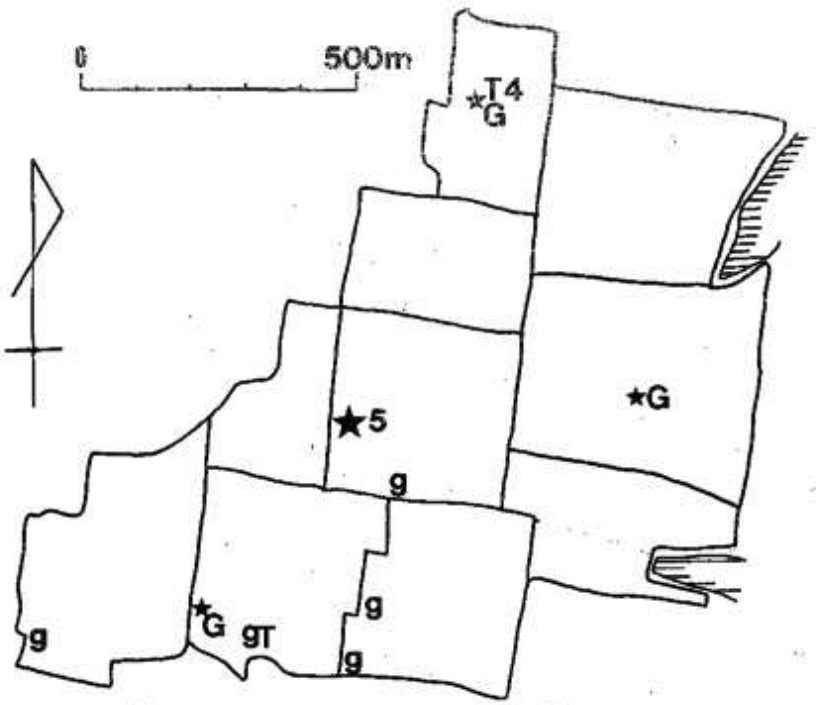

35－2　多肥下町

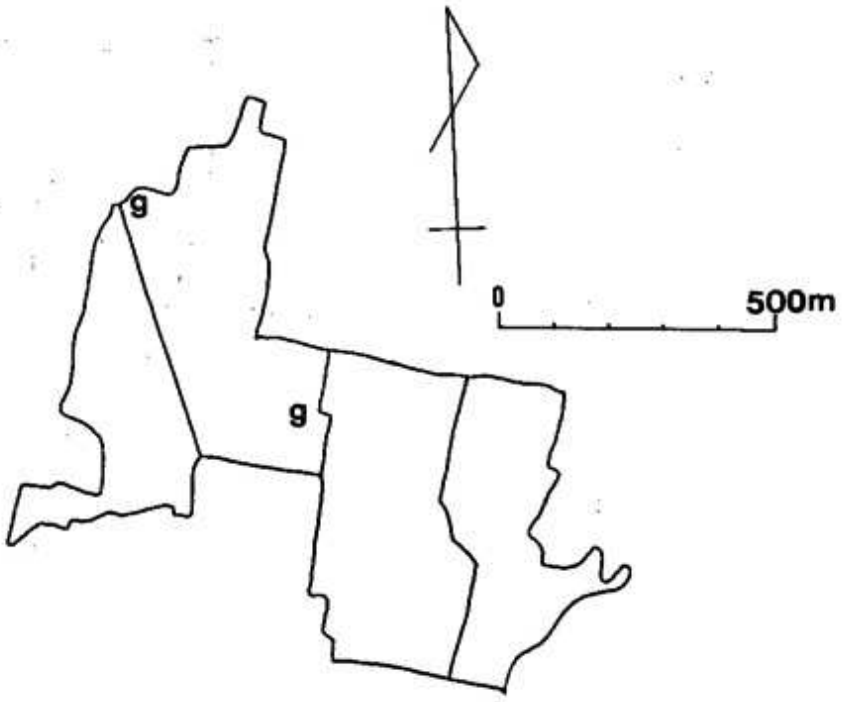

35－3　出作町

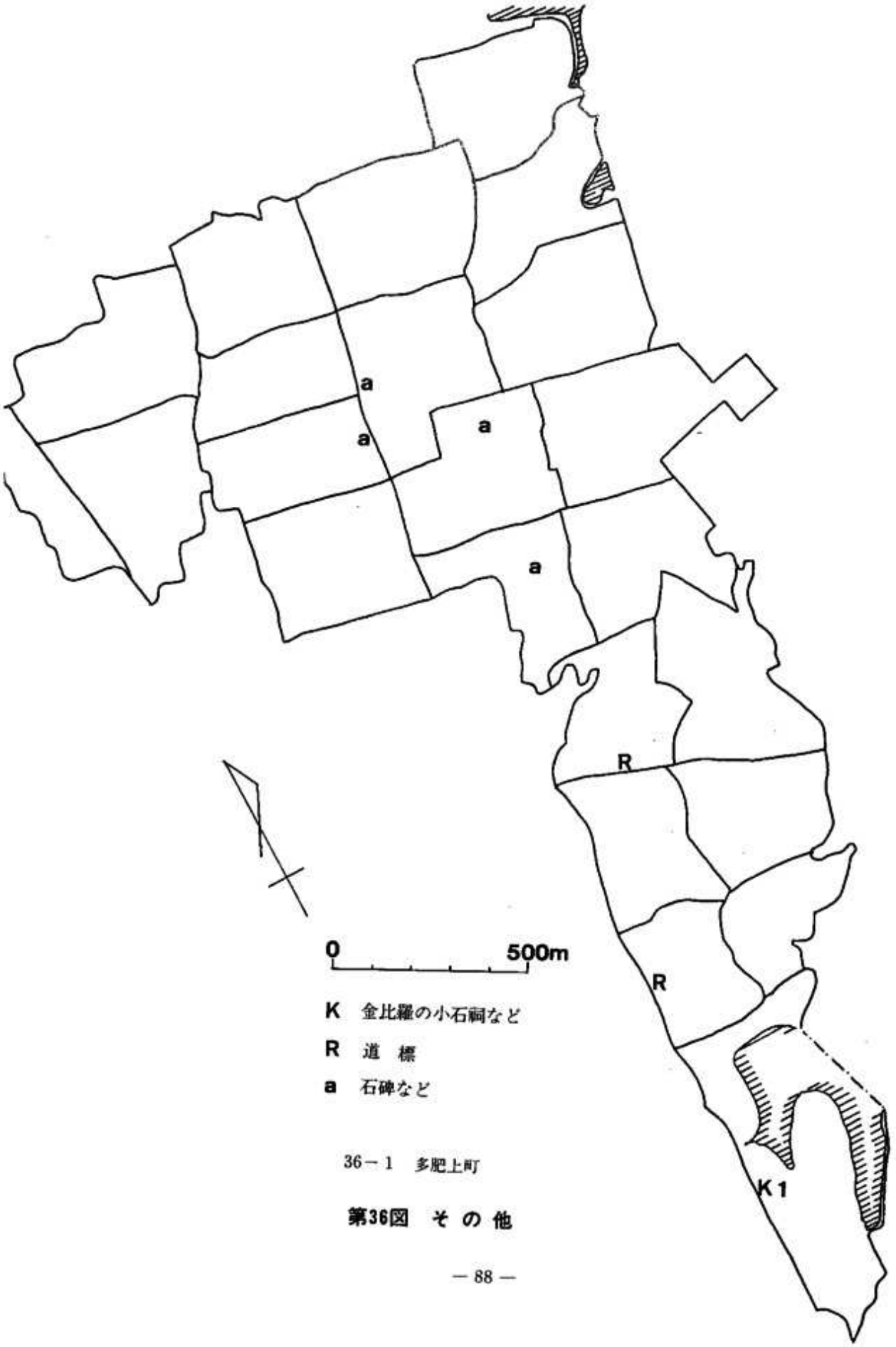

K　金比羅の小石祠など

R　道　標

a　石碑など

36－1　多肥上町

第36図　そ の 他

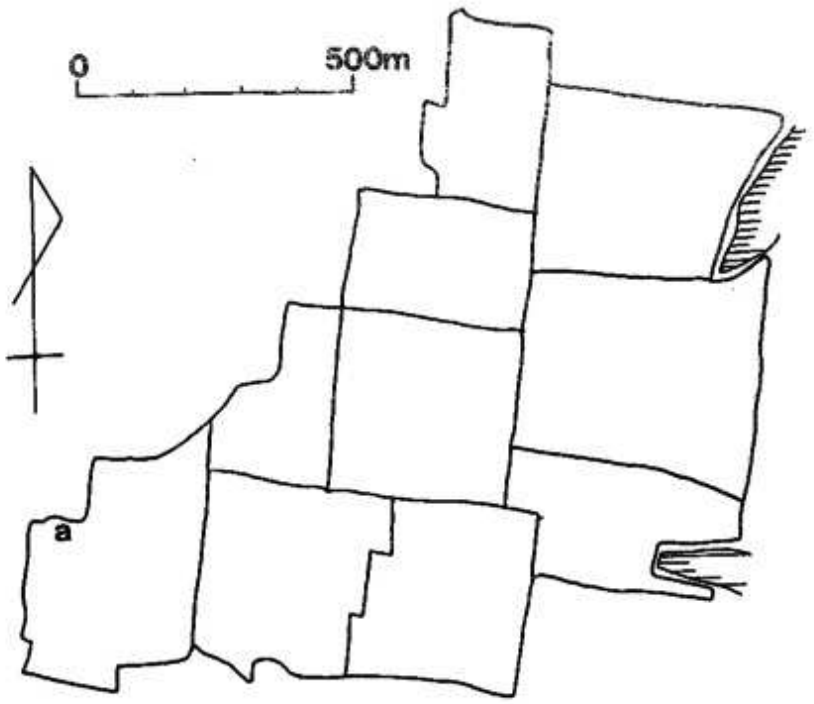

36－2　多肥下町

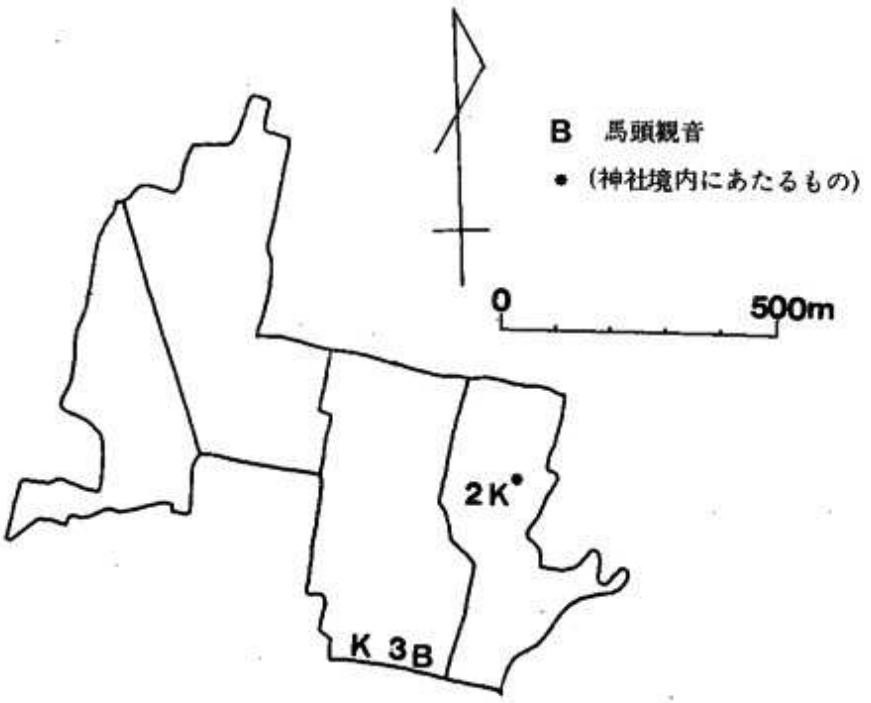

36－3　出 作 町

地蔵尊に関して言えば、六地蔵が共同墓地に、その他の地蔵尊は街道沿い（1・2）や集落のはずれ（5）に位置する。それらは近世後期以降、移動していないと思われる[12]。

5．その他（第36（1～3）図参照）

街道沿いの金毘羅の小石祠（1）は小田の人々が管理・祭祠（年1回）している。同じ金毘羅の小石祠（2）は熊野神社境内にあり、大正7（1918）年に愛敬神社（小石祠）と合祠され、熊野神社が管理する。

また出作町の馬頭観音は明治11（1878）年に設置されたと言われ、街道沿いに位置する。

その他、石碑はいずれも戦後の記念碑なので省略する。

6．おわりに

本報告では多肥地区の祭祠的な空間構成を免場などムラの領域との関連で粗描してみた。やはり神社・地神塔がこの地区のムラを記述する際、重要であると考えられる[13]。最後に今後の課題を提示したい。

まず祭祀の内容、特に組織の実態を過去に遡る方向で調査する必要がある。また祭祠組織以外の社会組織にも同じ視点で注目しなければならない。そのために、よりミクロな視点から聴き取り・文書の調査を行わなければなるまい。

いずれにせよ高松市域さらには香川県のムラの研究は非常に少ない。また讃岐の免場について不明の点が多い。報告者は歴史地理学ないし社会地理学の立場から、讃岐のムラのケーススタディとして、高松平野南部のムラを継続して考えてみたい。

註

1）拙稿「太田地区周辺の民間信仰的ランドマーク」「村落社会へのアプローチ」『弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域発掘調査概報』Ⅰ・Ⅱ高松市教育委員会、1988・1989年，65-75頁・75-80頁

2）この基礎的作業はムラを空間論として把える場合、不可欠であろう。たとえば村武精一『祭祀空間の構造－社会人類学ノート－』東大出版会、1984年などを参照のこと。

3）現在、多肥上町の北西部の字名として南原・平塚・松ノ内がある。一方『免名録』には上多肥村と隣接する免名及び小地名として南原・南原下所および平塚・松ノ内がある。しかし近世後期以降、村境の変更はほとんど無いと考えられ、また太田上町に西原・松ノ内という字があるので、上記の3字名は太田村の旧地名と無関係と考えられる。

4）多肥郷土史編集委員会編『多肥郷土史』後編（以下、引用は後編），1981年、295頁

5）『多肥郷土史』331～333頁、頭屋の単位となる地区は字が複数、連合したものと思われる。

また地区数は免数と一致しないので、免場がそのまま頭屋の地区となったとは考えられない。しかし多肥上町では頭屋の地区は地神塔の分布と一致しているので、桜木神社の頭屋と免場の関係は否定できない。

6）『多肥郷土史』333頁、なお獅子組は多肥上町の向井・上西原、多肥下町の本村、出作町の東部に任じられ（336頁）、また喜多家蔵『氏神八幡宮御祭礼向醵人取扱留』（天保15年）によれば獅子の巡行は「出口→西原→向井→野郷→荒→中所」と上多肥村の中だけであったという（337頁）。

7）第33－1図の地神塔で形態的に特筆すべき2例を報告する。5は五角柱ではなく、小石祠の中に五神の名を刻んだ石を封入してある。6は五神の名前が他のそれと異なり、竜田大神・大年神・保食神・御年神・若年神と刻まれる。なお地神塔の形態的特徴については大川郡などでの熊田正美の報告がある。熊田「大川郡の地神塔の分布と形態」「香川県東部の地神塔の分布と形態」香川県自然科学館研究報告5・6、1983・84年、54～64頁、53～60頁

8）『多肥郷土史』239頁。他地方の事例であるが、地神が祖先神であり、屋敷神と同じと考えられる場合もある。志浦直子「兵庫県の地神信仰」地域文化2、1975年、74－91頁

9）香川県内の庚申信仰は吉田時義の報告を参考のこと。吉田「香川県中部地域の庚申塔・庚申祠・庚申堂について－塩江町・琴南町の庚申塔を中心に－」「香川県西部地域の庚申塔・庚申祠・庚申堂と庚申講」香川県自然科学館研究報告10・11、1988・1989年、55-62頁・53-60頁

10）『多肥郷土史』470～472頁

11）『多肥郷土史』356～361頁

12）すべての共同墓地に近世後期の墓石があり、他の地蔵尊も1は弘化年間（1844～47年）、2は文化年間（1804～14年）、4は文政年間（1818～29年）のものである。いずれも移動したという伝承もない。ただし3の子安地蔵は昭和32（1957）年、他所より移されたという。

13）簡単な報告として次のものがある。
中原耕男「讃岐の地神祭り－地神塔を中心に－」瀬戸内海歴史民俗資料館年報4、1979年、1－11頁

図　　版

(1)　発掘調査前（西側より）

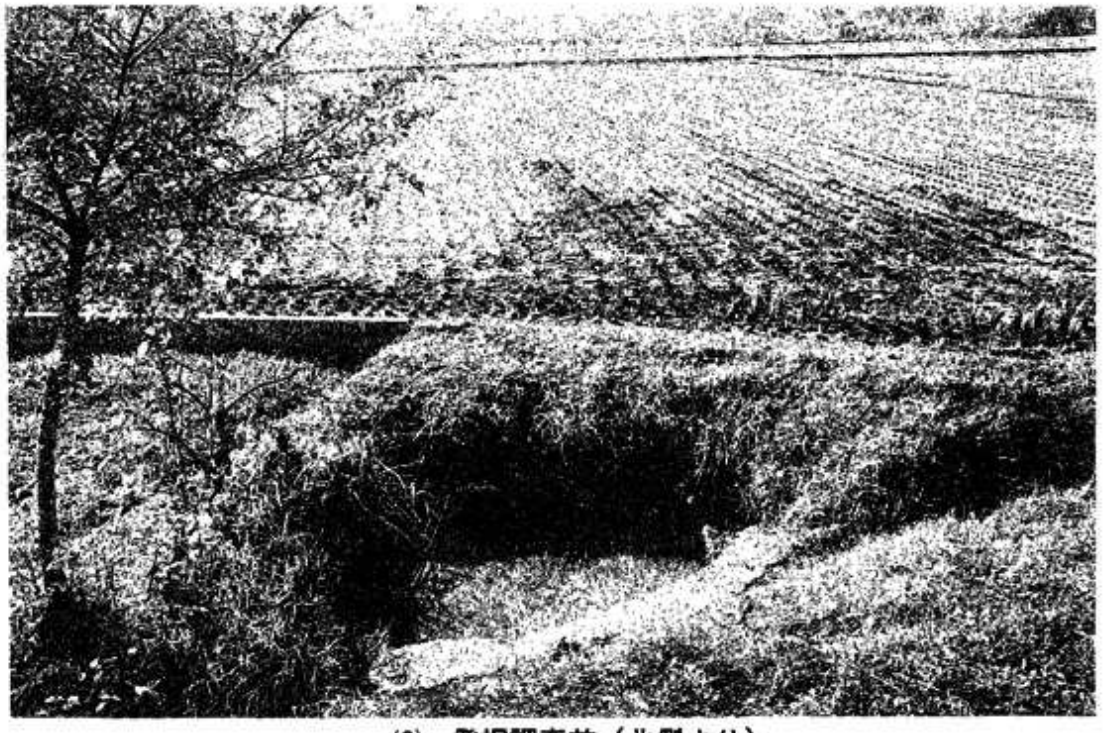

(2)　発掘調査前（北側より）

図版 2

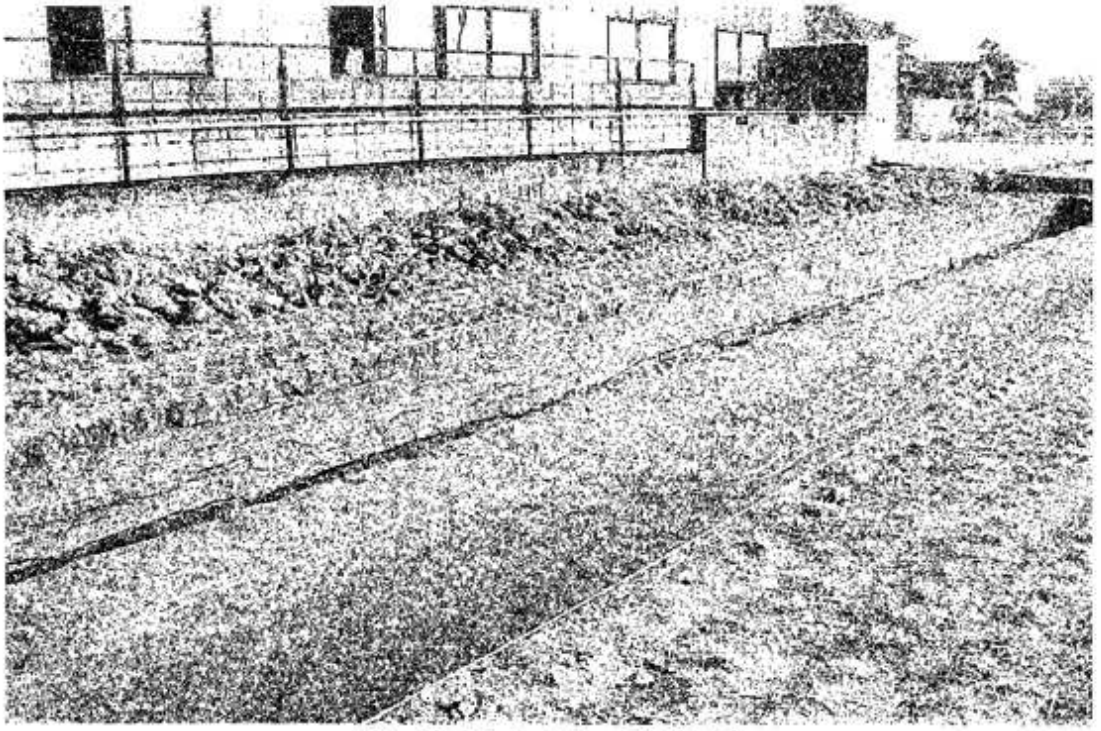

(1)　第 1 トレンチ　東壁土層

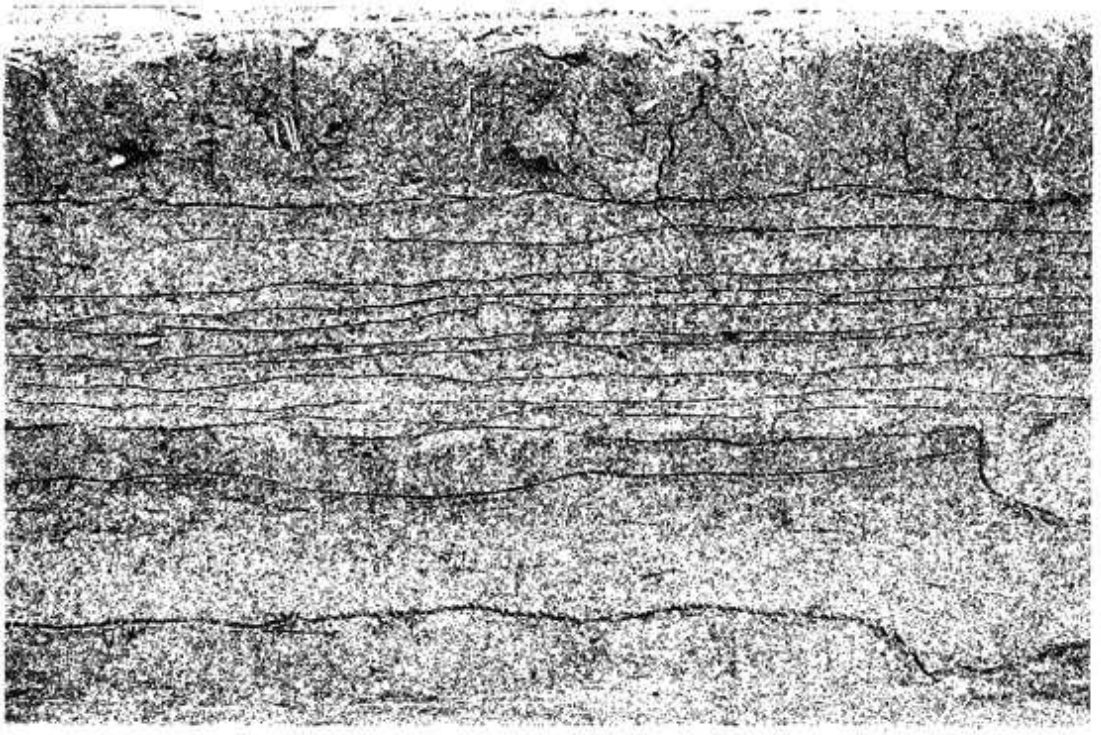

(2)　第 1 トレンチ　東壁土層

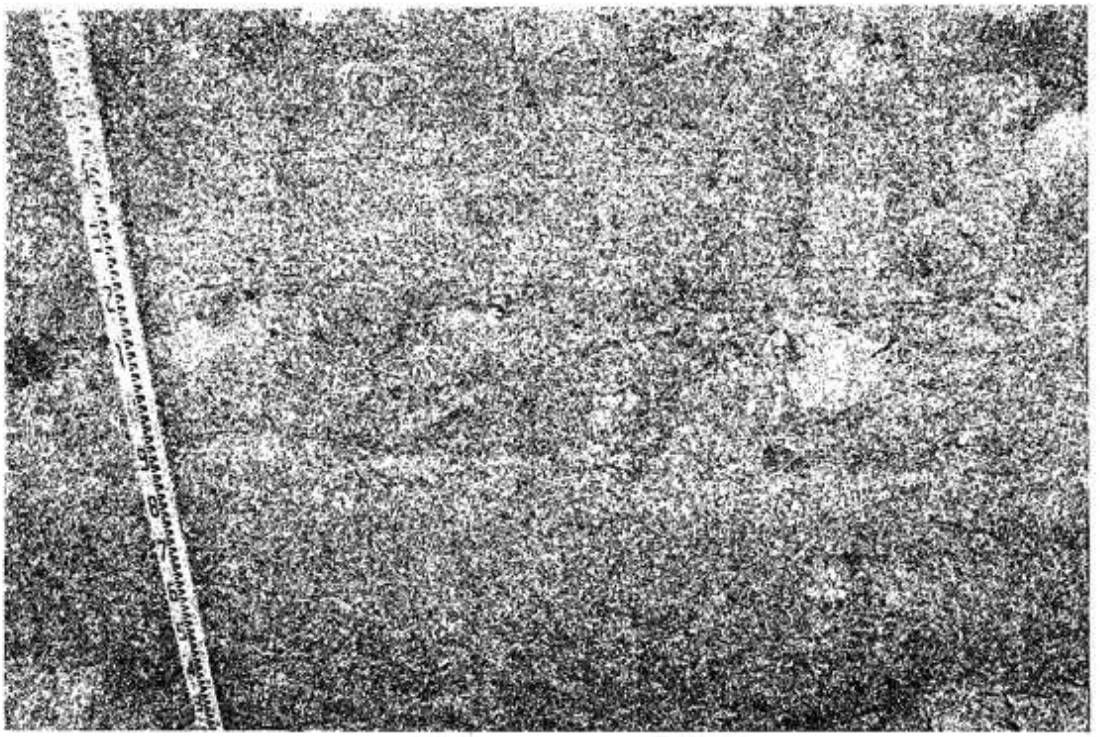

(1)　第 3 トレンチ　西壁土層

(2)　第 3 トレンチ　西壁土層

図版 4

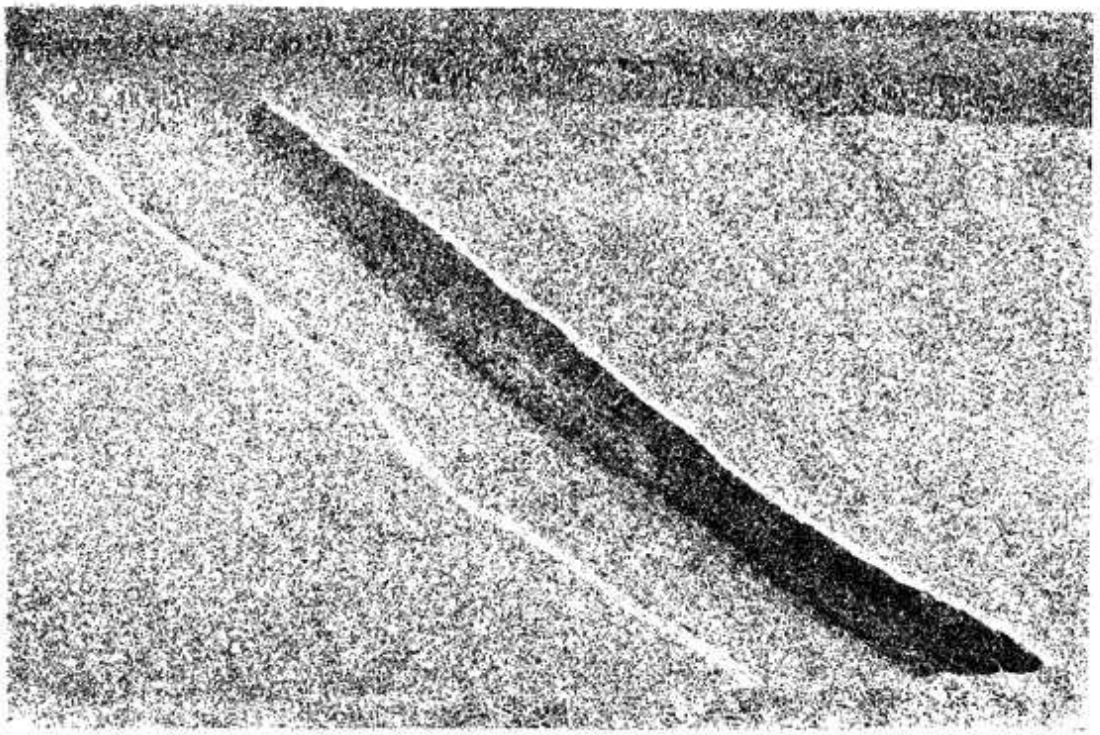

(1)　SD01　完掘状況

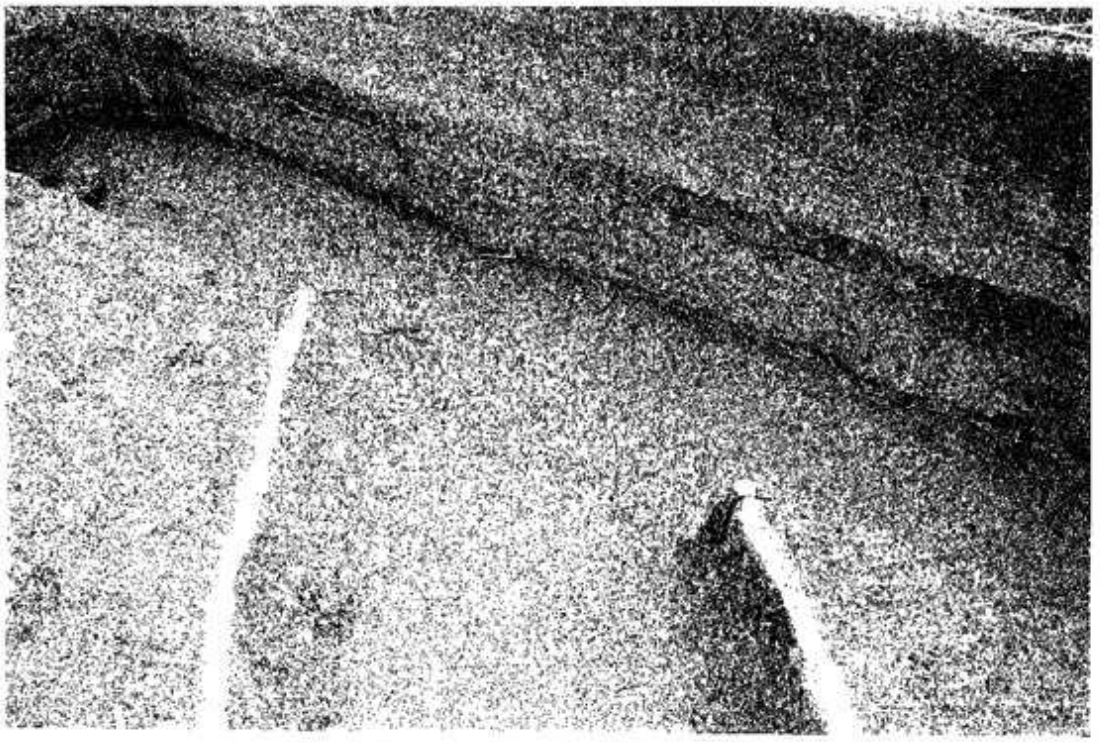

(2)　SD01　土　層

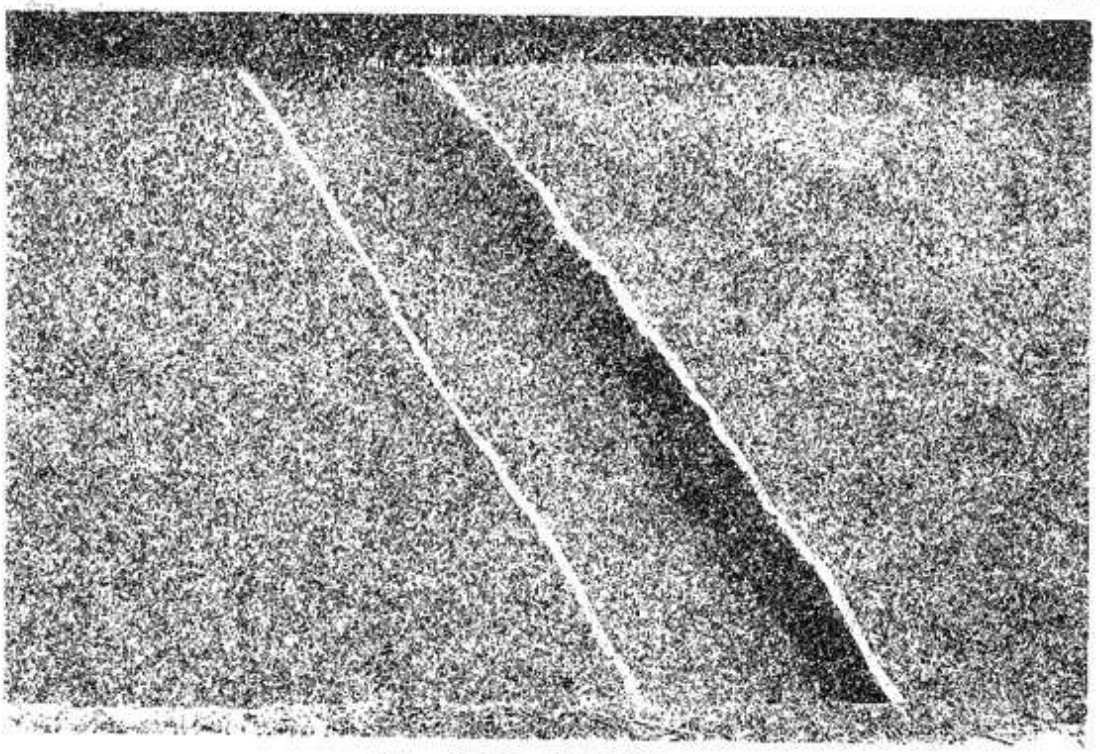

(1)　SD02　完掘状況

(2)　SD02　土　層

図版 6

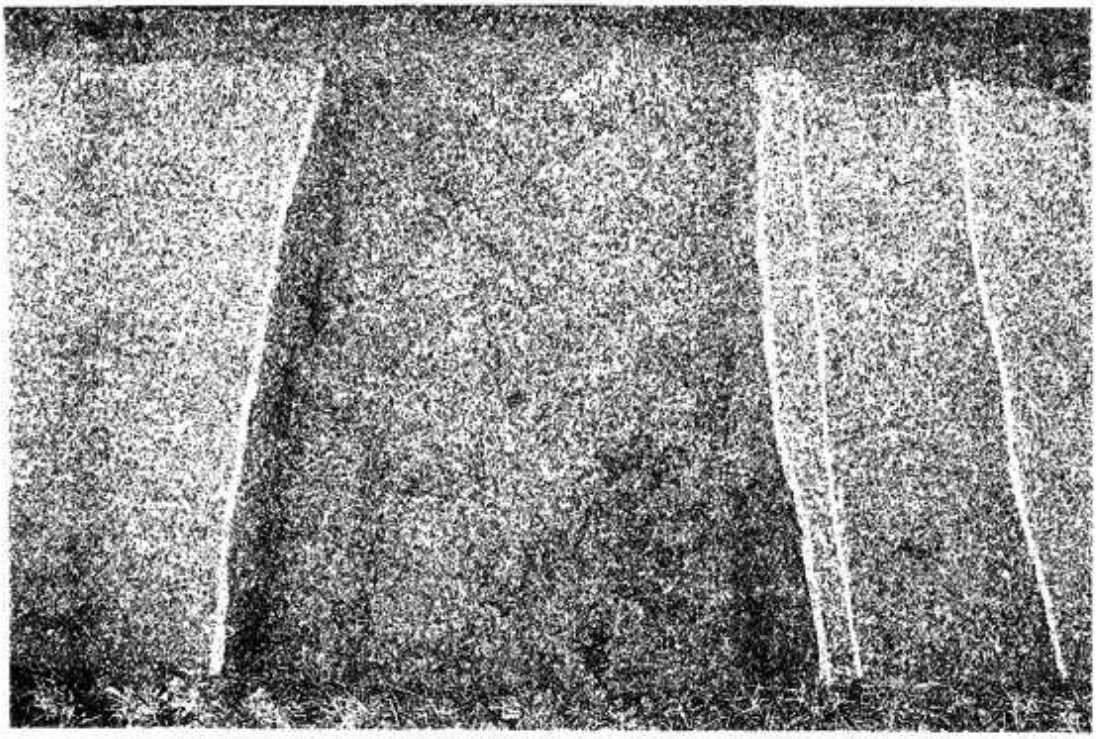

(1)　SD03・04　完掘状況

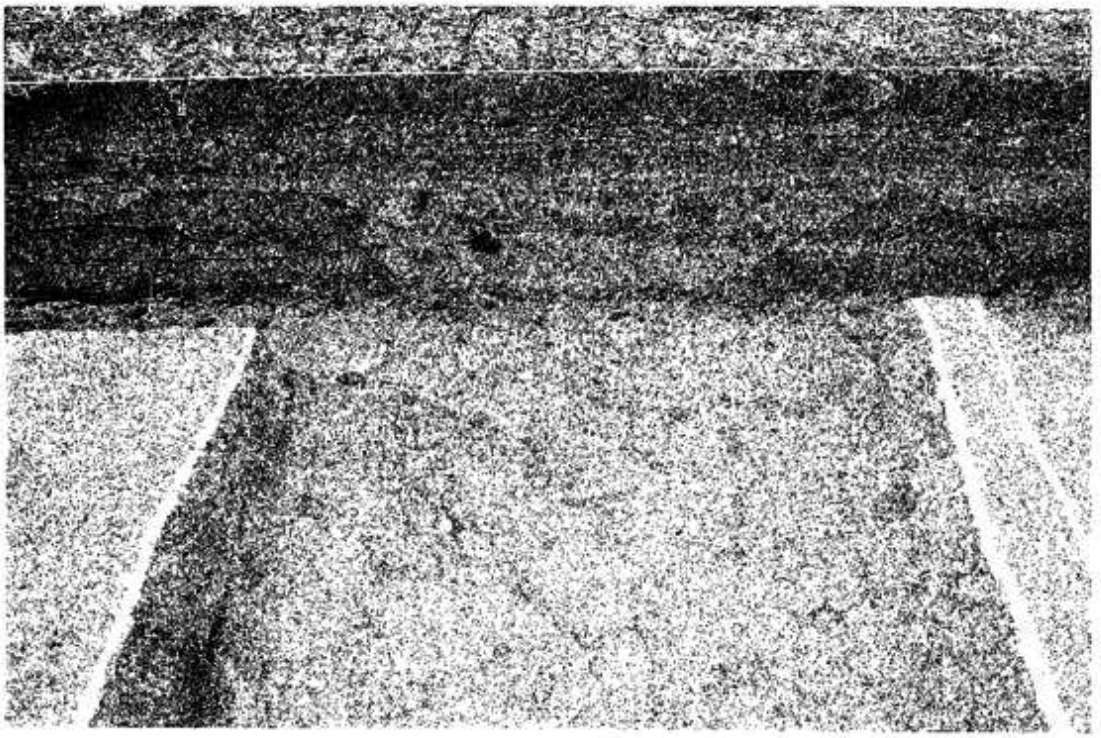

(2)　SD03・04　土層

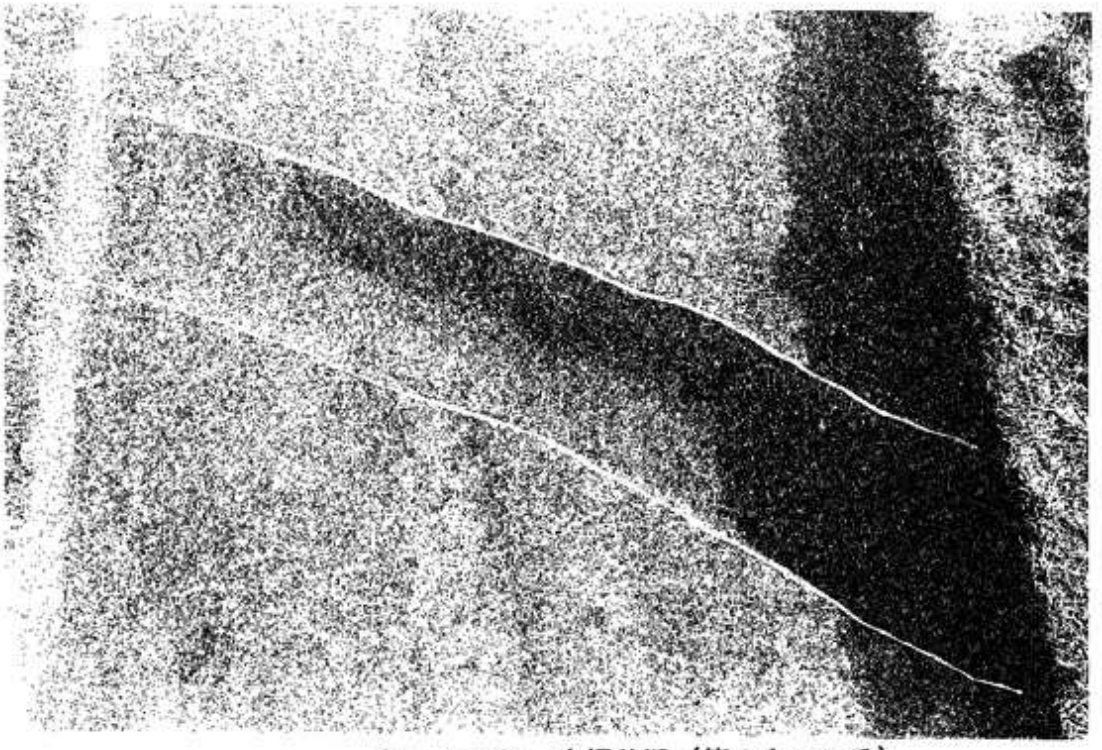

(1)　ＳＤ01　完掘状況（第４トレンチ）

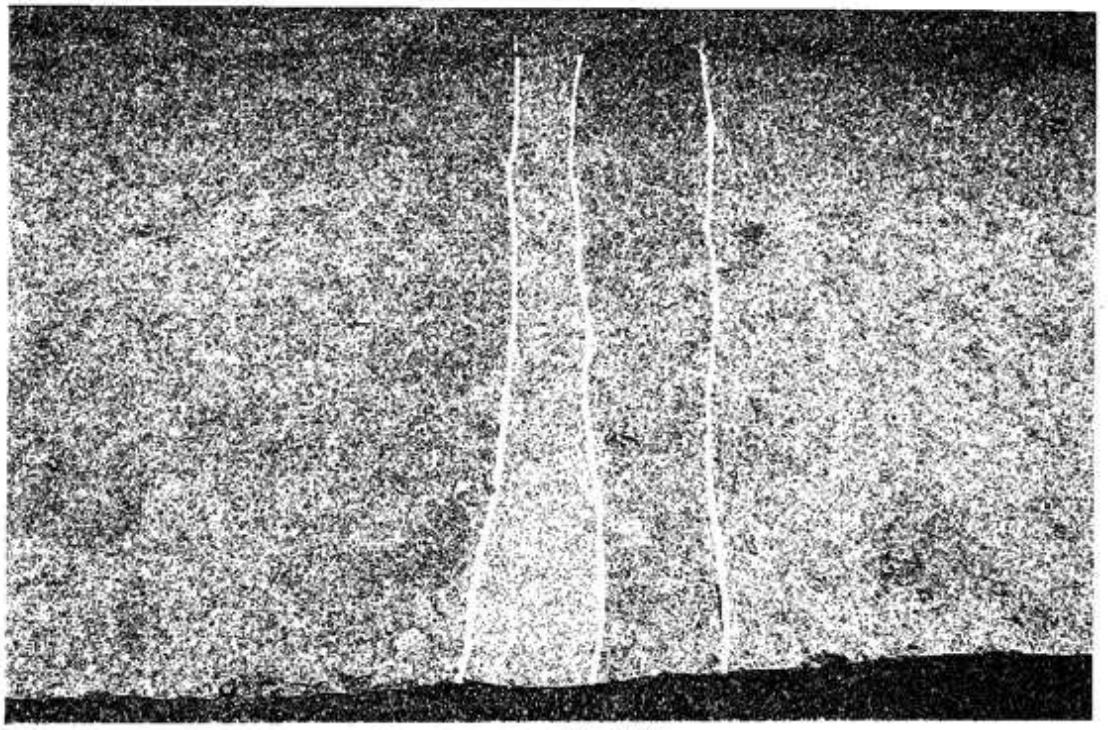

(2)　ＳＤ05　完掘状況

図版 8

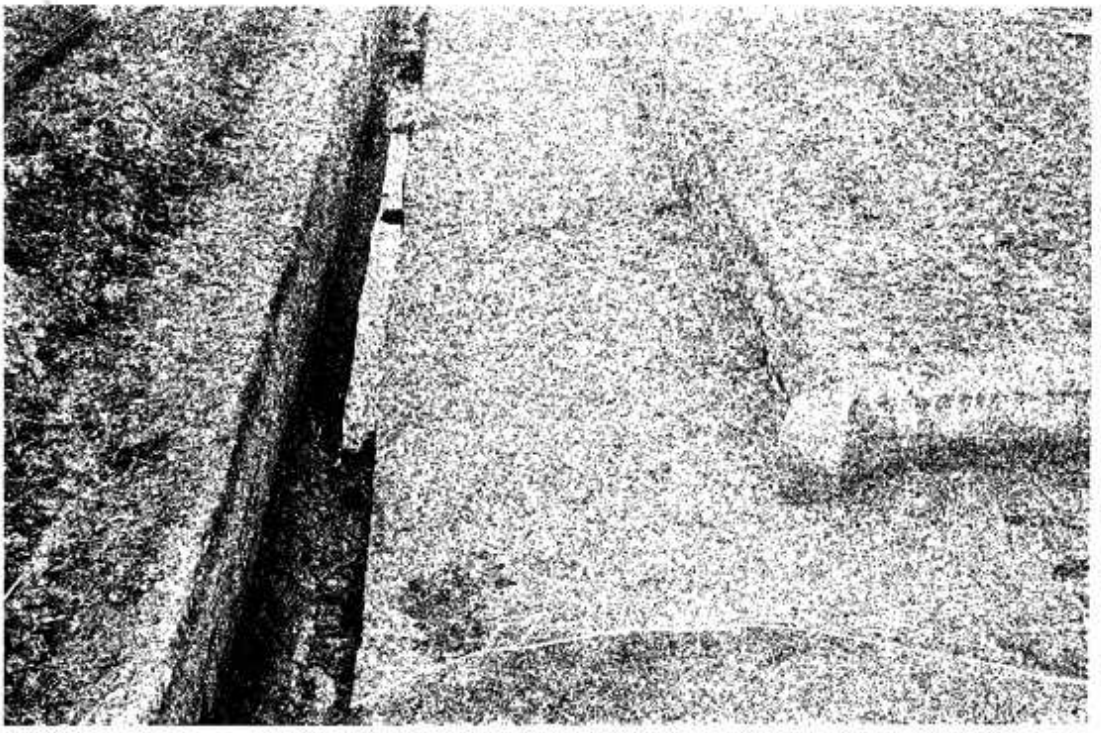

(1)　S X01　上面検出状況

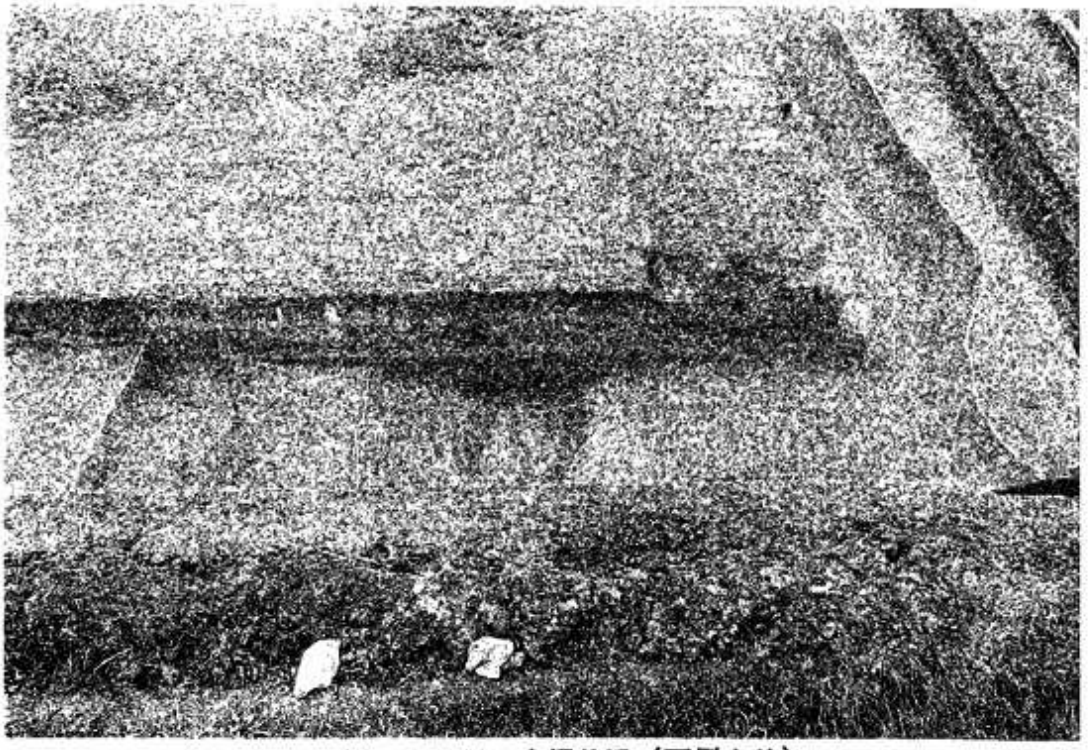

(2)　S X01　完掘状況（西側より）

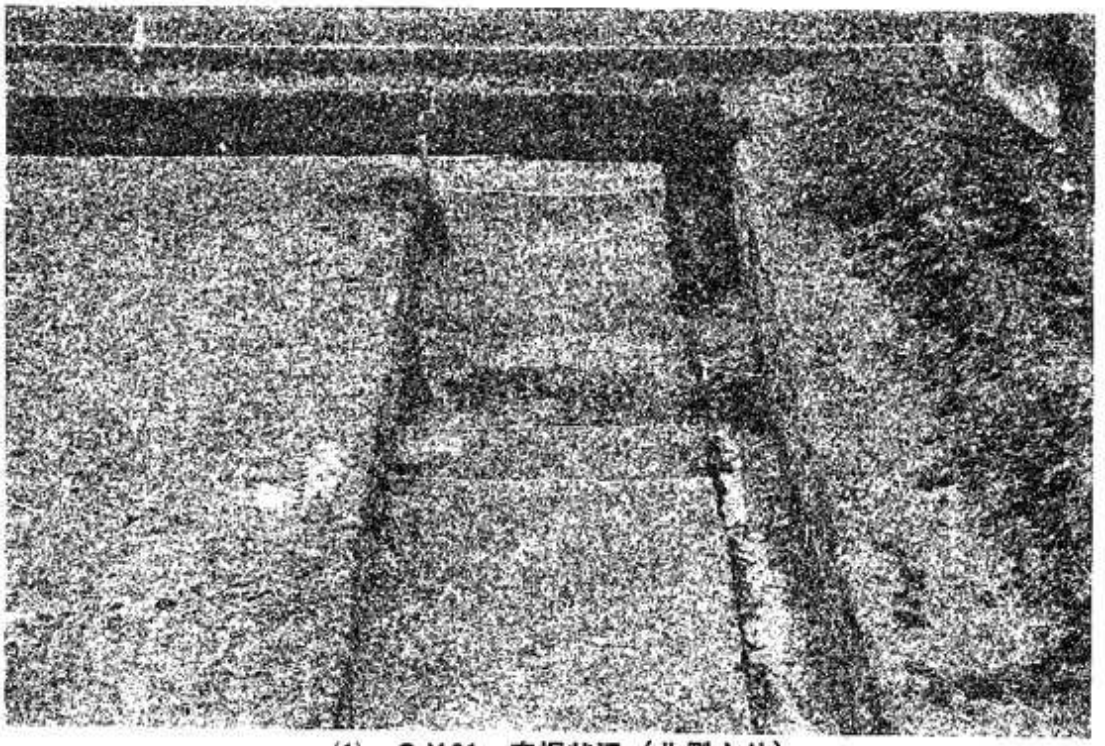

(1)　S X01　完掘状況（北側より）

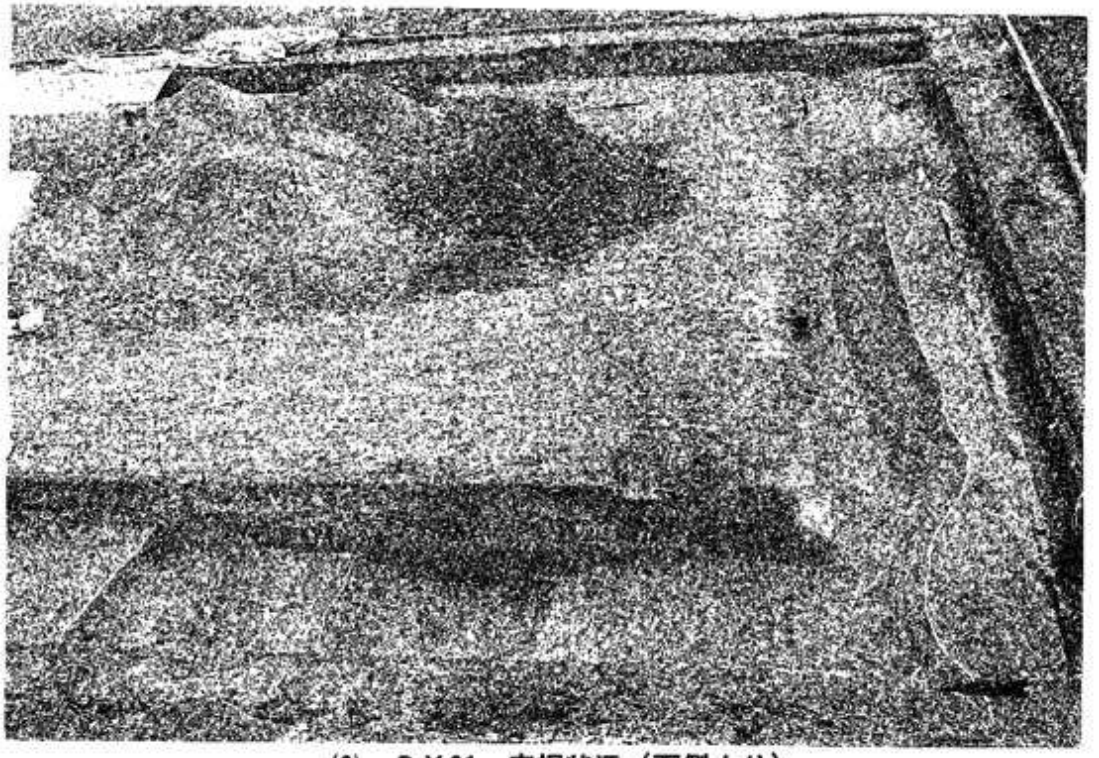

(2)　S X01　完掘状況（西側より）

図版10

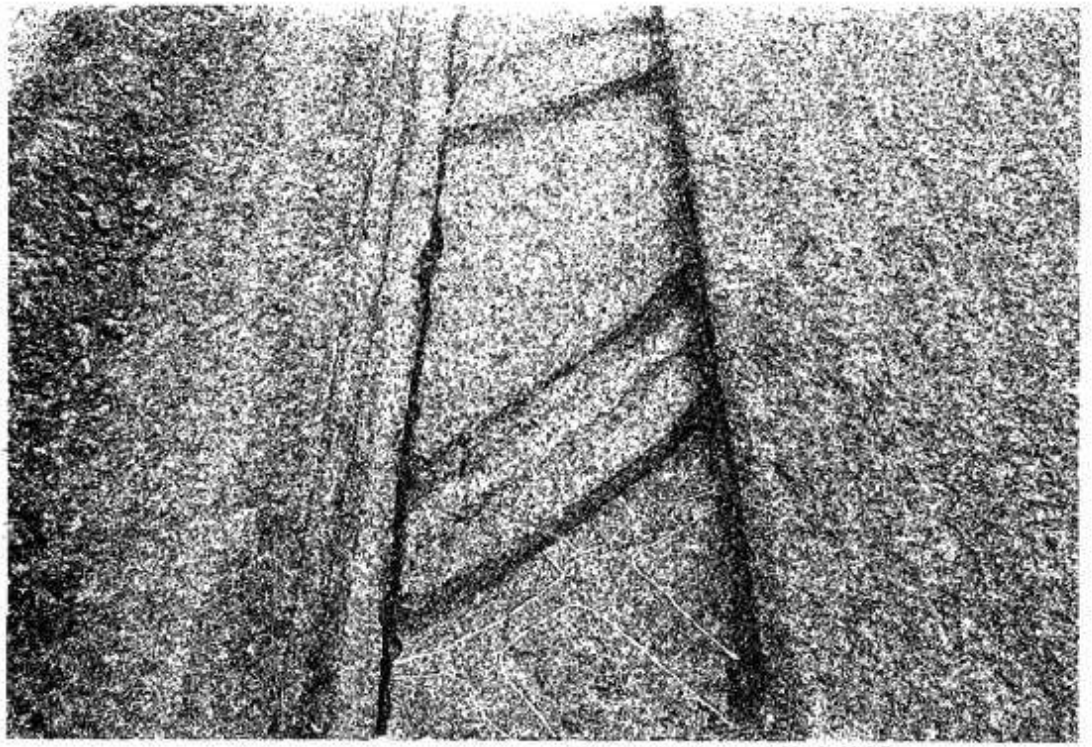

(1)　第19ａ層上面不定形小区画水田上面検出状況

(2)　第19ａ層上面不定形小区画水田完掘状況

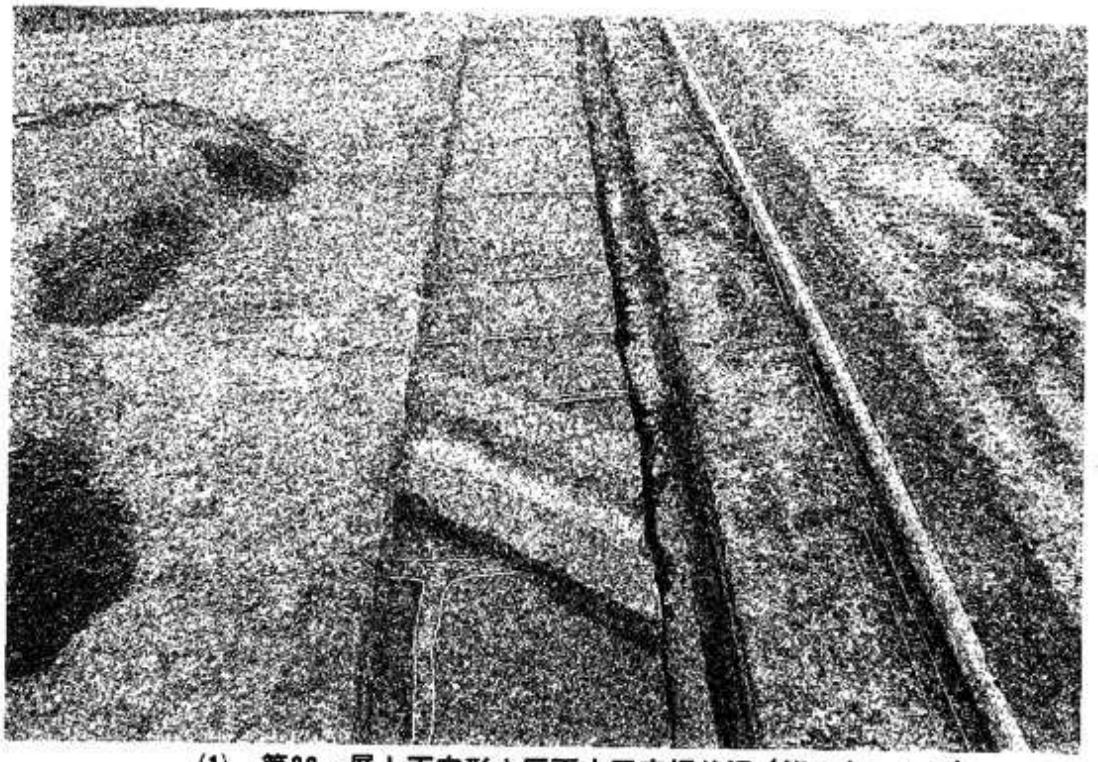

(1)　第20ａ層上面定形小区画水田完掘状況（第４トレンチ）

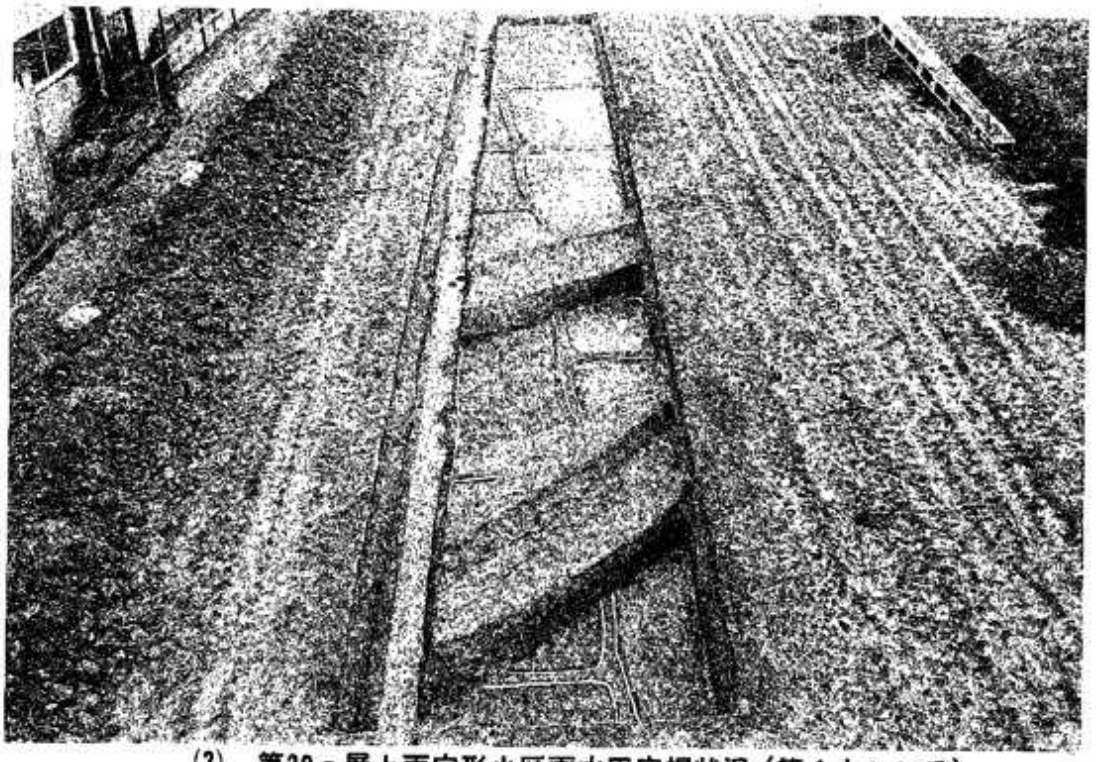

(2)　第20ａ層上面定形小区画水田完掘状況（第１トレンチ）

図版12

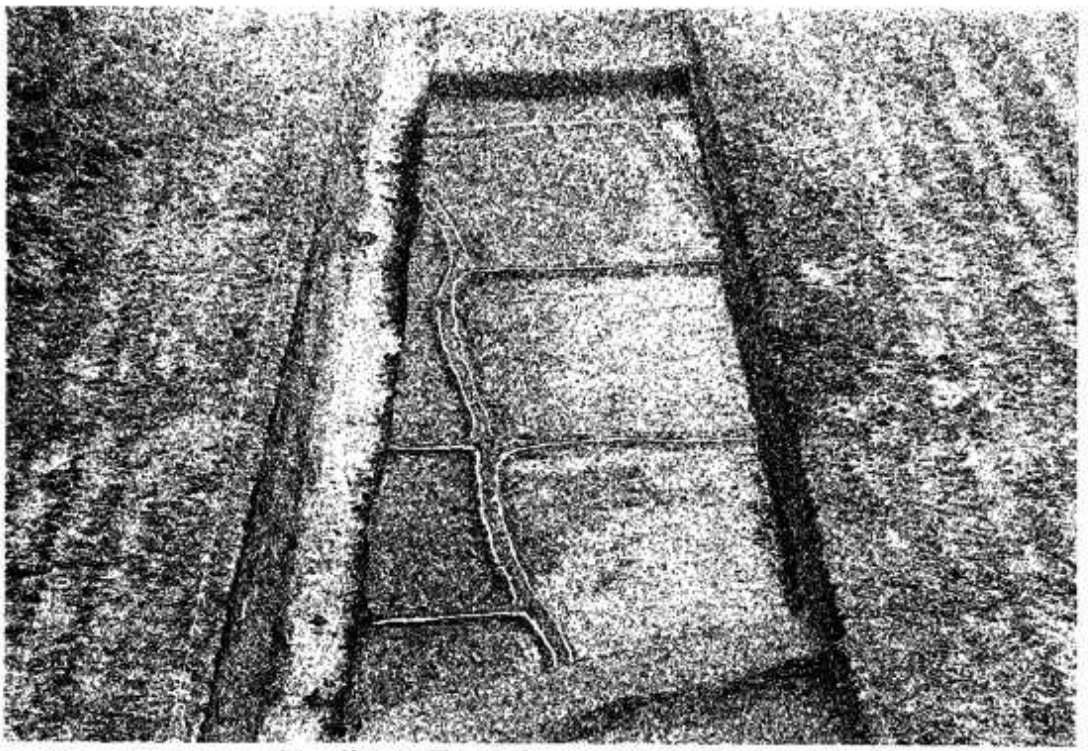

(1)　第20ａ層上面定形小区画水田完掘状況

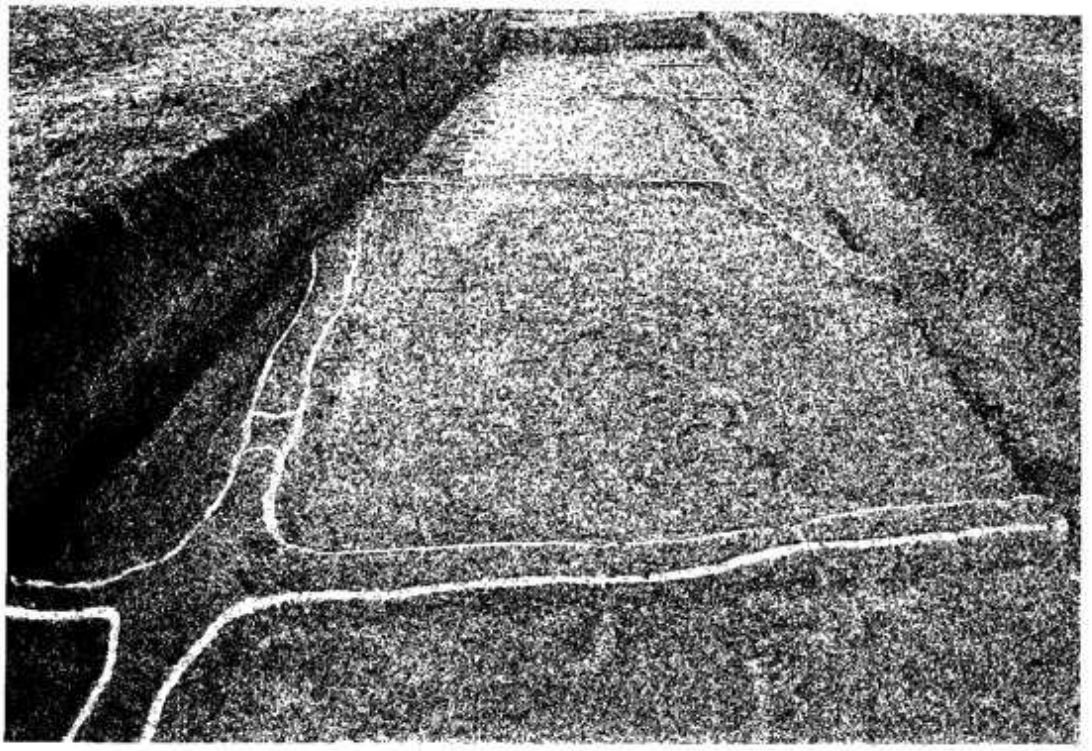

(2)　同　　上

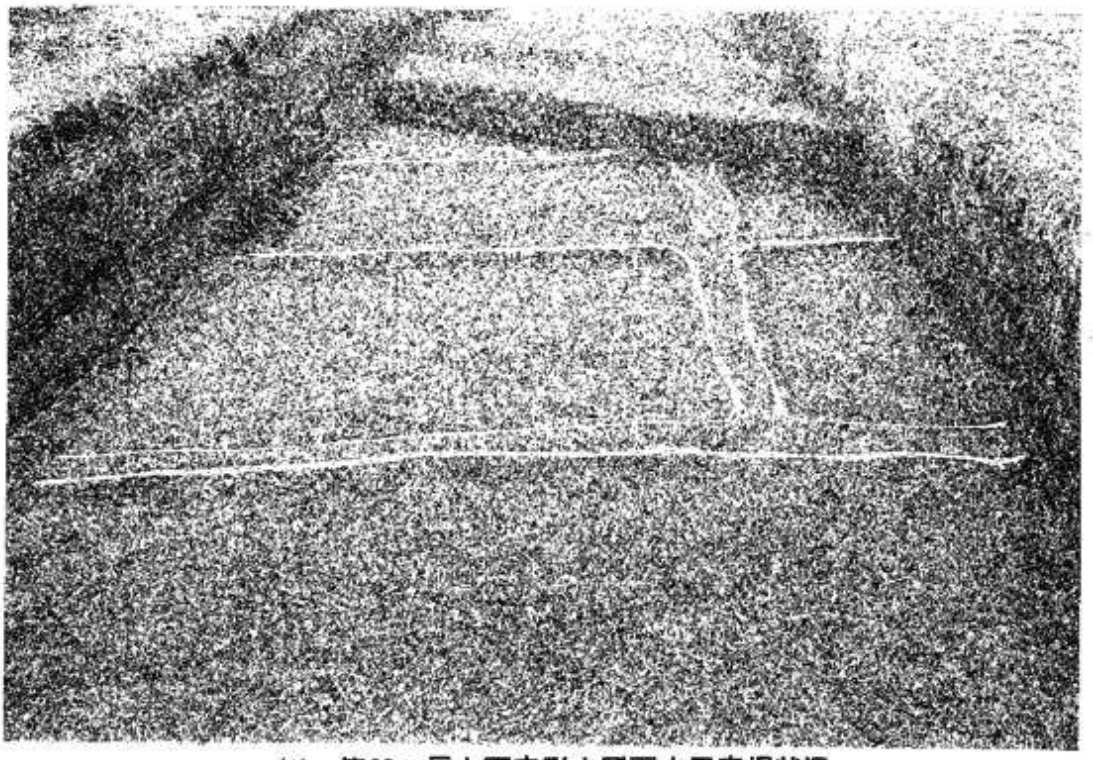

(1)　第20ａ層上面定形小区画水田完掘状況

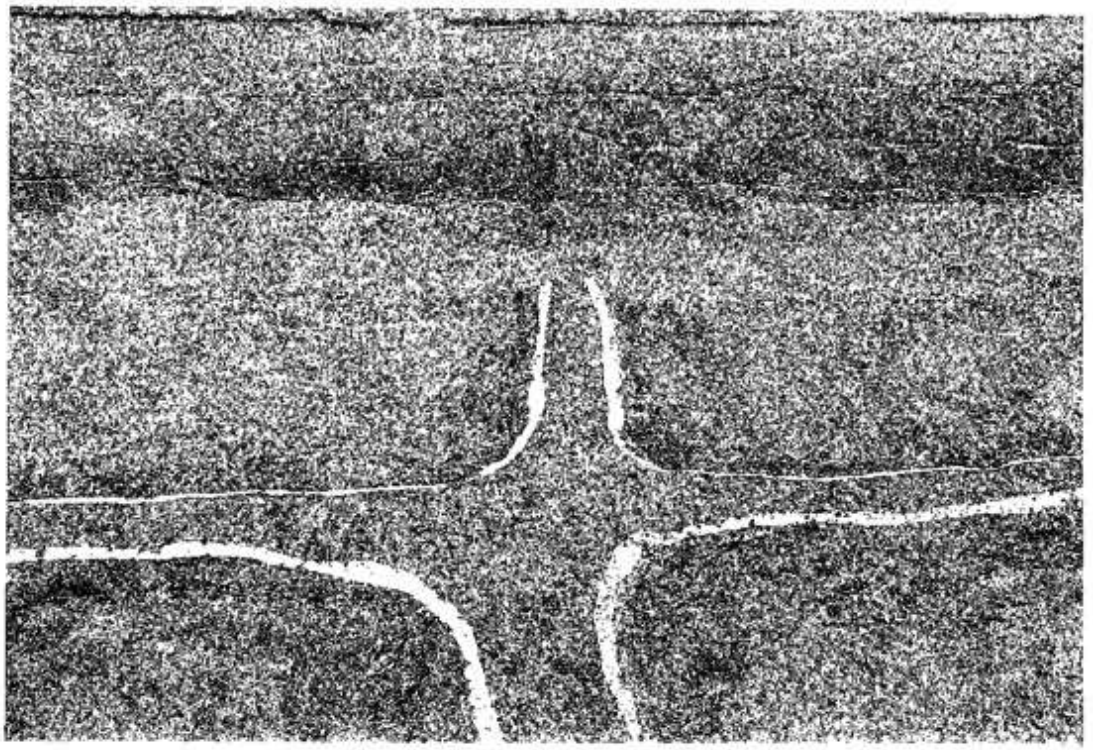

(2)　第20ａ層上面定形小区画水田畦畔

図版14

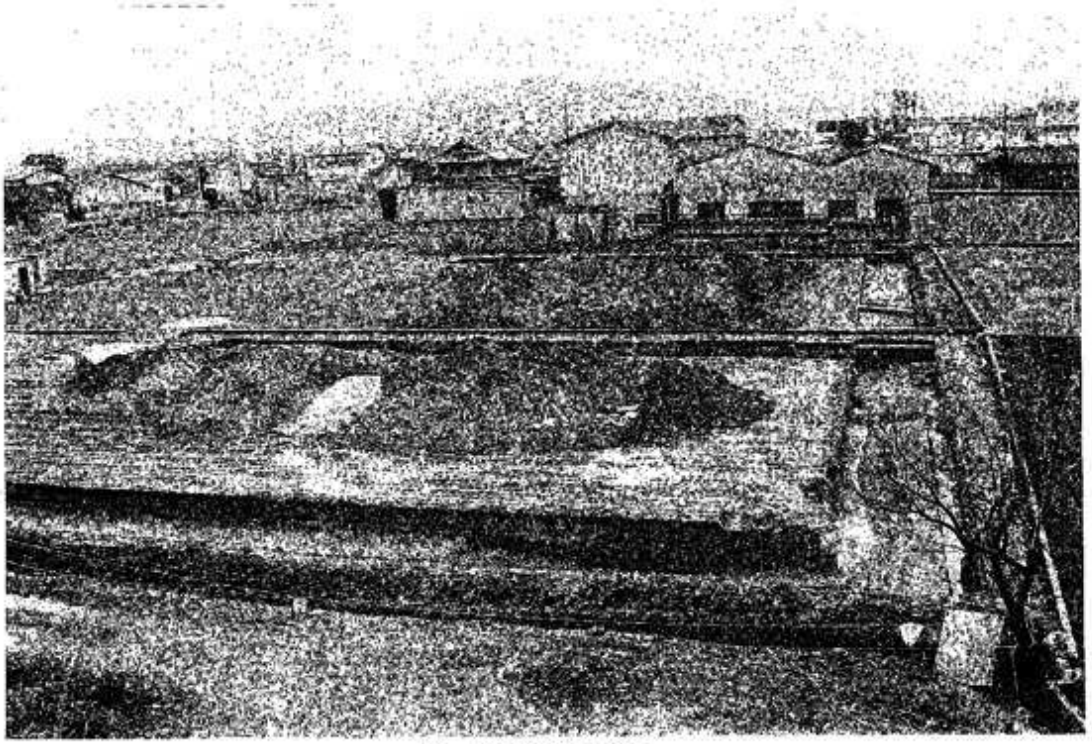

(1) 調査終了状況

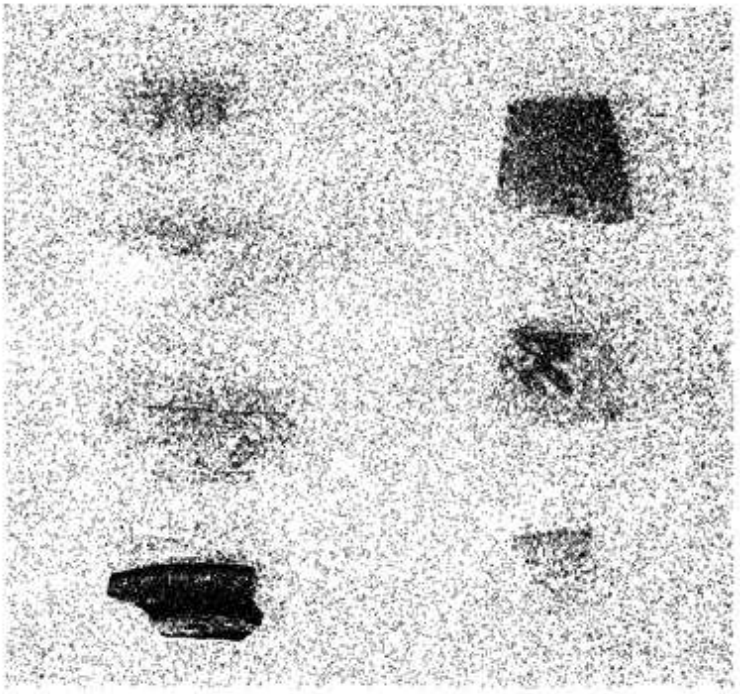

(2) 出 土 遺 物 (1)

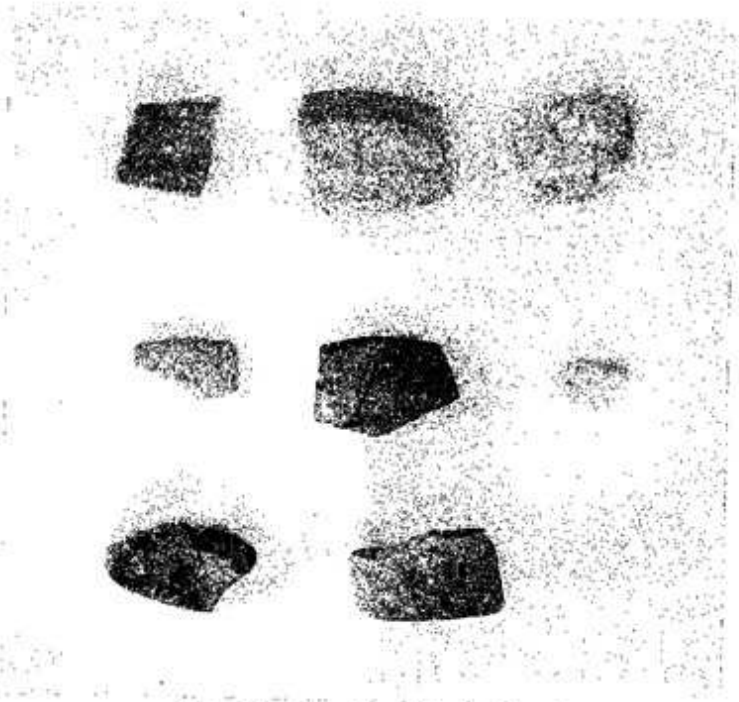

(1) 出 土 遺 物 (2)

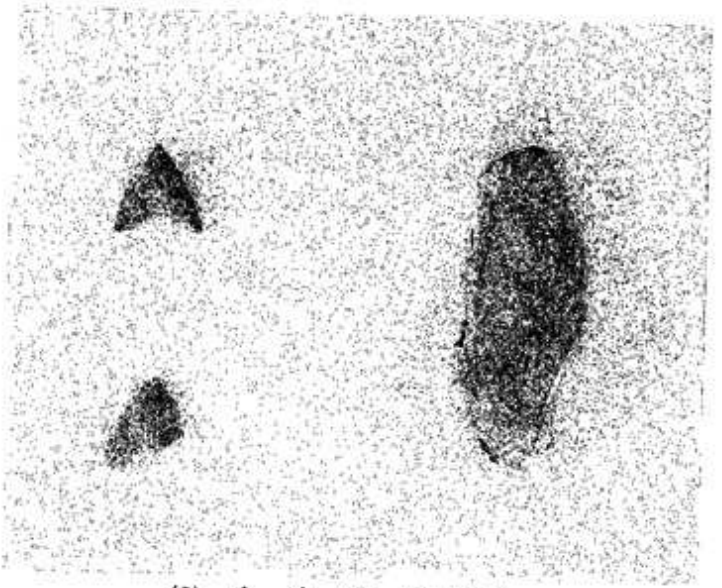

(2) 出 土 遺 物 (3)

弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域発掘調査概報Ⅲ

平成２年３月３１日発行

監　　修　弘福寺領讃岐国山田郡田図調査委員会

編集・発行　高松市教育委員会

印　　刷　総合印刷 ワークステーション